

2025
DISCLOSURE

えひめ未来農業協同組合の現況

えひめ未来農業協同組合

目 次

ごあいさつ

1. 経営理念	4
2. 経営方針	4
3. 経営管理体制	4
4. 事業の概況（6年度）	4
5. 農業振興活動	9
6. 地域貢献活動	10
7. リスク管理の状況	12
8. 自己資本の状況	22
9. 主な事業の内容	23

【経営資料】

I 決算の状況

1. 貸借対照表	40
2. 損益計算書	42
3. 注記表	44
4. 剰余金処分計算書	70
5. 部門別損益計算書	71
6. 会計監査人の監査	71

II 損益の状況

1. 最近の5事業年度の主要な経営指標	72
2. 利益総括表	72
3. 資金運用収支の内訳	73
4. 受取・支払利息の増減額	73

III 事業の概況

1. 信用事業	74
2. 共済取扱実績	81
3. 農業・生活その他事業取扱実績	83

IV 経営諸指標

1. 利益率	87
2. 貯貸率・貯証率	87

V 自己資本の充実の状況

1. 自己資本の構成に関する事項	88
2. 自己資本の充実度に関する事項	90
3. 信用リスクに関する事項	94
4. 信用リスク削減手法に関する事項	101
5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	103
6. 証券化エクスポージャーに関する事項	103
7. CVAリスクに関する事項	103
8. マーケット・リスクに関する事項	103
9. オペレーション・リスクに関する事項	103

10. 出資等または株式等エクスポージャーに関する事項	104
11. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項	105
12. 金利リスクに関する事項	105
VI 連結情報	
1. グループの概況	108
2. 連結自己資本の充実の状況	145
3. 財務諸表の正確性等にかかる確認	162
【J Aの概要】	
1. 機構図	163
2. 役員構成（役員一覧）	164
3. 会計監査人の名称	164
4. 組合員数	164
5. 組合員組織の状況	165
6. 特定信用事業代理業者の状況	165
7. 地区一覧	165
8. 沿革・あゆみ	165
9. 店舗等のご案内	165

ごあいさつ

組合員・地域住民の皆さまには平素より格別のご愛顧を賜り心より御礼申し上げます。ここに令和6年度実績「ディスクロージャー誌2025」を作成致しました。

この「ディスクロージャー誌」はえひめ未来農業協同組合の経営及び業務内容、活動内容等についての情報開示を通じて地域の皆さまにより信頼してご利用いただくためのものです。当J Aに対するご理解とご関心をより一層深めていただければ幸いです。

令和6年度の日本経済は、回復基調を維持しつつも物価高や円安など内外の不確実性に直面した1年となりました。また、消費は回復傾向を示したものの、実質賃金の伸び悩みが個人消費を抑制することとなりました。企業の設備投資については、デジタル化や省エネルギー関連の投資を中心に拡大傾向にあります。輸出は、米国や中国向けを中心に増加していますが、円安や国際的な需給バランスの変化が影響を及ぼす可能性があります。また、ウクライナ情勢や米国の金融・関税政策など、外部要因によるリスクも懸念されています。

一方、農業・J Aを取り巻く環境につきましては、記録的な猛暑や豪雨など大規模な自然災害が頻発し農業生産に大きな影響を及ぼしました。また令和の米騒動とも呼ばれる慢性的な米不足及び価格高騰についても先行きが不透明な状況が続いております。このような情勢のなか「食料・農業・農村基本法」が四半世紀ぶりに改正され、「食料安全保障の強化」「環境と調和のとれた食料システムの確立」「農業の持続的な発展」「農村の振興」を目的とする中長期的な農業政策の方向性が示されました。この改正は、農業・農村がこれまで果たしてきた役割を引き続き適切に発揮するとともに、農業者のみならず食料の供給に関わる全ての関係者が、自信と誇りを持って、農業を始めとする自らの事業に取り組むことを促進することを目的としています。

当J Aにおきましては、令和6年度は第1次中期経営計画の最終年であり、自己改革として経営基盤の確立・強化を目的とした施設整備計画を実践し、新居浜地区4支所、西条地区3支所の体制となり支所再編が完了いたしました。その他の事業につきましても自己改革を着実に実践し一定の成果ならびに評価を得ることができました。

令和7年度は、当J Aでの第2次中期経営計画・営農振興計画をスタートさせる節目の年となります。これまで取り組んで参りました自己改革を継続しつつ環境の変化に柔軟に対応し新たな自己改革に取り組むとともに、新居浜・西条両地区に総合相談センターを設けるなど、地域との繋がりをより重視した取り組みを行って参ります。また、昨年12月開催の第39回愛媛県大会において承認されました県1 J A構想を実現するため、合併促進協議会に参加し具体的な協議を行う予定でありましたが、時期尚早として参加を見送るJ Aもあり、まず県域J Aの組成を目指すこととなりました。当J Aとしては、合併促進協議会に参加するとともに組合員の皆さまにも適宜情報をお伝えし、将来の県1 J Aの実現を検討して参ります。

今後も組合員・地域農業者の皆さまの負託に応える取り組みを行って参りますので、引き続きのご支援とご協力をお願い申し上げます。

以 上

令和7年7月

えひめ未来農業協同組合
代表理事組合長 岡 部 成 彦

1. 経営理念

えひめ未来農業協同組合は、人とのふれあいを大切に、地域の農業と食を創造し、活力ある豊かな「未来」をつくります。

2. 経営方針

- 一. 『地域の「食」は地域の「農業」で守る』を柱に、地域特性を活かす農業を確立します。
- 一. 環境変化を見据える総合事業を展開し、豊かに暮らせる地域づくりに貢献します。
- 一. 持続可能な経営基盤の確立に努め、地域から必要とされるＪＡであり続けます。
- 一. 組合員・役職員がいきいきと、活気あふれるＪＡを目指します。

3. 経営管理体制

◇ 経営執行体制

当ＪＡは農業者により組織された協同組合であり、正組合員の代表者で構成される「総代会」の決定事項を踏まえ、総代会において選出された理事により構成される「理事会」が業務執行を行っています。また、総代会で選任された監事が理事会の決定や理事の業務執行全般の監査を行っています。

信用事業については専任担当の理事を置くとともに、農業協同組合法第30条に規定する常勤監事及び員外監事を設置し、ガバナンスの強化を図っています。

4. 事業の概況

(1) 業 況

営農部門において、基幹作物である水稻は、カメムシ等害虫被害が大きく、また高温障害も相まって、品質の低下が顕著に見られました。集荷に関しては、令和の米騒動と言われたように業者等の動きが活発化され、総集荷袋数92,777袋(前年比73%)となりました。

米販売事業においては直接販売に注力し、その収益から全出荷者に対して1,550円／30kg(合計1億4,380万円)の追加払いを実施いたしました。

ひめの凜は、栽培開始から6年目となり管内作付面積は約216haまで拡大しています。良食味として県下全域で栽培を推奨しており、上位ランクを獲得できるよう栽培管理指導を強化してまいります。

はだか麦については、用途による生産調整は無く、約252haの作付けがありましたが、3月下旬から4月中旬にかけての長雨・豪雨による湿害で品質低下が見られ、反収減(前年比65%)となりました。令和7年産については約230haで作付けを行っています。

野菜販売事業では、異常気象の影響を大きく受け、年間を通して出荷減の単価高で推移しました。春の七草等の一部品目で販売価格を値上げした結果、計画以上の販売高を確保することができました。

直販事業においては、四季菜広場・ときめき水都市ともに、愛媛県発行の直売所プレミアム商品券にも後押しされ、計画以上の販売実績となりました。また、四季菜広場リニューアル建設に向け本格的な検討に入っています。併せて今以上の直販野菜・果樹の生産促進に取り組み、令和8年4月のオープンに向け進めてまいります。

購買事業では、原料の国際市況は不安定であり、国内の製造経費や流通コストの上昇を背景に、肥料・農薬ともに価格は高止まり状況であります。米麦、共販野菜、直販野菜において資材の

予約とりまとめを随時実施し、生産コスト低減に努めました。

金融共済部門においては、日銀の政策金利の変更から金融環境が大きく変化する困難な局面を迎えましたが、渉外担当者の訪問を中心に貯金、貸付及び共済のより良い提案活動を行いました。

融資事業では、農業融資専任担当者・渉外担当者・ＴＡＣが定期的な農家訪問を実施し、農家の皆さまの農業資金需要に迅速に対応しております。

貯金事業は、金利上昇に伴い定期貯金のキャンペーンを実施し、地域の皆さまから1,417億円あまりをお預かりさせていただいております。

共済事業では、自然災害への備えとして、建物更生共済を中心とした保障充実による安心なくらしの提供や迅速な被害調査活動に取り組み、他にも疾病や事故の保障に対して迅速な共済金支払いを進めております。引き続きサービスを向上させ、お客さまの利便性向上を図ってまいります。

生活事業では、組合員や地域の皆さまのくらしや生活の充実を図り、地域との繋がりを広げるため、様々な事業を展開しております。

相談事業では、相続、遺言、税務、不動産など、お困りごとやお悩みを総合的・専門的に支援する窓口機能を設置し、各種専門家やＪＡ他部署と連携して、課題解決や相談対応に取り組みしました。

葬祭事業では、恒例の人形供養祭や事前相談会を通じて、新たに葬祭会員にも入会いただき、年間では366名の会員増加となっております。また、西条地区では359名、新居浜地区では303名、合計662名の方々のお見送りをさせていただきました。

介護福祉事業では、満足いただける介護サービス事業を目指し、介護専門職員の育成やレベルアップに努め、高機能なサービスの提供が可能な事業体制の構築に努めました。組合員や地域の皆さまが、住み慣れた地域で安心して過ごしていただけるよう、居宅・デイサービス・訪問介護・小規模多機能サービスなど、様々な介護サービスを展開し、自立支援型のサービス提供に努めております。また、令和6年度には、西条地区のデイサービスセンター「いずみの里」を改築し、今まで以上のサービス提供に取り組んでおります。

経済事業では、原油価格や生活物資の高騰が続く中、生活燃料の安定供給及び安心機能の充実、利用者ニーズを踏まえた生活物資の供給に努めました。また、高騰化対策として、行政等による消費者支援対策事業にも積極的に参画しております。

女性部組織では、「食農教育活動」として、地域の小学生へ味噌づくり体験教室を実施し、「ＳＤＧｓ活動」としては、家庭内の貯蔵品や滞留品などを持ち寄って「わくわくマーケット」を開催し、資源の有効活用促進にも取り組んでおります。また、サークル活動発表会やミニデイ活動、直売所と協力したイベントなどを通じて仲間づくりにも取り組み、組織の活性化に努めております。

総合管理部では、昨年度に引続き「農業まつり」及び「みのりちゃんカップ」(管内小学生のサッカー大会)を開催し地域の皆さまとのふれあい活動を実施しました。また、「こども食堂へのお米の提供」などを通じて地域貢献活動を実施いたしました。

本年度の決算結果は、事業利益55百万円、経常利益181百万円、当期剰余金は108百万円、当期末処分剰余金は407百万円となっております。なお、自己資本比率は19.05%となり、基準(8%)に対し大きく充足しています。

以上、令和6年度の事業概況を報告いたします。

(2) 当該事業年度における事業の経過

年 月 日		事 項（主 な 動 き）
4月	1日	辞令交付式・新規採用職員入組式
	1日	会計監査人 期末監査Ⅰ（現金実査）
	12日	会計監査人 期末監査Ⅱ
	13～15日	ときめき水都市リニューアル2周年記念フェア
	17日	相続講演会
	17日	教本贈呈式
	17日	一寸蚕豆出荷協議会
	17日	令和5年度女性部新居浜ブロック通常総会
	18～19日	春の野菜苗販売（新居浜地区）
	20日	春の野菜苗販売（西条地区）
	23日	第4回女性部総代会
	27～28・30日	会計監査人期末監査Ⅲ
	30日	たまねぎ出荷会
	30日	監事会・理事会
5月	1～2日	会計監査人期末監査Ⅲ
	7日	青年部 総会・意見交換会
	8～10・13日	令和5年度決算監事監査
	24日	会計監査人審査会
	29日	監事会
6月	31日	理事会
	5日	禎瑞支部女性部「SDGs牛乳パックで トイレットペーパーホルダー作り」
7月	6日	デイサービスセンター「武士の里」 増改築工事地鎮祭
	8日	イマココ子ども食堂へお米提供
	8～24日	メロンフェア
	9日	人形・写真供養祭
	11日	えがお輝く健康教室「自己体力チェック」
	13日	大町サロン「SDGs牛乳パックでトイレットペーパーホルダー作り」
	14日	大保木支部女性部山間交流活動「めんつゆ・焼肉のたれづくり」
	19日	つながれワクワクマーケット
	21日	絹かわなす目ならし会
	27日	監事会・理事会
	28日	第4回通常総代会
	9日	えがお輝く健康教室「家庭でできる応急処置」
	13日	農機大展示即売会
	16～18日	玉津小学校味噌づくり体験
	16日	鎮魂祭
	21日	イオン新居浜チアーズクラブ 絹かわなす産地見学会
	22日	水見支部女性部 災害時に役立つ料理実習
8月	22日	イマココ子ども食堂へお米提供
	23日	新本館建設工事地鎮祭
	23日	第28回令和5年度ときめき水都市総会
	24日	令和5年度あかがね市部会総会
	29～31日	会計監査人 期中監査Ⅰ
	30日	監事会
	31日	理事会
	1～2日	会計監査人 期中監査Ⅰ
	2日	第51回いちご部会総会・共進会



第4回女性部総代会



青年部 総会・意見交換会



第4回通常総代会



新本館建設工事地鎮祭

年 月 日		事 項（主 な 動 き）
8月	4日	西条農業高校×ピザラ共同開発 地産食材「絹かわなす」ピザ店頭販売
	8日	泉川支部女性部料理教室
9月	9日	禎瑞支部女性部地域防災活動
	23日	令和5年度ほうれん草部会総会
	2日	監事会・理事会
	4～6日	神拝小学校味噌づくり体験
	5日	四季菜広場塾「ぶどう栽培講習会」
	9日	令和6年度里芋部会出荷協議会（西条地区）
	10日	四季菜広場塾「冬作野菜栽培講習会」
	10日	えがお輝く健康教室「ストレスコーピング」
	11～13日	西条小学校味噌づくり体験
	12日	令和6年度里芋部会出荷協議会（新居浜地区）
	13日	秋の苗物フェア（新居浜地区）
	14日	秋の苗物フェア（西条地区）
	14～16日	フレッシュミズ 親子味噌づくり体験
	17～19日	飯岡保育園 味噌づくり体験
10月	24日	神戸小学校 絹かわなす出前授業
	26日	第1回未来塾
	26～27日	愛媛県常例検査 現物検査
	27日	新居浜農業を語る夕べ
	27日	監事会・理事会
	1日	上半期決算棚卸監事監査
	1～2日	Aコープ商品研修
	3～4日	J Aみらいサミット（山梨）
	9日	神郷支部女性部料理体操教室
	22日	えがお輝く健康教室「むくみの予防」
11月	26～27日	ときめき水都市創業祭
	31日	監事会・理事会
	1日	洲之内ほうれん草出荷会
	5日	令和6年度いちご部会出荷協議会（西条地区）
	7日	たまねぎ苗販売
	7日	ほうれん草部会出荷会
	8・11・12・15日	上半期決算監事監査
	12日	えがお輝く健康教室 「野外ウォーキング～ノルディックウォーク～」
	13日	第7回東予地区J A年金友の会 グラウンドゴルフ大会
	18～22日	愛媛県常例検査 本検査
12月	19日	女性部新居浜ブロック 営農購買部会
	20日	女性部新居浜ブロック 生活文化部会
	23日	みのりちゃんカップ2024
	26日	デイサービスセンターいずみの里移設オープン
	27日	第2回未来塾
	29日	監事会・理事会
	6日	西条中央支所防犯訓練実施
	10日	えがお輝く健康教室「防災食・ボールピクス」
	11日	農機実演会
	14日	J Aえひめ未来農業まつり2024
12月	18～30日	J Aカレンダー展示（イオンモール新居浜）



西条農業高校×ピザラ共同開発



神戸小学校 絹かわなす出前授業



J Aみらいサミット



みのりちゃんカップ2024



J Aえひめ未来農業まつり 2024

年 月 日		事 項（主 な 動 き）
12月	20日	女性部西条ブロック 生活文化部会
	25日	会計監査人 期中監査Ⅱ事前準備
	27日	第3回未来塾
1月	27日	監事会・理事会
	6日	野菜初出荷式
	7日	七草粥振る舞い
	8日	第5回女性部運動会
	9日	春の七草 出前授業
	14日	えがお輝く健康教室 「高血圧と心臓病・青竹エクササイズ」
	15日	船木支部女性部 お料理実習
	18日	フレッシュミズ活動 「砥部焼絵付け体験・干支根付づくり」
	20日	飯岡保育園 食育出前授業
	20～23日	会計監査人 期中監査Ⅱ
2月	20・23日	新居浜市・西条市へ母子手帳ケース寄贈
	23日	J A えひめ未来終活セミナー
	24日	第4回未来塾
	31日	監事会・理事会
	1日	ときめき水都市 玉津支部イベント
	18日	えがお輝く健康教室「自律神経の整え方」
	19～20日	女性部支部長・常勤役員意見交換会
	21日	第5回未来塾
	22日	フレッシュミズ 「手作りお味噌を使ってお料理教室」
	22～24日	J A えひめ未来直売所感謝祭
3月	25日	西条の七草出荷反省会
	28日	いちご目ならし会
	28日	監事会・理事会
	4～7日	会計監査人 期中監査Ⅲ
	10日	新本所オープン
	11日	えがお輝く健康教室「体力測定」
	15日	令和6年度女性部新居浜ブロックサークル活動発表会
	19日	J A えひめ未来青年部意見交換会
	19日	年金友の会上部地区グラウンドゴルフ大会
	27日	J A えひめ未来終活セミナー
	28日	監事会・理事会
	30日	第6回未来塾
	30日	女性部西条ブロックお花見イベント
	31日	決算棚卸監事監査
	31日	会計監査人 期末監査Ⅰ（棚卸立会）



春の七草 出前授業



西条の七草出荷反省会



新本所オープン

5. 農業振興活動

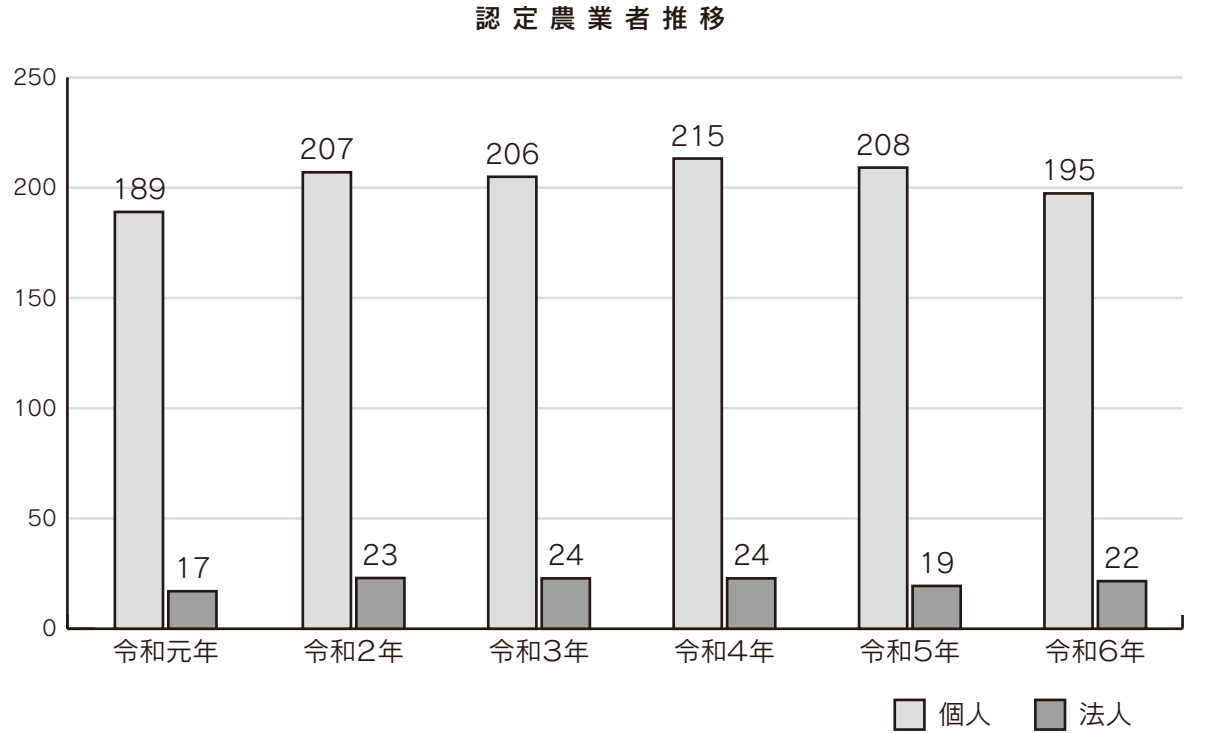
◇ 安全・安心な農産物作りへの取り組み

J Aは安全・安心な農産物作り運営規程、生産基準の設定を行い、生産部会員へ生産基準に基づく生産履歴記帳運動活動を行い、農産物の安全の確保、消費者、取引先への安心の提供を主な目的として、生産履歴記帳運動を展開しています。

◇ 担い手への支援

あぐりセンター及び新居浜経済センターにおいて、行政と連携し認定農業者、担い手農家及び新規就農者への支援等、農業に関する全ての相談を受け付けています。

新規就農者に対する教育・研修と新たな栽培技術の確立に向けた取り組みを行うため、実証圃を設置しています。また、効率的かつ安定的な農業経営の育成及び地域農業の維持・発展に努めています。



※ 当J A管内の認定農業者数です。

※ 令和2年は旧J A新居浜市と旧J A西条を合計した人数です。

6. 地域貢献活動

◇ 地域密着型金融への取り組み

J Aグループをあげて農業の担い手支援に取り組んでいく中で、J AバンクえひめとしてJ A・愛媛県信連・農林中金が一体となり、「担い手のメインバンク」としての地位確立・機能発揮を目指し、担い手金融強化に積極的に取り組んでおります。それぞれの役割分担としては、J Aは認定農業者や集落営農組織等の担い手を主体に金融対応を行っております。愛媛県信連・農林中金はJ Aの取り組みを推進・支援する中で「J Aで対応が困難な農業法人等の担い手」に対し、直接融資、またJ Aと融資等を行っていきます。

(1) 農山漁村等地域活性化のための融資を始めとする支援

当J Aは農山漁村等地域を基盤とする系統金融機関であることから、愛媛県信連とともに農山漁村等地域に密着した農業者等のニーズを的確に把握するため、農業担い手への金融対応策に取り組んでいます。

○ 担い手金融リーダーの配置

農業の基盤となる担い手の育成確保を図るため、部門横断的担い手対応部署のメンバーとして、J A・愛媛県信連・農林中金に担い手金融リーダーを配置し、営農指導事業、経済利用事業との連携を図るとともに、担い手農家の資金調達対策等に対応しています。

○ 担い手金融リーダーの育成

担い手金融リーダーの対応能力向上のため、県域のリーダー会議や農業融資研修に参加しています。

(2) 担い手の経営のライフステージに応じた支援

担い手の経営のライフステージ(就農・発展期・成熟期・更正期・承継期)に応じた支援に取り組んでいます。

○ 利子助成支援

担い手農家の農業経営の負担軽減を目的として、J Aバンクアグリサポート利子助成等を実施しています。

○ 相談対応支援

愛媛県信連と担い手農家・農業法人へ同行訪問を実施するなど農業資金の利用相談等に取り組んでおります。

○ 各種農業資金、制度資金の提供

農業近代化資金、就農支援資金、日本政策金融公庫資金等の各種農業資金、制度資金を貸し出ししています。

【主な制度資金等】

名 称	資 金 の 概 要
農業制度資金（愛媛県関係資金）	
農 業 近 代 化 資 金	農業の「担い手」の経営改善のため、低利で提供される長期の制度資金です。施設の取得・拡張、設備・農機購入、長期運転資金など幅広い資金調達をサポートしています。
農業制度資金（日本政策金融公庫資金）	
農業経営基盤強化資金（ス ー パ ー L 資 金）	「認定農業者」の経営改善のための長期資金です。返済期間が15年を超える、資金規模が大きい、農地取得を含む等の場合にご利用できます。
経 営 体 育 成 強 化 資 金	農業の「担い手」の経営改善のための長期資金です。返済期間が15年を超える、資金規模が大きい、農地取得を含む等の場合にご利用できます。
青 年 等 就 農 資 金	新たに農業経営を営もうとする青年等に対し、農業経営を開始するために必要な資金を長期、無利子で貸し付ける資金です。
J A独自資金	
アグリマイティー資金	施設の取得・拡張、設備・農機具購入から短期の運転資金まで、農業に関するあらゆる資金ニーズに対応できるJ Aバンク独自の資金です。
J A農機ハウスローン	組合員の営農に必要な長期資金に利用でき、迅速な対応が可能なJ Aバンク独自の資金です。
農 業 経 営 資 金	組合員の農業経営に資する資金需要に幅広く応えるためのえひめ未来農業協同組合独自の資金です。
J A農業おまかせ資金	農業者及び農業を営む法人及び任意団体が農業用施設の改良、造成または取得及び農業経営に必要な資金に対応できるJ Aバンク独自の資金です。

7. リスク管理の状況

◇ リスク管理体制

〔リスク管理基本方針等〕

組合員・利用者の皆さまに安心してＪＡをご利用いただくためには、より健全性の高い経営を確保し、信頼性を高めていくことが重要です。

このため、有効な内部管理態勢を構築し、直面する様々なリスクに適切に対応すべく「リスク管理基本方針」を策定し、認識すべきリスクの種類や管理体制と仕組みなど、リスク管理の基本的な体系を整備しています。

この基本方針に基づき、収益とリスクの適切な管理、適切な資産自己査定の実施などを通じてリスク管理体制の充実・強化に努めています。

また、昨今の国際情勢をふまえ、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与等の金融サービスの濫用防止対策(マネロン等対策)の重要性はこれまでになく高まっています。当ＪＡではマネロン等対策を重要課題の１つとして位置づけ、リスクに応じた対策を適切に講じています。

(1) 信用リスク管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産(オフ・バランスを含む。)の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクのことです。当ＪＡは、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本所に融資課を設置し各支所と連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「債権の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

(2) 市場リスク管理

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債(オフ・バランスを含む。)の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことです。主に金利リスク、価格変動リスクなどをいいます。金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクをいいます。また、価格変動リスクとは、有価証券等の価格の変動に伴って資産価格が減少するリスクのことです。

当ＪＡでは、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したＡＬＭを基本に、資産・負債の金利感应度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当ＪＡの保有有価証券ポートフォリオの状況やＡＬＭなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するＡＬＭ委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びＡＬＭ委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引に

ついてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(3) 流動性リスク管理

流動性リスクとは、運用と調達 mismatches や予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク(資金繰りリスク)及び市場の混乱等により市場において取引ができないため、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク(市場流動性リスク)のことです。

当ＪＡでは、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性(換金性)を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4) オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外生的な事象による損失を被るリスクのことです。当ＪＡでは、収益発生を意図し能動的な要因により発生する信用リスクや市場リスク及び流動性リスク以外のリスクで、受動的に発生する事務、システム、法務などについて事務処理や業務運営の過程において、損失を被るリスクと定義しています。事務リスク、システムリスクなどについて、事務手続にかかる各種規程を理事会で定め、その有効性について内部監査や監事監査の対象とするとともに、事故・事務ミスが発生した場合は速やかに状況を把握して理事会に報告する体制を整備して、リスク発生後の対応及び改善が迅速・正確に反映ができるよう努めています。

(5) 事務リスク管理

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当ＪＡでは、業務の多様化や事務量の増加に対応して、正確な事務処理を行うため事務マニュアルを整備するとともに、店内点検・部署内点検を実施し事務リスクの削減に努めています。また、事故・事務ミスが発生した場合には、発生状況を把握し改善を図るとともに、内部監査により重点的なチェックを行い、再発防止策を実施しています。

(6) システムリスク管理

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備に伴い金融機関が損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用されることにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当ＪＡでは、コンピュータシステムの安定稼働のため、安全かつ円滑な運用に努めるとともに、システムの万一の災害・障害等に備え、「情報セキュリティ基本規程」を策定しています。

◇ 法令遵守体制

〔コンプライアンス基本方針〕

利用者保護への社会的要請が高まっており、また最近の企業不祥事に対する社会の厳しい批判に鑑みれば、組合員・利用者からの信頼を得るためには、法令等を遵守し、透明性の高い経営を行うことがますます重要になっています。

このため、コンプライアンス(法令等遵守)を経営の重要課題のひとつとして位置づけ、この徹底こそが不祥事を未然に防止し、ひいては組織の信頼性向上に繋がるとの観点にたち、コンプラ

イアンスを重視した経営に取り組みます。

〔コンプライアンス運営態勢〕

コンプライアンス態勢全般にかかる検討・審議を行うため、代表理事組合長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置するとともに、コンプライアンスの推進を行うため、本所各部門・各支所にコンプライアンス担当者を設置しています。

基本姿勢及び遵守すべき事項を記載した手引書「コンプライアンス・マニュアル」を策定し、研修会を行い全役職員に徹底しています。

毎年度、コンプライアンス・プログラムを策定し、実効ある推進に努めるとともに、統括部署を設置し、その進捗管理を行っています。

◇金融ＡＤＲ制度への対応

(1) 苦情処理措置の内容

当ＪＡでは、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等の整備のうえ、その内容をホームページ・チラシ等で公表するとともに、ＪＡバンク相談所やＪＡ共済連とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等に解決を図ります

当ＪＡの苦情等受付窓口(電話:0897-37-1004) (月～金 ９時～17時)

(2) 紛争解決措置の内容

当ＪＡでは、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています

・信用事業

愛媛弁護士会紛争解決センター(電話:089-941-6279)

(1)の窓口または一般社団法人ＪＡバンク相談所(電話:03-6837-1359)にお申し出ください。愛媛弁護士会については、直接紛争解決をお申し立ていただくことも可能です。

・共済事業

(一社)日本共済協会 共済相談所 (電話:03-5368-5757)

<https://www.jcia.or.jp/advisory/index.html>

(一財)自賠責保険・共済紛争処理機構

<https://www.jibai-adr.or.jp/>

(公財)日弁連交通事故相談センター

<https://n-tacc.or.jp/>

(公財)交通事故紛争処理センター

<https://www.jcstad.or.jp/>

日本弁護士連合会 弁護士費用保険ＡＤＲ

<https://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/lac.html>

各機関の連絡先(住所・電話番号)につきましては、上記ホームページをご覧ください。か、(1)の窓口にお問い合わせください。

◇内部監査体制

当ＪＡでは、内部監査部門を被監査部門から独立して設置し、経営全般にわたる管理及び各部門の業務の遂行状況を、内部管理態勢の適切性と有効性の観点から検証・評価し、改善事項の勧告

などを通じて業務運営の適切性の維持・改善に努めています。

また、内部監査は、ＪＡの本所・支所のすべてを対象とし、中期及び年度の内部監査計画に基づき実施しています。監査結果は代表理事組合長及び監事に報告したのち被監査部門に通知され、定期的に被監査部門の改善取り組み状況をフォローアップしています。また、監査結果の概要を定期的に理事会に報告することとしていますが、特に重要な事項については、直ちに理事会、代表理事組合長、監事に報告し、速やかに適切な措置を講じています。

◇内部統制システム基本方針

法令遵守の徹底や、より健全性の高い経営を確保し、組合員・利用者の皆さまに安心して組合をご利用いただくために、以下のとおり内部統制システム基本方針を策定し、組合の適切な内部統制の構築・運用に努めます。

(1) 理事及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 組合の基本理念及び組合のコンプライアンスに関する基本方針を定め、役職員は職務上のあらゆる場面において法令・規則、契約、定款等を遵守する。
- ② 重大な法令違反、その他法令及び組合の諸規程の違反に関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監事に報告するとともに、理事会等において、協議・検討し、速やかに是正する。
- ③ 内部監査部署は、内部統制の適切性・有効性の検証・評価を行う。監査の結果、改善要請を受けた部署は、速やかに必要な対策を講じる。
- ④ 「マネー・ローンダリング等及び反社会的勢力等への対応に関する基本方針」等に基づき、反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を持たない。また、マネー・ローンダリング等の金融犯罪防止及び排除に向けた管理体制を整備・確立する。
- ⑤ 組合の業務に関する倫理や法令に抵触する可能性のある事項について、役職員等が相談もしくは通報を行うことができる制度(ヘルプライン)を適切に運用し、法令違反等の未然防止に努める。
- ⑥ 監事監査、内部監査、会計監査人が密接に連絡し、適正な監査を行う。
- ⑦ 業務上知り得た当ＪＡ及び関連会社の取引先に関する未公表の重要事実を適切に管理する体制を整備する。

(2) 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 文書・情報の取り扱いに関する方針・規程に従い、職務執行に係る情報を適切に保存・管理する。
- ② 個人情報保護に関する規程を整備し、個人情報を適切かつ安全に保存・管理する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 認識すべきリスクの種類を特定するとともに管理体制の仕組みを構築し、リスク管理の基本的な態勢を整備する。
- ② 理事は組合のリスクを把握・評価し、必要に応じ、定性・定量それぞれの面から事前ないし事後に適切な対応を行い、組合経営をとりまくリスク管理を行う。

(4) 理事の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 職制、機構、業務分掌、指示命令系統を明文化し、役職員の職務執行を効率的に遂行する。
- ② 中期経営計画及び同計画に基づく部門別事業計画を策定し、適切な目標管理により、戦略的かつ効率的な事業管理を行う。

(5) **監事監査の実効性を確保するための体制**

- ① 監事が円滑に職務を執行し、監事監査の実効性を確保するための体制を整備する。
- ② 監事が効率的・効果的監査を遂行できるよう支援する。
- ③ 理事や内部監査部署等は監事と定期的な協議、十分な意思疎通をはかることにより、効率的、効果的監査を支援する。

(6) **子会社等における業務の適性を確保するための体制**

- ① 子会社等における規程やマニュアル、業務フロー等の管理態勢が整備され、適正かつ効率的に業務が執行されるよう、必要な助言・指導を行う。
- ② 「子会社管理規程」に基づき、関連事業に係る重要な方針、事項を監督し適切な指導・助言を行い、相互の健全な発展を推進する。
- ③ 「子会社管理規程」に基づき、子会社等の統括管掌を定め、事業計画の達成、法令及びその他事項の遵守、その他運用事項を監督する。

(7) **財務情報その他組合情報を適切かつ適時に開示するための体制**

- ① 会計基準その他法令を遵守し、経理規程等の各種規程等を整備し、適切な会計処理を行う。
- ② 適時・適切に財務報告を作成できるよう、決算担当部署に適切な人員を配置し、会計・財務等に関する専門性を維持・向上させる人材育成に努める。
- ③ 法令の定めに基づき、ディスクロージャー等を通じて、財務情報の適時・適切な開示に努める。
- ④ 財務諸表の適正性、財務諸表作成にかかる内部監査の有効性を確認し、その旨をディスクロージャーに記載する。

(8) **県中央会・連合会等との連携**

当ＪＡの適切な内部統制の構築・運用を図るため、県中央会・連合会等と連携する。

◇ **個人情報保護方針**

えひめ未来農業協同組合(以下「当ＪＡ」といいます。)は、組合員・利用者等の皆さまの個人情報を正しく取り扱うことが当ＪＡの事業活動の基本であり社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

(1) **関連法令等の遵守**

当ＪＡは、個人情報を適正に取り扱うために、「個人情報の保護に関する法律」(以下「保護法」といいます。)その他、個人情報保護に関する関係諸法令及び個人情報保護委員会のガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

個人情報とは、保護法第2条第1項、第2項に規定する、生存する個人に関する情報で、特定の個人を識別できるものをいい、以下も同様とします。

また、当ＪＡは、特定個人情報を適正に取り扱うために、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(以下「番号利用法」といいます。)その他、特定個人情報の適正な取り扱いに関する関係諸法令及びガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

特定個人情報とは、番号法第2条第8項に規定する、個人番号をその内容に含む個人情報をいい、以下も同様とします。

(2) **利用目的**

当ＪＡは、個人情報の取り扱いにおいて、利用目的をできる限り特定したうえ、あらかじめご本人の同意を得た場合及び法令により例外として扱われるべき場合を除き、その利用目的の

達成に必要な範囲内でのみ個人情報を利用します。ただし、特定個人情報においては、利用目的を特定し、ご本人の同意の有無に関わらず、利用目的の範囲を超えた利用は行いません。

ご本人とは、個人情報によって識別される特定の個人をいい、以下同様とします。利用目的は法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめ公表するか、取得後速やかにご本人に通知し、または公表します。ただし、ご本人から直接書面で取得する場合には、あらかじめ明示します。

(3) **適正取得**

当ＪＡは、個人情報を取得する際、適法な手段で取得いたします。

(4) **安全管理措置**

当ＪＡは、取り扱う個人データ及び特定個人情報を利用目的の範囲内で正確・最新の内容に保つよう努め、また安全管理のために必要・適切な措置を講じ従業員及び委託先を適正に監督します。

なお、個人データとは、保護法第16条第3項が規定する、個人情報データベース等(保護法第16条第1項)を構成する個人情報をいい、以下同様とします。

(5) **仮名加工情報及び匿名加工情報の取り扱い**

当ＪＡは、仮名加工情報(保護法第2条第5項)及び匿名加工情報(保護法第2条第6項)の取り扱いに関しては、保護法・ガイドライン等に則して、安全管理に関する必要かつ適切な措置を講じます。

(6) **第三者提供の制限**

当ＪＡは、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供しません。

また、当ＪＡは、番号法第19条各号により例外として扱われるべき場合を除き、ご本人の同意の有無に関わらず、特定個人情報を第三者に提供しません。

(7) **機微(センシティブ)情報の取り扱い**

当ＪＡは、ご本人の機微(センシティブ)情報(要配慮個人情報並びに労働組合への加盟、門地、本籍地、保健医療等に関する情報)については、法令等に基づく場合や業務遂行上必要な範囲においてご本人の同意をいただいた場合等を除き、取得・利用・第三者提供はいたしません。

(8) **開示・訂正等**

当ＪＡは、保有個人データ等につき、法令に基づきご本人からの開示、訂正・利用停止等に応じます。保有個人データとは、保護法第16条第4項に規定するデータをいいます。

(9) **苦情窓口**

当ＪＡは、個人情報につき、ご本人からの苦情に対し迅速かつ適切に取り組み、そのための内部体制の整備に努めます。

(10) **継続的改善**

当ＪＡは、個人情報について、適正な内部監査を実施するなどして、本保護方針の継続的な改善に努めます。

◇ **情報セキュリティ基本方針**

えひめ未来農業協同組合は、組合員・利用者等の皆さまとの信頼関係を強化し、より一層の安心とサービスを提供するため、組合内の情報及びお預かりした情報のセキュリティの確保と日々の改善に努めることが当ＪＡの事業活動の基本であり、社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

- (1) 当ＪＡは、情報資産を適正に取り扱うため、コンピュータ犯罪に関する法律、不正アクセス行為の禁止に関する法律、ＩＴ基本法その他の情報セキュリティに係る諸法令、及び農林水産大臣をはじめ主務大臣の指導による義務を誠実に遵守します。
- (2) 当ＪＡは、情報の取り扱い、情報システムならびに情報ネットワークの管理運用にあたり、適切な組織的・人的・技術的安全管理措置を実施し、情報資産に対する不正な侵入、紛失、漏洩、改ざん、破壊、利用妨害などが発生しないよう努めます。
- (3) 当ＪＡは、情報セキュリティに関して、業務に従事する者の役割を定め、情報セキュリティ基本方針に基づき、組合全体で情報セキュリティを推進できる体制を維持します。
- (4) 当ＪＡは、万一、情報セキュリティを侵害するような事象が発生した場合、その原因を迅速に解明し、被害を最小限に止めるよう努めます。
- (5) 当ＪＡは、上記の活動を継続的に行うと同時に、新たな脅威にも対応できるよう、情報セキュリティマネジメントシステムを確立し、維持改善に努めます。

◇ 利益相反管理体制

当えひめ未来農業協同組合(以下、「当ＪＡ」といいます。)は、お客さまの利益が不当に害されることのないよう、農業協同組合法、金融商品取引法及び関係するガイドラインに基づき、利益相反するおそれのある取引を適切に管理するための体制を整備し、利益相反管理方針(以下、「本方針」といいます。)を次のとおり定め、その概要を次のとおり公表します。

(1) 対象取引の範囲

本方針の対象となる「利益相反のおそれのある取引」は、当ＪＡの行う信用事業関連業務、共済事業関連業務または金融商品関連業務にかかるお客さまとの取引であって、お客さまの利益を不当に害するおそれのある取引をいいます。

(2) 利益相反のおそれのある取引の類型

「利益相反のおそれのある取引」の類型及び主な取引例としては、以下に掲げるものが考えられます。

- ① お客さまと当ＪＡの間の利益が相反する類型
 - 秘密保持契約を締結して特定部署が入手したお客さまの情報が他部署に漏洩し、他の取引に利用される場合。
 - 抱き合わせ販売や優越的地位の濫用等に該当する取引を行う場合。
- ② 当ＪＡの「お客さまと他のお客さま」との間の利益が相反する類型
 - グループ会社との取引に際し、アームズ・レングス・ルールに違反する場合。
 - 接待・贈答を受け、または行うことにより、特定の取引先との間で一般的な水準から乖離した水準で取引を行う場合。

(3) 利益相反のおそれのある取引の特定の方法

- 利益相反のおそれのある取引の特定は、以下のとおり行います。
- ① 利益相反のおそれのある取引について、利益相反管理統括部署があらかじめ類型化します。
 - ② 各部署においては、取引を行う際に、当該取引が利益相反のおそれのある取引として類型化された取引に該当するか確認します。
 - ③ 利益相反のおそれのある取引に該当すると判断した場合は、利益相反管理統括部署に報告します。
 - ④ 各部署で、利益相反のおそれのある取引に該当するか判断しかねる場合、または、類型に

は該当しないが利益相反のおそれのある取引に該当すると疑われる場合は、利益相反管理統括部署に相談します。

- ⑤ 利益相反管理統括部署は各部署からの相談を受けて、各部署と協議のうえ(必要に応じて関係部署と協議)、当該取引が利益相反のおそれのある取引であるかの特定を行います。

(4) 利益相反の管理の方法

当ＪＡは、利益相反のおそれのある取引を特定した場合について、次に掲げる方法により当該お客さまの保護を適正に確保いたします。

- ① 対象取引を行う部門と当該お客さまとの取引を行う部門を分離する方法
- ② 対象取引または当該お客さまとの取引の条件もしくは方法を変更し、または中止する方法
- ③ 対象取引に伴い、当該お客さまの利益が不当に害されるおそれがあることについて、当該お客さまに適切に開示する方法(ただし、当ＪＡが負う守秘義務に違反しない場合に限ります。)
- ④ その他対象取引を適切に管理するための方法

(5) 利益相反のおそれのある取引の記録及び保存

利益相反の特定及びその管理のために行った措置については、当ＪＡで定める内部規則に基づき適切に記録し、保存いたします。

(6) 利益相反管理体制

- ① 当ＪＡは、利益相反のおそれのある取引の特定及び利益相反管理に関する当ＪＡ全体の管理体制を統括するための利益相反管理統括部署及びその統括者を定めます。この統括部署は、営業部門からの影響を受けないものとします。また、当ＪＡの役職員に対し、本方針及び本方針を踏まえた内部規則等に関する研修を実施し、利益相反管理についての周知徹底に努めます。
- ② 利益相反管理統括者は、本方針にそって、利益相反のおそれのある取引の特定及び利益相反管理を実施するとともに、その有効性を定期的に適切に検証し、改善いたします。

(7) 利益相反管理体制の検証等

当ＪＡは、本方針に基づく利益相反管理体制について、その適切性及び有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

◇ ＪＡバンク利用者保護等管理方針

えひめ未来農業協同組合(以下「当ＪＡ」という。)は、農業協同組合法その他関連法令等により営む信用事業の利用者(利用者になろうとする者を含む。以下同じ。)の正当な利益の保護と利便の確保のため、以下の方針を遵守します。また、利用者の保護と利便の向上に向けて継続的な取り組みを行っていきます。

- (1) 利用者に対する取引または金融商品の説明(経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの説明を含む。)及び情報提供を適切かつ十分に行います。
- (2) 利用者からの相談・苦情等については、公正・迅速・誠実に対応(経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの対応を含む。)し、利用者の理解と信頼が得られるよう適切かつ十分に対応します。
- (3) 利用者に関する情報については、法令等に基づく適正かつ適法な手段による取得ならびに情報の紛失、漏洩及び不正利用等の防止のための必要かつ適切な措置を講じます。
- (4) 当ＪＡが行う事業を外部に委託するにあたっては、利用者情報の管理や利用者への対応が適

切に行われるよう努めます。

- (5) 当ＪＡとの取引に伴い、当ＪＡの利用者の利益が不当に害されることのないよう、利益相反管理のための態勢整備に努めます。

◇金融円滑化にかかる基本方針

当えひめ未来農業協同組合(以下、「当ＪＡ」といいます。)は、農業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、「当ＪＡの最も重要な役割のひとつ」として位置付け、当ＪＡの担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、以下の方針を定め、取り組んでまいります。

- (1) 当ＪＡは、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、お客さまの特性及び事業の状況を勘案しつつ、できる限り、柔軟に対応するよう努めます。
- (2) 当ＪＡは、事業を営むお客さまからの経営相談に積極的かつきめ細かく取り組み、お客さまの経営改善に向けた取り組みをご支援できるよう努めてまいります。
- また、役職員に対する研修等により、上記取り組みの対応能力の向上に努めてまいります。
- (3) 当ＪＡは、お客さまから新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みがあった場合には、お客さまの経験等に応じて、説明及び情報提供を適切かつ十分に行うように努めてまいります。
- また、お断りさせていただく場合には、その理由を可能な限り具体的かつ丁寧に説明するよう努めます。
- (4) 当ＪＡは、お客さまからの、新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みに対する問い合わせ、相談、要望及び苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、お客さまの理解と信頼が得られるよう努めてまいります。

- (5) 中小企業者等金融円滑化法への対応

- ① 農業事業者、中小事業者及び住宅ローンご利用のお客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、お客さまの特性及び事業の状況を勘案しつつ、できる限り、柔軟に対応するよう努めてまいります。
- ② 当ＪＡは、その際、他の金融機関や日本政策金融公庫、住宅金融支援機構、農業信用基金協会、企業再生支援機構、事業再生ＡＤＲ等との緊密な連携を図るよう努めてまいります。
- また、これらの関係機関等から照会を受けた場合は、守秘義務に留意しつつ、お客さまの同意を前提に情報交換しつつ連携に努めます。

- (6) 当ＪＡは、お客さまからの上述のような申込みに対し、円滑に措置をとることができるよう、必要な体制を整備いたしております。

具体的には、

- ① 組合長以下、関係役員部長を構成員とする「コンプライアンス委員会」にて、金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し、組織横断的に協議します。
- ② 信用事業担当理事を「金融円滑化管理責任者」として、当ＪＡ全体における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。
- ③ 各支所に「金融円滑化管理担当者」を設置し、各支所における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。
- (7) 当ＪＡは、本方針に基づく金融円滑化管理態勢について、その適切性及び有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

◇マネー・ローンダリング等及び反社会的勢力等への対応に関する基本方針

えひめ未来農業協同組合(以下「当ＪＡ」といいます。)は、事業を行うにつきまして、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与等の金融サービスの濫用(以下、「マネー・ローンダリング等」という。)の防止に取り組むとともに、反社会的勢力等に対して断固とした姿勢で臨むことをここに宣言します。

また、顧客に組織犯罪等による被害が発生した場合には、被害者救済など必要な対応を講じます。
(管理態勢等)

当ＪＡは、マネー・ローンダリング等防止及び反社会的勢力等との取引排除の重要性を認識し、経営戦略における重要な課題の１つとして位置付け、適用となる法令等や政府指針を遵守するため、当ＪＡの特性に応じた態勢を整備します。

また、適切な措置を適時に実施できるよう、経営陣が管理態勢確立等について主導性を発揮し、フォワード・ルッキングなギャップ分析、組織横断的な対応の高度化、専門性や経験を踏まえた経営レベルでの戦略的な人員確保・教育・資源配分等を実施し、マネー・ローンダリング等防止及び反社会的勢力等との取引排除について周知徹底を図ります。

(マネー・ローンダリング等の防止)

当ＪＡは、実効的なマネー・ローンダリング等防止を実施するため、自らが直面しているリスクを国家公安委員会が公表している犯罪収益移転危険度調査書やその他ガイドラインを勘案し、適時・適切に特定・評価し、リスクに見合った低減措置を講じます。

(反社会的勢力等との決別)

当ＪＡは、反社会的勢力等に対して取引関係を含めて、排除の姿勢をもって対応し、反社会的勢力による不当要求を拒絶します。

(職員の安全確保)

当ＪＡは、マネー・ローンダリング等防止及び反社会的勢力等に対して、組織的な対応を行い、職員の安全確保を最優先に行動します。

(外部専門機関との連携)

当ＪＡは、警察、公共財団法人暴力追放推進センター、弁護士など、反社会的勢力等を排除するための各種活動を行っている外部専門機関等と密接な連携をもって、反社会的勢力等と対決します。

※「反社会的勢力等」とは「政府指針」に記載される集団または個人の他、マネー・ローンダリング等の組織犯罪等を行う反社会性を有する集団又は個人を指します。

8. 自己資本の状況

◇ 自己資本比率の状況

当ＪＡでは、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保に努めるとともに、不良債権処理及び業務の効率化等に取り組んだ結果、令和７年３月末における自己資本比率は、19.05％となりました。

◇ 経営の健全性の確保と自己資本の充実

当ＪＡの自己資本は、組合員の普通出資によっています。

○ 普通出資による資本調達額	
項 目	内 容
発 行 主 体	えひめ未来農業協同組合
資 本 調 達 手 段 の 種 類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	2,197 百万円（前年度 2,205 百万円）

当ＪＡは、「自己資本比率算出要領」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出して、当ＪＡが抱える信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

また、平成19年度から、信用リスク、オペレーショナル・リスク、金利リスクなどの各種リスクを個別の方法で質的または量的に評価し、リスクを総体的に捉え、自己資本と比較・対照し、自己資本充実度を評価することにより、経営の健全性維持・強化を図っております。

とりわけ、財務基盤強化のため増資運動に取り組んでおりますが、令和６年度末の出資金額は、対前年度比７百万円減の2,197百万円となっています。

9. 主な事業の内容

1 信用事業

信用事業は、貯金・融資・為替など、いわゆる銀行業務を行っています。この信用事業は、ＪＡ・信連・農林中金という三段階で有機的に結びつき、ＪＡ系統金融機関として大きな力を発揮しています。

〔貯金業務〕

いろいろな種類の貯金をお取り扱いして、皆さまの多様なニーズにお応えするとともに、地域金融機関として総合力を発揮したサービスを行い、組合員や地域の皆さまの豊かな暮らしのパートナーとして各種貯金をご利用いただいております。また、えひめ未来農業協同組合で年金を受け取られている方には、「年金友の会特別定期貯金」などお得な金利上乘せ商品をご案内しています。

【主なＪＡ貯金のご案内（７年７月１日現在）】

種 類	特 色	期 間	預入単位
総 合 口 座	1冊の通帳に「貯める、受け取る、支払う、借りる」など便利な機能を備えています。	自由	1円単位
普 通 貯 金	いつでも出し入れ自由！カードでの入金もＯＫ。		
貯 蓄 貯 金	増やしながらいつでも使える貯金です。金額階層別（５段階）に金利が設定されています。		
当 座 貯 金	・不利禁止 ・口座開設の際は信用調査が必要 ・払い戻しは小切手振出必要		
スーパー定期貯金	・多様な貯金ニーズに応えられる ・各期間での定型方式と、1ヶ月超5年未満で満期日を指定できる満期日指定方式 ・預入3年以上5年以内は半年複利（個人に限定） ・総合口座とセットすれば自動融資可	1ヶ月 3ヶ月 6ヶ月 1年 2年 3年 4年 5年	1,000円以上
大口定期貯金	1,000万円以上の大きな資金の運用に最適な定期貯金です。 ・3年もの半年複利型は個人のみ。		1,000万円以上
期日指定定期貯金	・複利商品（個人に限定） ・300万円未満 ・据置期間（1年）経過後、元金の一部支払可	据置期間1年 最長3年	1,000円以上
変動金利定期貯金	・3年もの定型方式のみ半年複利（個人に限定） ・約定金利は6ヶ月毎の応当日に自動的に変更 ・金額階層別（3段階）に金利設定	3年	1,000円以上
定 期 積 金	・無理なく貯める貯蓄商品 ・積立方法は、毎月と2ヶ月に1回あり	1年以上 10年未満	1,000円以上

〔貸出業務〕

地域に根ざした金融機関として、組合員や地域の皆さまの暮らしや業務に必要な資金をご融資するとともに、農業関連産業、地方公共団体などへもご融資し、農業振興や地域経済の向上、発展に貢献しています。また、住宅ローンや教育・マイカーローンなどの使いみちに合わせた各種ローンをご用意いたしております。

また、本所、西条中央支所内に「総合相談センター」を設置し、平日は17時まで、土日は16時まで営業を行い、利用者への利便性の向上、金融サービス機能の充実を目指しております。

なお、ローンのご利用に際しては、組合員資格が必要となります。

【ＪＡの主なローンのご案内(7年7月1日現在)】

●「プランに合わせたローン」

種 類	お使いみち	期 間	ご融資金額
住 宅 ロ ー ン	お住まいの新築、増改築をはじめ、新築・中古住宅の購入、土地の購入、借換資金などにご利用いただけます。	3年以上 40年以内	10,000万円以内
リフォームローン	住宅の増改築、太陽光発電等エコリフォーム、改装、補修、空家解体などにご利用いただけます。	1年以上 20年以内	2,000万円以内
教 育 ロ ー ン	ご子弟の進学をＪＡが応援します。入学費、授業料のほか、下宿代、仕送りなどにもご利用いただけます。	最大15年以内 (在学期間＋9年)	1,000万円以内
マイカーローン	自動車・オートバイの購入、車検、修理、免許取得費用、他の金融機関からの借換にご利用いただけます。	6ヶ月以上 10年以内	1,000万円以内

●「使いみち自由なローン」

種 類	お使いみち	期 間	ご融資金額
カードローン	生活に必要な資金を限度額まで自由に使えるローンです。	1年 ただし、解約の意思表示がなく当ＪＡが信用状況を点検した結果更新に支障がない場合、さらに1年間延長。	500万円以内 極度額方式
フリーローン	ご結婚、ご旅行、お買い物など多様化する資金需要（事業性資金は除く）にご利用いただけます。	6ヶ月以上 15年以内	300万円以内 多目的ローンは 500万円以内

※事業者向け融資については、上記ローンのほか手形貸付、証書貸付及び各種制度融資などにより柔軟に対応しています。

上記各種ローンは、融資対象が限られる場合や一定の基準を満たす必要がある場合があります。また、ローンのご利用に際しましては、ご無理のない計画的なお借り入れ、ならびにご返済にご留意ください。

お借り入れ条件やご返済方法など詳細につきましては、融資窓口にて詳しくご説明・ご相談させていただきます。

お気軽にお問い合わせください。

〔為替業務〕

全国のＪＡ・県信連・農林中金といった金融店舗をはじめ、銀行や信用金庫などの各店舗と為替網で結び、全国どこの金融機関からでも受け取りができ、当ＪＡの窓口を通してどこの金融機関へでも送金や手形・小切手などの取り立てが安全・確実・迅速にできる内国為替をお取り扱いしています。

種 類	内 容
振 込 ・ 送 金	本・支所はもとより、全国の金融機関の本・支店に安全・確実・迅速にご送金いたします。お子様の学費の仕送りやご商売の送金などに大変便利です。
代 金 取 立	手形・小切手などの保管と期日管理をお引き受けいたします。期日にはお取立てのうえ口座にご入金いたします。
給 与 振 込	毎月の給料やボーナスがお客様の口座に自動的に振り込まれます。

信用事業手数料一覧表（7年4月1日現在）

(1) 為替手数料

区 分			窓 口	ＪＡネットバンク				ＪＡデータ伝送サービス(ADP)		
				個 人	法 人			振込(振替)	総合振込	給与・賞与
					振込(振替)	振込(振替)	総合振込			
月額基本手数料(消費税含)	照会振込サービス		無料	無料	1,100円	—	—	—	—	—
	照会振込サービス+データ伝送サービス		無料	—	3,300円			3,300円		
手数料1件につき (消費税含)	当店あて	3万円未満	330円	無料	無料	無料	無料	無料	無料	無料
		3万円以上	550円	無料	無料	無料	無料	無料	無料	無料
	当ＪＡ 本支所あて	3万円未満	330円	無料	110円	110円	無料	110円	110円	無料
		3万円以上	550円	無料	220円	220円	無料	220円	220円	無料
	県内系統あて	3万円未満	330円	無料	110円	110円	無料	110円	110円	無料
		3万円以上	550円	無料	220円	220円	無料	220円	220円	無料
	県外系統あて	3万円未満	330円	110円	110円	110円	無料	110円	110円	無料
		3万円以上	550円	220円	220円	220円	無料	220円	220円	無料
	他金融 機関あて	電信扱	3万円未満	660円	220円	275円	275円	330円	330円	330円
			3万円以上	880円	220円	330円	330円	440円	440円	440円
		文書扱	3万円未満	660円	—	—	—	—	—	—
			3万円以上	880円	—	—	—	—	—	—

区 分		ＡＴＭ利用				定時定額自動振込	総合振込		
		県内系統キャッシュカード	県外系統キャッシュカード	※他行キャッシュカード	定時定額自動振込		媒体利用	帳票	給与・賞与
月額基本手数料(消費税含)	照会振込サービス		無料	無料	無料	無料	無料	無料	無料
	照会振込サービス+データ伝送サービス		無料	無料	無料	無料	無料	無料	無料
手数料1件につき(消費税含)	当店あて	3万円未満	無料	無料	220円	無料	110円	110円	無料
		3万円以上	無料	無料	440円	無料	220円	330円	無料
	当ＪＡ本支所あて	3万円未満	無料	無料	220円	110円	110円	220円	無料
		3万円以上	無料	無料	440円	220円	220円	440円	無料
	県内系統あて	3万円未満	無料	無料	220円	110円	110円	220円	無料
		3万円以上	無料	無料	440円	220円	220円	440円	無料
	県外系統あて	3万円未満	110円	110円	220円	110円	110円	220円	無料
		3万円以上	220円	220円	440円	220円	220円	440円	無料
	他金融機関あて	電信扱	3万円未満	330円	330円	550円	275円	330円	550円
			3万円以上	440円	440円	770円	330円	440円	770円
		文書扱	3万円未満	—	—	—	—	—	—
			3万円以上	—	—	—	—	—	—

※他行キャッシュカードにて当ＪＡのＡＴＭを利用して振込する場合、上記手数料のほかに別途時間帯等に応じたＡＴＭ支払手数料が必要となります。(提携金融機関の場合、無料時間帯もあり)
※ＪＡデータ伝送サービス(ADP)の月額基本手数料については、データ伝送サービスの取り扱いのみ。

区 分		手数料(消費税含)
代金取立手数料 1 通 に つ き	小切手等の店頭入金(※1) 1通につき	220円
	当ＪＡ本支所宛て	220円
	電子交換	440円
	個別取立(※2)	1,100円
その他諸手数料	振込・送金の組戻料 1件につき	880円
	不渡手形返却料 1通につき	880円
	取立手形組戻料 1通につき	880円
	取立手形店頭呈示料 1通につき ※ただし、880円を超える取立費用を要する場合はその実費を申し受けます。	880円

※1 当ＪＡ本支所宛てを支払場所とする店頭入金は無料とします。
※2 「電子交換所」に参加しない金融機関宛ての手形・小切手等郵送が必要となるものです。

(2) ＡＴＭ利用手数料(1回につき)

① 当ＪＡＡＴＭ利用

キャッシュ(ローン) カードの区分				利用時間	手数料 (消費税含)
農協カード	当 J A カ ー ド 県内農協カード	受 入	平 日 土曜日 日曜日 祝 日	8:45～21:00	無料
		支 払	平 日 土曜日 日曜日 祝 日	8:45～21:00	
	県 外 農 協 カ ー ド	受 入	平 日 土曜日 日曜日 祝 日	8:45～21:00	
		支 払	平 日 土曜日 日曜日 祝 日	8:45～21:00	
J F マ リ ン バ ン ク カ ー ド		支 払	平 日 土曜日 日曜日 祝 日	8:45～21:00	無料
愛 媛 銀 行 カ ー ド 伊 予 銀 行 カ ー ド 三 菱 U F J 銀 行 カ ー ド		支 払	平 日	8:45～18:00	無料
				18:00～21:00	110円
			土曜日 日曜日 祝 日	8:45～21:00	110円
他 行 カ ー ド (J F マ リ ン バ ン ク カ ー ド、 愛媛銀行カード、伊予銀行カード、 三菱UFJ銀行カードを除く)		支 払	平 日	8:45～18:00	110円
				18:00～21:00	220円
				土曜日 日曜日 祝 日	8:45～21:00

※ＡＴＭの設置場所により取扱時間が異なります。

② 他行等ＡＴＭ利用(当ＪＡカード使用)						
キャッシュ(ローン) カードの区分			利用時間	手数料 (消費税含)		
ゆうちょ銀行ＡＴＭ ※受入は片側取引	受 入	平 日	8:00～8:45	110円		
			8:45～18:00	無料		
			18:00～21:00	110円		
		土曜日 日曜日 祝 日	8:00～21:00	110円		
	支 払		平 日	8:00～ 8:45	110円	
				8:45～18:00	無料	
				18:00～21:00	110円	
		土曜日 日曜日 祝 日	8:00～21:00	110円		
イーネットＡＴＭ ローソン銀行ＡＴＭ			受 入	平 日	8:00～ 8:45	110円
					8:45～18:00	無料
	18:00～21:00	110円				
	土曜日	8:00～ 9:00		110円		
		9:00～14:00		無料		
		14:00～21:00		110円		
	日曜日 祝 日	8:00～21:00		110円		
		支 払	平 日	8:00～ 8:45	110円	
	8:45～18:00			無料		
	18:00～21:00			110円		
	土曜日		8:00～ 9:00	110円		
			9:00～14:00	無料		
			14:00～21:00	110円		
	日曜日 祝 日		8:00～21:00	110円		

※ゆうちょ銀行ATM及びコンビニATM(イーネット、ローソン銀行) を利用した場合は、被仕向店(当JA) において手数料設定を行い当JAの取扱手数料となります。
※その他、金融機関ATMを利用した場合、仕向店(他行) において手数料設定を行い他行の取扱手数料となります。

③ キャッシング・サービス利用手数料(1回につき)		
区 分	利用時間	手数料(消費税含)
平 日	8:45～18:00	無料
	18:00～21:00	110円
土 曜 日	9:00～14:00	無料
	14:00～17:00	110円
日 曜 日 祝 日	9:00～17:00	110円

④ 発行手数料等			
区 分		内 容	手数料(消費税含)
小 切 手・手 形 用 紙 等		小 切 手 用 紙 交 付 料	1冊(50枚) につき 3,300円
		約 束 手 形 用 紙 交 付 料	1冊(50枚) につき 3,300円
		為 替 手 形 用 紙 交 付 料	1冊(20枚) につき 3,300円
発行手数料	自 己 宛 小 切 手		1枚につき 550円
		当 J A 所 定 様 式	1通につき 440円
		監 査 法 人 所 定 様 式	1通につき 3,300円
	残高証明書	そ の 他	1通につき 1,650円
	融 資 証 明 書		1通につき 440円
	利 息 証 明 書		1通につき 440円
再 発 行 手 数 料	取 引 履 歴 明 細 表		1口座につき 550円
	通 帳		1冊につき 1,100円
		証 書	1枚につき 1,100円
	キ ャ ッ シ ュ カ ー ド		1枚につき 1,100円
		I C キ ャ ッ シ ュ カ ー ド	1枚につき 1,100円
		I Cキャッシング・クレジット一体型カード	1枚につき 1,100円
		ロ ー ン カ ー ド	1枚につき 1,100円

(注1) 取引履歴明細表は、一般取引先(個人・法人) に限ります。

⑤ 振替手数料		
区 分	内 容	手数料(消費税含)
貯 蓄 貯 金 (自 動 振 替) ス ウ ィ ン グ 手 数 料	順スウィング(普通貯金→貯蓄貯金) 1回につき	無料
	逆スウィング(貯蓄貯金→普通貯金) 1回につき	110円
自 動 振 替 手 数 料	(定時・定額自動振替を含む) 1件につき	55円

⑥ 口座開設手数料		
区 分	内 容	手数料(消費税含)
当座貯金口座開設手数料	1口座につき	5,500円

⑦ 両替手数料		
区 分	内 容	手数料(消費税含)
両替手数料 ※両替前後で多い方の枚数を適用	1～30枚	当JAに口座をお持ちのお客さま1日1回まで無料※1
		上記以外のお客さま 220円
	31～100枚	220円
	101～500枚	440円
	501～1,000枚	770円
	1,001枚～	1,000枚ごと 330円加算

※1 ご本人の通帳もしくはキャッシュカードを窓口へご提示いただきます。
※2 同一金種の新札への両替、汚損した現金の両替、記念硬貨の交換は無料です。

(8) 融資手数料

区 分			手数料(消費税含)
住 宅 ロ ー ン・ アパートローン・ 不動産担保・ 当座貸越金 (抵当権設定契約)	住 宅 ロ ー ン	取 扱 手 数 料(新 規 融 資 時)	1取引 55,000円
		段 階 金 利 融 資 手 数 料	1取引 融資額×2.0%
		変 動 金 利 融 資 手 数 料	1取引 融資額×1.0%
	賃 貸 住 宅 ロ ー ン 手 数 料(新 規 融 資 時)		1取引 110,000円
	不 動 産 担 保 手 数 料(新 規 融 資 時、賃 貸・住 宅 以 外)		1取引 55,000円
	条 件 変 更 手 数 料(固 定 金 利 再 選 択 を 含 む)		1取引 5,500円
	繰上返済手数料 (一部繰上含む)	インターネット	1取引 無料
		99万円	1取引 11,000円
		100万円～999万円	1取引 22,000円
		1,000万円～1,999万円	1取引 33,000円
		2,000万円～2,999万円	1取引 44,000円
3,000万円超		1取引 55,000円	
当 座 貸 越 金 書 替 手 数 料		1取引 5,500円	
共 済 証 書 担 保	確 定 日 付 手 数 料	新 規 貸 付 実 行 時	担保差入証毎 700円
		建物更生共済むてき継続証が発行されるもの	継続証毎 700円
小口ローン等	新 規 融 資、条 件 変 更、繰 上 返 済		無料

※段階金利住宅ローン及び変動金利住宅ローンについては、取扱手数料55,000円と融資手数料を徴求します。
※小口ローン等とは、マイカーローン、教育ローン、共済証書担保等、抵当権設定不要案件とします。
※確定日付手数料について、建物更生共済（むてき）継続証発行対象の場合は、新規貸付実行時に新規貸付実行時の確定日付手数料と継続証発行分の確定日付手数料を併せて徴収します。

(9) 国債振替決済口座管理手数料

区 分	内 容	手数料(消費税含)
国 債 振 替 決 済 口 座 管 理 手 数 料	年 間	無 料
振 替 口 座 簿 記 載 事 項 証 明 書 の 発 行	1 通	無 料

(10) 株式払込金取扱手数料

- ① 一般払込手数料
- 新株引受人が個別に株式の申込みに来るような一般の払込に適用する。
- 手数料＝(有償払込額×X／1000＋5円×受付票または領収証通数)
×(1＋消費税の税率＋地方消費税の税率)

有償払込額	X	有償払込額	X
340百万円未満	3.50	1,600百万円以上	2.20
340百万円以上	3.40	1,700百万円以上	2.15
380百万円以上	3.30	1,800百万円以上	2.10
420百万円以上	3.20	1,900百万円以上	2.05
460百万円以上	3.10	2,000百万円以上	2.00
500百万円以上	3.00	2,500百万円以上	1.95
600百万円以上	2.90	3,000百万円以上	1.90
700百万円以上	2.80	4,000百万円以上	1.85
800百万円以上	2.70	5,000百万円以上	1.80
900百万円以上	2.60	6,250百万円以上	1.75
1,000百万円以上	2.50	7,500百万円以上	1.70
1,100百万円以上	2.45	8,750百万円以上	1.65
1,200百万円以上	2.40	10,000百万円以上	1.60
1,300百万円以上	2.35	11,250百万円以上	1.55
1,400百万円以上	2.30	12,500百万円以上	1.50
1,500百万円以上	2.25	15,000百万円	1.45
15,000百万円を超過するもの			
X(小数点3位以下切捨) = $\frac{15,000\text{百万} \times 1.45 / 1000 + (\text{有償払込額} - 15,000\text{百万}) \times 1 / 1000}{\text{有 償 払 込 額}}$ ×1000			

(注) 有償払込額30億円以上のものについては取扱内容を勘案し、別途取扱金融機関間で協議して料率を軽減することができます。

② 一括取扱手数料

発起人または会社が株式払込金を取りまとめて払込むような一括払込の場合に適用する。通常、少数株主の場合や縁故者募集で払込者が特定されている場合等が該当する。

手数料＝有償払込額×X／1000×(1＋消費税の税率＋地方消費税の税率)

有償払込額	X	有償払込額	X
50百万円未満	2.50	5,000百万円以上	0.43
50百万円以上	2.00	5,500百万円以上	0.41
100百万円以上	1.50	6,000百万円以上	0.40
300百万円以上	1.20	6,500百万円以上	0.39
500百万円以上	1.00	7,000百万円以上	0.38
700百万円以上	0.85	7,500百万円以上	0.36
1,000百万円以上	0.75	8,000百万円以上	0.35
1,300百万円以上	0.69	8,500百万円以上	0.34
1,500百万円以上	0.66	9,000百万円以上	0.33
1,700百万円以上	0.64	10,000百万円以上	0.30
2,000百万円以上	0.62	11,000百万円以上	0.29
2,500百万円以上	0.59	12,000百万円以上	0.28
3,000百万円以上	0.55	13,000百万円以上	0.27
3,500百万円以上	0.51	14,000百万円以上	0.26
4,000百万円以上	0.48	15,000百万円	0.25
4,500百万円以上	0.45		
15,000百万円を超過するもの			
X(小数点3位以下切捨) = $\frac{15,000\text{百万} \times 0.25 / 1000 + (\text{有償払込額} - 15,000\text{百万}) \times 0.2 / 1000}{\text{有 償 払 込 額}}$ ×1000			

(注) 一括払込の範囲については、その都度取扱金融機関間で協議します。

(11) 個人情報の開示等事務手数料

内 容		手数料(消費税含)
店 頭 で の 受 取 の 場 合	1 件	550円
郵 送 の 場 合	1 件	1,100円

(12) 貸金庫利用料
全自動貸金庫(上部西支所)

貸金庫タイプ	年間利用料(消費税込)		サイズ
	組合員	組合員以外	
6cmタイプ	13,200円	15,840円	幅 26cm 奥行35cm
10cmタイプ	15,840円	18,480円	

(13) 大量硬貨入出金手数料		
区 分	内 容	手数料 (消費税含)
硬貨を口座へ入金または口座から出金する場合の枚数	1～100 枚	1日1回まで無料
	101～500 枚	440 円
	501～1,000 枚	770 円
	1,001 枚～	1,000 枚ごと 330 円加算

(14) 未利用口座管理手数料	
内 容	手 数 料
年 間	1,320 円

※令和3年10月1日以降に開設された普通貯金・貯蓄貯金口座のうち、最終取引日から2年以上取引がなく、かつ、貯金残高が1万円未満の口座を対象とします。

(15) 預貯金照会手数料			
【照会手数料】			
取扱機関	照会方法	受付年月	
		手数料 (消費税含)	
		R5年4月1日～R10年6月受付分	R10年7月受付分以降
全国センター取扱対象	郵 送	111 円	222 円
全国センター取扱対象外	郵 送	300 円	

【郵送代・封筒代：上段…令和5年4月～令和10年6月、下段…令和10年7月以降】					
封入枚数	郵便代	封筒代	封入枚数	郵便代	封筒代
～4 枚	41 円	4 円	～109 枚	194 円	19 円
	83 円	8 円		389 円	39 円
～8 枚	46 円	4 円	～150 枚	289 円	19 円
	93 円	8 円		579 円	39 円
～18 枚	69 円	19 円	～190 枚	354 円	86 円
	139 円	39 円		709 円	173 円
～29 枚	104 円	19 円	～410 枚	519 円	86 円
	209 円	39 円		1,039 円	173 円
～52 枚	124 円	19 円	～840 枚	674 円	92 円
	249 円	39 円		1,349 円	185 円

【紙代：令和5年4月～令和10年6月分1.6円／枚、令和10年7月分以降3円／枚】

〔その他業務〕

○ 年金友の会

令和7年3月現在、会員数は11,497名です。

えひめ未来農業協同組合管内各支部で組織され、「年金日帰り旅行」や「ゴルフコンペ」、「グラウンドゴルフ」、等様々なイベントを開催しています。

ご加入希望の方は、最寄りの支所までお気軽にご相談ください。

○ 年金相談

毎週1回、社会保険労務士による「年金相談」を無料で実施しています。年金についての勘違い、もらい忘れの年金など、皆さまの疑問やご相談に的確にお答えします。

○ J Aキャッシュサービス

J Aバンクのキャッシュカードをお持ちのお客さまは、全国のJ AバンクのATMによるご入金、ご出金、残高照会サービスを終日無料でご利用いただけます。

また、伊予銀行、愛媛銀行、三菱UFJ銀行、セブン銀行(セブンイレブンに設置しているA

TM)、ローソンATM、イーネットATM(ファミリーマート、ポプラなどに設置しているATM)、JFマリンバンク、ゆうちょ銀行のATMによる平日、日中時間帯のご出金・残高照会サービスも無料でご利用できます。(セブン銀行、ローソンATM、イーネットATM、ゆうちょ銀行のATMでは、ご入金も無料でご利用できます)

○ J Aカード

J Aカードは、ショッピングやレジャーでのお支払い、さらにキャッシングサービスもご利用することができ、直売所やガソリンスタンドでは割引も適用され、大変便利です。

○ 自動受取サービス

給与・ボーナス・年金などを決められた日に安全・確実に受取ることができます。

○ 自動支払サービス

簡単なお手続きで、公共料金をはじめ、いろいろなお支払いが自動的にできて便利です。

○ 県公金のお受取り、お支払い

県が支払う土地代金等のお受取りや、自動車税等の県税のお支払いができます。

2 共済事業

J A共済に課せられた役割は、組合員・利用者の皆さまが不安なく暮らせるよう、生活全般に潜むリスクに対して幅広く保障するよう努めることです。死亡、病気、ケガ、老後などの「ひと」の保障。火災はもちろん、地震や台風などさまざまな自然災害に備える「いえ」の保障。そして現代社会ではなくてはならない「くるま」の事故に備える保障。この、「ひと・いえ・くるまの総合保障」を通じて、それぞれの目的やライフプランに応じて充実した保障を提供し、皆さまの毎日の暮らしをバックアップしていきます。

〔ひと〕

J Aの生命共済は、万一保障はもちろん、医療保障の充実にも力を入れています。

長期共済	終身共済	万一のときはもちろん、ニーズにあわせた特約により保障内容を自由に設計できる確かな生涯保障プランです。
	一時払終身共済	加入年齢が90歳までになり、相続対策にもご活用いただけるプランです。健康上の理由で他の共済・保険に加入できなかった方も、簡単な告知でお申込みいただけます。また、一生涯の万一保障に生前贈与の機能がプラスされ、親世代からの資産承継をスムーズに行うことができます。
	定期生命共済	万一のときを手頃な共済掛金で保障するプランです。農業の新たな担い手などの経営者の万一のときの保障と退職金などの資金形成ニーズに応えるプランもあります。
	医療共済	日帰り入院からまとまった額の一時金の給付により、入院や入退院前後・在宅医療等にかかる費用へご活用いただけます。一生涯保障や先進医療保障などライフプランにあわせて自由に設計できます。また特約により万一の保障を確保することもできます。
	引受緩和型医療共済	通院中の方、病歴がある方など健康状態に不安がある方でも、簡単な告知でご加入できます。入院・手術を保障するプランです。
	がん共済	あらゆる「がん」を診断時から再発・長期治療、先進医療などニーズに合わせた共済期間を保障します。
	予定利率変動型年金共済	老後の生活資金準備のためのプランです。簡単な手続きでご加入できます。また、最低保証予定利率が設定されているので安心です。
	養老生命共済	万一のときの保障と、将来の資金づくりを両立させたプランです。
	介護共済	長生きの時代を安心して暮らしていける一生涯の介護保障です。所定の介護状態になった場合、共済金をお受取りいただけます。またJ A共済所定の重度要介護状態も保障しています。
	生活障害共済	病気やケガで働けなくなった場合、生活と家族を守るプランです。身体の障害状態を幅広く保障し、公的保障に連動した保障です。
	特定重度疾病共済	三大疾病（がん・急性心筋梗塞・脳卒中）に加えて三大疾病以外の「心・血管疾患」や「脳血管疾患」さらには、「その他の生活習慣病」まで幅広く保障します。
	こども共済	お子さまの入学資金や結婚・独立資金の準備に最適なプランです。仕組み改定により、契約者の加入年齢が75歳まで広がり、告知なしでお申込みいただけるようになりました。お孫さんのためにご活用いただけます。
短期共済	認知症共済	40歳から75歳まで加入が可能で、認知障害の治療や介護に備えられます。
	傷害共済	日常のさまざまな災害による万一のときや負傷を保障します。
短期共済	賠償責任共済	日常生活・業務中に生じた損害賠償責任などを保障します。

〔いえ〕

J Aの建物更生共済は、火災はもちろん、地震を含む自然災害など、さまざまなリスクに対応し、幅広い保障でマイホームをしっかり守ります。

長期共済	建物更生共済	火災はもちろん、地震や台風などの自然災害も幅広く保障します。仕組み改定により、低廉な掛け金で大きな保障が得られるプランが選べるようになりました。また、実損てん補方式の導入により、被害の際のお支払いが充実しました。
短期共済	火災共済	住まいの火災損害を保障します。

〔くるま〕

J Aの自動車共済は、確かな保障と独自の割引制度、充実したサービスを提供しています。

短期共済	自動車共済	相手方への対人・対物賠償保障をはじめ、ご自身・ご家族のための傷害保障、車両保障など、万一の自動車事故を幅広く保障します。
	自賠責共済	法律ですべての自動車に加入が義務づけられています。人身事故の被害者への賠償責任を保障します。

3 営農事業

安全・安心の農産物づくりを基本に、農産物直売所を中心とした流通コストの削減、地域で消費するものは地域で生産しよう！「地消地産」の推進と、管内の基幹作物である米＋麦・野菜での水田フル活用による地域の農業振興に努めています。

〔指導〕

農業者の所得増大と農業生産の拡大及び持続可能な管内農業の確立に向けて、地域の特性を活かしたきめ細かな営農指導を行っています。T A C活動として「出向く営農指導」の取り組みを実践しています。

〔カントリーエレベーター〕

大量の籾・麦を乾燥し、生きたままの状態で長時間バラ貯蔵するとともに、必要に応じて必要なだけ新鮮でおいしい「今搾り米」を供給することができます。また、今日の米・麦流通の情勢変化に対応する地域農業の基幹施設として力を発揮しています。

〔グリーンセンター〕

水稲と野菜の複合育苗施設で、効率的育苗生産システムによる優良苗の計画的供給と育苗コストの低減を図っています。主要な取り扱い品目（水稲は品種）は次のとおりです。
水稲…コシヒカリ、あきたこまち、ヒノヒカリ、松山三井、にこまる、ひめの凜など
野菜…白ねぎ、絹かわなす、キャベツ、白菜、ブロッコリー、たまねぎなど

4 販売事業

組合員の生産した農産物を集荷し、多様な販売チャネルの開拓や買取販売等を企画し直接販売の実施や市場などへ販売し農業者の所得向上に努めています。主要な取り扱い品目は次のとおりです。

穀物…米、はだか麦など
野菜…ほうれん草、いちご、青ねぎ、春の七草、絹かわなす、白ねぎ、里芋、玉ねぎ、きゅうり、蚕豆 など

5 保管事業

農業倉庫では、穀物（米、麦）の品質管理や保管業務を行っています。

6 経済事業

仕入れ機能を強化し、品質、価格、安全性などを考慮するなか、農業に必要な生産資材や、生活に必要な商品を組合員・地域の皆さまにご提供しています。

〔生産資材〕

組合員や地域の皆さまの多様なニーズを把握し、農畜産生産をお手伝いすべく肥料、飼料、農薬、出荷包装資材等を、あぐりセンター、ＪＡグリーンにいはまで取り扱っています。生産資材については、銘柄集約、予約強化等によりコスト低減に努めています。

〔生活物資〕

○燃 料

ガソリンスタンドを神戸、古川に設置し、ガソリン・軽油・灯油・オイル・バッテリー・タイヤなどを販売しています。また、灯油や農業用燃料など定期配送サービスを行っています。(古川ＳＳは給油専門店となっています。)

○プロパンガス

ガス漏れ集中管理システム「あんしんキャッチ24」を導入し、より安全で安定した供給に努めるほか、ガス器具や配管などの供給設備も取り扱っています。

○食 配

電話一本で、生産者と消費者を結ぶ信頼の西条産米、新居浜産米を迅速にお届けします。

○生活用品

直売所等で、生鮮食品や一般食料品、日用雑貨品など安全・信用ある商品を取り揃えて販売しています。

○観 光

一枚の切符の手配から団体まで、皆さまのご希望に合ったさまざまな旅行のプランニングや斡旋をしています。

7 その他の事業

〔直販事業 … 野菜直売所“ときめき水都市”、四季菜広場、みのりちゃん市場〕

組合員が丹精こめて育てた野菜・果物・花など年間を通じて色とりどりの新鮮な管内産農産物を直営店3店(ときめき水都市、みのりちゃん市場、四季菜広場)で販売しています。

また、水都市部会、あかがね市部会として管内の量販店での販売も行っています。

女性・高齢者を含む多様な農業者の育成、生きがいつくりの場とし、消費者と信頼関係を保ちながら「安全・安心な農産物」を提供できる農業を目指していきます。

〔福祉事業〕

専門的な資格・技術を有する福祉職員が、利用者の心身状況に応じたサービスを行います。

居 宅 介 護 支 援 事 業…介護保険に関するご相談の対応や、介護サービス利用申請の代行を行い、介護サービスが必要な方に適したケアプランを作成します。

訪 問 介 護 事 業…ホームヘルパーが居宅に訪問し、入浴、排泄、食事介助等の身体介護や調理、洗濯などの生活援助を行います。

通 所 介 護 事 業…デイサービスセンター「いずみの里」「みずほの里」にて、食事・入浴などの日常生活上の支援や、身体機能の維持・向上のための支援を行います。
小規模多機能型居宅介護事業…通い・訪問・泊まりサービスを組み合わせ、「武丈の里」スタッフが住み慣れた家で生活できるよう応援します。

助 け あ い 組 織…地域の元気高齢者を対象に、フレイル対策(介護予防活動)や閉じこも

り防止(メンタルケア)を目的としたボランティア活動(ミニデイサービス)を行っています。

〔加工事業〕

あぐり工房

ときめき水都市に併設しており、地元産米を使用した焼きたて米粉パンの製造販売、惣菜部による「みのりちゃん弁当」等の販売を行っています。また、旬の野菜を活用した、安全で健康的な食の提供を行います。

ふれあい工房

女性部の食の拠点、また女性部自家製味噌加工施設として、安心安全な食品加工、地元農産物に付加価値を付けた加工品の開発、販売を行っています。また販売用味噌加工場、製麺場も併設しています。

〔葬祭事業〕

管内の組合員、地域の皆さまに幅広くご利用していただくため「ルミエール友の会」「やすらぎ会」の葬祭会員特典をご用意して会員募集しています。また西条地区は総合葬祭式場としてルミエール西条「本館」「あずま会館」「いしづち会館」「思恩(しおん)」、新居浜地区は提携葬祭会館にて小規模葬、家族葬、大規模葬まで多様な葬儀ニーズにお応えしています。令和6年度は、西条地区で359名、新居浜地区で303名、管内合計662名の方々のお見送りをさせていただきました。

〔精米事業…コイン精米機〕

ＪＡ内各施設に設置しています(一部設置のない施設もあります)。年中無休のコイン式(30kg当たり300円)となっています。是非ご利用ください。

系統セーフティネット(貯金者保護の取り組み)

当ＪＡの貯金は、ＪＡバンク独自の制度である「破綻未然防止システム」と公的制度である「貯金保険制度(農水産業協同組合貯金保険制度)」との２重のセーフティネットで守られています。

◇「ＪＡバンクシステム」の仕組み

組合員・利用者から一層信頼され利用される信用事業を確立するために、「再編強化法(農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律)」に則り、ＪＡバンク会員(ＪＡ・信連・農林中金)総意のもと「ＪＡバンク基本方針」に基づき、ＪＡ・信連・農林中金が一体的に取り組む仕組みを「ＪＡバンクシステム」といいます。

「ＪＡバンクシステム」は、ＪＡバンクの信頼性を確保する「破綻未然防止システム」と、スケールメリットときめ細かい顧客接点を生かした金融サービスの提供の充実・強化を目指す「一体的事業運営」の２つの柱で成り立っています。

◇「破綻未然防止システム」の機能

「破綻未然防止システム」は、ＪＡバンクの健全性を確保し、ＪＡ等の経営破綻を未然に防止するためのＪＡバンク独自の制度です。具体的には、(1)個々のＪＡ等の経営状況についてチェック(モニタリング)を行い、問題点を早期に発見、(2)経営破綻に至らないよう、早め早めに経営改善等を実施、(3)全国のＪＡバンクが拠出した「ＪＡバンク支援基金※」等を活用し、個々のＪＡの経営健全性維持のために必要な資本注入などの支援を行います。

※2024年３月末における残高は1,651億円となっています。

◇「一体的な事業運営」の実施

良質で高度な金融サービスを提供するため、ＪＡバンクとして商品開発力・提案力の強化、共同運営システムの利用、全国統一のＪＡバンクブランドの確立等の一体的な事業推進の取り組みをしています。

◇ 貯金保険制度

貯金保険制度とは、農水産業協同組合が貯金などの払い戻しができなくなった場合などに、貯金者を保護し、また資金決済の確保を図ることによって、信用秩序の維持に資することを目的とする制度で、銀行、信金、信組、労金などが加入する「預金保険制度」と同様な制度です。

なお、この制度を運営する貯金保険機構(農水産業協同組合貯金保険機構)の責任準備金残高は、2024年３月末現在で4,785億円となっています。

【経営資料】

I 決算の状況

1. 貸借対照表

(単位：千円)

科 目		5年度(6年3月31日)	6年度(7年3月31日)
(資産の部)			
1	信用事業資産	149,951,761	143,272,149
	(1) 現金	658,992	535,709
	(2) 預金	115,723,580	109,439,517
	系統預金	115,713,197	109,428,481
	系統外預金	10,383	11,035
	(3) 有価証券	2,178,620	1,544,290
	国債	2,178,620	1,544,290
	(4) 貸出金	31,306,208	31,681,664
	(5) その他の信用事業資産	361,680	314,165
	未収収益	73,900	98,626
	その他の資産	287,780	215,538
	(6) 貸倒引当金	△ 277,320	△ 243,196
2	共済事業資産	766	859
	(1) その他の共済事業資産	766	859
3	経済事業資産	634,096	611,319
	(1) 受取手形	1,569	1,435
	(2) 経済事業未収金	277,910	290,640
	(3) 経済受託債権	64,904	6,294
	(4) 棚卸資産	235,415	264,771
	購買品	195,629	189,626
	その他の棚卸資産	34,705	70,021
	貯蔵品	5,080	5,123
	(5) その他の経済事業資産	63,501	61,031
	(6) 貸倒引当金	△ 9,204	△ 12,855
4	雑資産	324,822	330,409
5	固定資産	6,836,015	7,396,164
	(1) 有形固定資産	6,824,996	7,383,079
	建物	4,831,283	5,387,569
	機械装置	703,420	783,772
	土地	5,281,758	5,235,376
	建設仮勘定	17,600	－
	その他の有形固定資産	816,346	772,984
	減価償却累計額	△ 4,825,412	△ 4,796,623
	(2) 無形固定資産	11,018	13,085
6	外部出資	4,823,413	4,823,413
	(1) 外部出資	4,823,413	4,823,413
	系統出資	4,639,656	4,639,656
	系統外出資	153,757	153,757
	子会社等出資	30,000	30,000
7	前払年金費用	418,963	379,411
	資産の部合計	162,989,840	156,813,727

科 目		5年度(6年3月31日)	6年度(7年3月31日)
(負債の部)			
1	信用事業負債	148,057,744	142,215,658
	(1) 貯金	147,494,870	141,710,771
	(2) 借入金	600	－
	(3) その他の信用事業負債	562,274	504,886
	未払費用	24,598	54,995
	その他の負債	537,675	449,891
2	共済事業負債	549,801	606,598
	(1) 共済資金	390,294	445,398
	(2) 未経過共済付加収入	158,269	160,062
	(3) その他共済事業負債	1,237	1,137
3	経済事業負債	1,253,660	1,176,677
	(1) 経済事業未払金	266,760	287,998
	(2) 経済受託債務	86,316	23,037
	(3) その他の経済事業負債	900,583	865,642
4	雑負債	428,784	230,433
	(1) 未払法人税等	58,127	8,155
	(2) リース債務	10,989	9,770
	(3) 資産除去債務	32,723	33,023
	(4) その他の負債	326,943	179,483
5	諸引当金	93,899	41,498
	(1) 賞与引当金	41,640	29,282
	(2) 役員退職慰労引当金	52,259	12,215
6	繰延税金負債	94,800	63,833
7	再評価に係る繰延税金負債	791,817	799,631
	負債の部合計	151,270,508	145,134,331
(純資産の部)			
1	組合員資本	9,703,063	9,813,594
	(1) 出資金	2,205,060	2,197,378
	(2) 資本準備金	385,975	385,975
	(3) 利益剰余金	7,143,526	7,263,357
	利益準備金	2,567,000	2,627,000
	その他利益剰余金	4,576,526	4,636,357
	特別積立金	569,250	569,250
	高齢者福祉事業積立金	140,000	160,000
	営農振興積立金	370,000	390,000
	金融事業基盤強化積立金	1,090,000	1,140,000
	施設近代化積立金	750,000	770,000
	経営安定化対策積立金	1,000,000	1,080,000
	農産物販売リスク積立金	110,000	120,000
	当期末処分剰余金	547,276	407,107
	(うち当期剰余金)	257,979	108,731
	(4) 処分未済持分	△ 31,499	△ 33,117
2	評価・換算差額等	2,016,267	1,865,801
	(1) その他有価証券評価差額金	129,768	32,208
	(2) 土地再評価差額金	1,886,499	1,833,593
	純資産の部合計	11,719,331	11,679,396
	負債及び純資産の部合計	162,989,840	156,813,727

※記載金額は千円未満を切り捨てて表示しています。

2. 損益計算書

(単位：千円)

科 目		5 年度 (自 5年4月1日 至 6年3月31日)	6 年度 (自 6年4月1日 至 7年3月31日)
1.	事業総利益	2,426,766	2,407,865
	事業収益	4,733,015	5,106,350
	事業費用	2,306,248	2,698,484
(1)	信用事業収益	1,255,119	1,239,517
	資金運用収益	1,129,928	1,131,168
	（うち預金利息）	(604,216)	(609,319)
	（うち有価証券利息）	(33,609)	(33,469)
	（うち貸出金利息）	(348,564)	(356,826)
	（うちその他受入利息）	(143,538)	(131,554)
	役務取引等収益	80,727	51,622
	その他経常収益	44,463	56,726
(2)	信用事業費用	182,627	232,819
	資金調達費用	50,091	123,510
	（うち貯金利息）	(41,982)	(119,166)
	（うち給付補填備金繰入）	(1,592)	(1,179)
	（うちその他支払利息）	(6,516)	(3,164)
	役務取引等費用	5,773	5,983
	その他経常費用	126,763	103,325
	（うち貸倒引当金戻入益）	(△ 664)	(△ 7,074)
	信用事業総利益	1,072,491	1,006,698
(3)	共済事業収益	566,917	588,423
	共済付加収入	530,727	537,980
	その他の収益	36,190	50,443
(4)	共済事業費用	32,225	35,378
	共済推進費	14,126	16,417
	その他の費用	18,099	18,961
	共済事業総利益	534,692	553,045
(5)	購買事業収益	1,099,433	1,126,661
	購買品供給高	953,221	973,828
	購買品手数料	136,879	137,719
	修理サービス料	1,179	1,102
	その他の収益	8,152	14,010
(6)	購買事業費用	896,320	943,357
	購買品供給原価	786,324	831,203
	購買品供給費	48,833	47,332
	その他の費用	61,161	64,820
	（うち貸倒引当金繰入額）	(-)	(3,684)
	（うち貸倒引当金戻入益）	(△ 1,150)	(-)
	購買事業総利益	203,113	183,304
(7)	販売事業収益	1,014,397	1,278,254
	販売品販売高	810,315	1,091,652
	販売品手数料	170,851	166,788
	その他の収益	33,231	19,813
(8)	販売事業費用	828,224	1,066,322
	販売品販売原価	680,873	837,318
	販売費	19,771	9,104
	その他の費用	127,579	219,899
	販売事業総利益	186,172	211,931
(9)	保管事業収益	21,196	12,763
(10)	保管事業費用	2,838	3,377
	保管事業総利益	18,357	9,385
(11)	農業経営事業収益	8,915	11,572
(12)	農業経営事業費用	7,313	10,390
	農業経営事業総利益	1,602	1,181
(13)	加工事業収益	144,942	174,035
(14)	加工事業費用	119,102	146,413
	加工事業総利益	25,840	27,622

科 目		5 年度 (自 5年4月1日 至 6年3月31日)	6 年度 (自 6年4月1日 至 7年3月31日)
	(15) 葬祭事業収益	366,931	392,112
	(16) 葬祭事業費用	145,570	164,453
	葬祭事業総利益	221,361	227,658
	(17) カントリー事業収益	45,857	53,734
	(18) カントリー事業費用	21,785	23,657
	カントリー事業総利益	24,072	30,077
	(19) 高齢者福祉事業収益	215,351	238,539
	(20) 高齢者福祉事業費用	103,528	109,715
	高齢者福祉事業総利益	111,822	128,824
	(21) その他事業収益	95,660	115,538
	(22) その他事業費用	61,543	77,150
	その他事業総利益	34,117	38,388
	(23) 指導事業収入	5,398	3,263
	(24) 指導事業支出	12,275	13,514
2.	指導事業収支差額	△ 6,876	△ 10,251
	事業管理費	2,171,511	2,352,204
	(1) 人件費	1,413,538	1,541,979
	(2) 業務費	239,610	253,025
	(3) 諸税負担金	72,890	79,409
	(4) 施設費	435,778	467,867
事業	(5) その他事業管理費	9,693	9,921
	事業総利益	255,255	55,660
3.	事業外収益	126,585	128,969
	(1) 受取雑利息	293	247
	(2) 受取出資配当金	87,449	88,761
	(3) 賃貸貸料	31,430	31,180
	(4) 償却債権取立益	960	960
	(5) 雑収入	6,452	7,820
4.	事業外費用	6,690	3,522
	(1) 寄付金	275	227
	(2) 雑損失	6,415	3,295
経常利益		375,150	181,107
5.	特別利益	26,494	5,856
	(1) 固定資産処分益	122	94
	(2) 一般補助金	26,372	5,762
6.	特別損失	59,536	69,334
	(1) 固定資産処分損	1,071	12,499
	(2) 固定資産圧縮損	25,335	5,762
	(3) 減損損失	33,128	51,073
税引前当期利益		342,108	117,629
法人税・住民税及び事業税		75,985	15,481
法人税等調整額		8,143	△ 6,583
法人税等合計		84,129	8,897
当期剰余金		257,979	108,731
当期首繰越剰余金		273,961	265,756
土地再評価差額金取崩額		15,335	32,619
当期未処分剰余金		547,276	407,107

※記載金額は千円未満を切り捨てて表示しています。

3. 注記表
前年度(5年度)

一 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券(株式形態の外部出資を含む)の評価基準及び評価方法

- (1) 子会社株式……………移動平均法による原価法
- (2) その他有価証券
- ① 時価のあるもの……………時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
- ② 市場価格のない株式等 ……移動平均法による原価法

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- 購買品(肥料、農薬) ……総平均法による原価法
(収益性の低下による簿価切下げの方法)
- 購買品(上記以外) ……売価還元法による原価法
- その他の棚卸資産……………総平均法による原価法
(収益性の低下による簿価切下げの方法)

3. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産
定率法を採用しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しています。
- (2) 無形固定資産
定額法を採用しています。
なお、自社利用ソフトウェアについては、当JAにおける利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しています。

4. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金
貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(破綻先)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(実質破綻先)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。
また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。
破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間または3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率等の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、算定しています。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、融資担当部署等が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しています。

- (2) 賞与引当金
職員に対して支給する賞与の支出にあてるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。
- (3) 退職給付引当金
職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。
- (4) 役員退職慰労引当金
役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

5. 収益及び費用の計上基準

- (1) リース取引関連
ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準
売上高を計上せずに利息相当額を各期へ配分する方法によっています。
- (2) 収益認識関連
当JAの利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。
- ① 購買事業
購買事業は、農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当JAは利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。
- ② 販売事業
販売事業のうち委託販売については、組合員が生産した農畜産物を当JAが集荷して共同で取引先等に販売する事業及び産直市で生産者が生産した農産物を販売する事業であり、当JAは利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。
また、買取販売については、組合員が生産した農産物を買取り、取引先等に販売する事業であり、当JAは取引先等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この取引先等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。
- ③ 保管事業
保管事業は、組合員が生産した米・麦の農産物及び全農等から委託された農産物を保管・管理する事業であり、当JAは利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、

当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しています。

④ 加工事業

加工事業の主な事業の内容は、以下の通りです。

- ・組合員が生産した米を精米加工し、利用者に販売する事業
- ・葬祭センターで葬儀をする際に使用する生花を加工し、利用者に販売する事業
- ・組合員が生産した農産物等を原料にみそ、米粉パン、お弁当等を製造し、利用者に販売する事業

当ＪＡは、利用者等との契約に基づき、加工または製造した製品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

⑤ 葬祭事業

葬祭事業は、葬儀に必要な祭壇や幹旋品を購入し、組合員等へ供給及び葬祭施設において主に葬儀の執行を請け負う事業であり、当ＪＡは利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、葬儀の執行が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

⑥ カントリー事業

カントリー事業は、米麦の乾燥調整施設を設置して、共同で利用する事業であり、当ＪＡは利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

⑦ 高齢者福祉事業

要介護者を対象にしたデイサービス・訪問介護・ケアプラン作成・小規模多機能介護等の介護保険事業や高齢者生活支援事業であり、当ＪＡは利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、施設の利用時点やサービスの提供時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

⑧ その他事業

その他事業の主な事業の内容は、以下の通りです。

- ・育苗事業

水稻、野菜の苗を播種・育苗し、組合員に供給する事業であり、当ＪＡは利用者等との契約に基づき、苗を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、苗の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

6. 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、５年間で均等償却を行っています。

7. 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「〇」で表示しています。金額が零のものについて「－」と表示しています。

8. その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続

事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法

当ＪＡは、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っていません。

よって事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引を含めて表示しています。ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則に従い、各事業間の内部損益を除去した額を記載しています。

二 会計方針の変更に関する注記

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

減損損失 33,128千円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しております。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としております。

固定資産の減損損失の認識、測定において、将来キャッシュ・フローについては、令和６年３月に作成した対策後シュミレーションを基礎として算出しており、対策後シュミレーション以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しております。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

三 貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産に係る圧縮記帳額

国庫補助金等の受入により、有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は

1,613,920千円であり、その内訳は次のとおりです。

建物	665,195千円
機械装置	492,579千円
土地	120,033千円
その他の有形固定資産	334,532千円
無形固定資産	1,580千円

2. 担保に供している資産

以下の資産は当座貸越の担保に供しております。

定期預金 3,000,000千円

なお、上記担保提供資産に対応する債務はありません。

3. 子会社等に対する金銭債権及び金銭債務

子会社等に対する金銭債権の総額 363,979千円

子会社等に対する金銭債務の総額 55,377千円

4. 役員との間の取引による役員に対する金銭債権

理事及び監事に対する金銭債権の総額 145,653千円

5. 債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2)（i）から（iv）までに掲げるものの額及びその合計額

債権のうち、破産更正債権及びこれらに準ずる債権額は371,153千円、危険債権額は122,984千円です。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（破産更正債権及びこれらに準ずる債権を除く。）です。

債権のうち、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権はありません。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更正債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更正債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。

破産更正債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権額の合計額は494,136千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

6. 土地の再評価に関する法律に基づく再評価

「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

- 再評価を行った年月日 平成11年3月31日
- 再評価を行った土地の当事業年度末における時価の合計額が再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額

1,378,146千円

- 同法律第3条第3項に定める再評価の方法
- 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める、当該事業用の土地について地方税法第341条第10号の土地課税台帳又は同条第11号の土地補充課税台帳に登録されている価格（固定資産税評価額）に合理的な調整を行って算出しました。

四 損益計算書に関する注記

1. 子会社等との事業取引による取引高の総額及び事業取引以外の取引による取引高の総額

(1) 子会社との取引による収益総額	13,492千円
うち事業取引高	13,492千円
(2) 子会社との取引による費用総額	60,002千円
うち事業取引高	60,001千円
うち事業取引以外の取引高	1千円

2. 減損損失に関する注記

(1) 資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産又は資産グループの概要

当JAでは、投資の意思決定を行う単位としてグルーピングを実施した結果、営業店舗については支所、施設ごとに、また、業務外固定資産（遊休資産と賃貸固定資産）については、各固定資産をグルーピングの最小単位としています。

本所、西条中央支所の支所以外の部分、直売所、あぐりセンター、新居浜経済センター、カントリーエレベーター、育苗センター、ふれあい工房、福祉施設については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないものの、他の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与していることから、共用資産と認識しています。

当事業年度に減損損失を計上した固定資産は、以下のとおりです。

場 所	用 途	種 類	その他
四 季 菜 広 場	営業用店舗	土地、無形固定資産	
高 津 支 所	営業用店舗	土地、建物	
金 子 支 所	営業用店舗	土地、建物	
古 川 給 油 所	営業用店舗	土地	
旧 新 堀 支 所	賃 貸 資 産	土地	業務外固定資産
旧 飯 岡 支 所	遊 休 資 産	土地、建物、その他の有形固定資産	業務外固定資産
旧 玉 津 支 所	遊 休 資 産	土地、建物	業務外固定資産
旧 中 央 支 所	遊 休 資 産	土地、建物	業務外固定資産
旧 橘 支 所	遊 休 資 産	土地	業務外固定資産
旧 禎 瑞 支 所	遊 休 資 産	土地、建物、その他の有形固定資産	業務外固定資産
旧 武 丈 の 湯	遊 休 資 産	土地	業務外固定資産
萩生治良丸宅地	遊 休 資 産	土地	業務外固定資産

(2) 減損損失の認識に至った経緯

四季菜広場については、令和7年度にリニューアルを予定しており、使用範囲・方法の変更に伴い、帳簿価額を回収可能価額で評価しその差額を減損損失として認識しました。

高津支所・金子支所については、令和6年度に支所統合を予定しており、使用範囲・方法の変更に伴い、帳簿価額を回収可能価額で評価しその差額を減損損失として認識しました。

古川給油所は、当該店舗の営業収支が2期連続赤字であると同時に短期的に業績の回復が見込まれないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当期減少額を減損損失として認識しました。

旧新堀支所の資産は賃貸資産として使用していますが、使用価値が帳簿価額まで達しないため帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。

旧橘支所・旧武丈の湯・萩生治良丸宅地・旧飯岡支所・旧玉津支所・旧中央支所・旧禎瑞支所については、遊休資産とされ早期処分対象であることから帳簿価額を回収可能価額で評価しその差額を減損損失として認識しました。

(3) 減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類毎の減損損失の内訳

(単位：千円)

場 所	合 計	うち土地	うち建物	うち機械装置	うちその他の 有形固定資産	うち無形固定資産
四季菜広場	6,339	2,410	－	－	－	3,928
高 津 支 所	2,419	836	1,582	－	－	－
金 子 支 所	9,234	8,952	281	－	－	－
古川給油所	830	830	－	－	－	－
旧新堀支所	686	686	－	－	－	－
旧飯岡支所	2,532	183	1,945	－	403	－
旧玉津支所	665	491	173	－	－	－
旧中央支所	4,097	2,934	1,162	－	－	－
旧 橘 支 所	627	627	－	－	－	－
旧禎瑞支所	3,819	2,692	1,057	－	69	－
旧武丈の湯	1,819	1,819	－	－	－	－
萩生治良丸宅地	56	56	－	－	－	－
合 計	33,128	22,523	6,203	－	472	3,928

(4) 回収可能価額の算定方法

各固定資産の回収可能価額は、正味売却価額を採用しており、その時価は路線価または固定資産税評価額を合理的に調整し、算定しています。

旧新堀支所の固定資産の回収可能価額については使用価値を採用しており、適用した割引率は3.14%です。

五 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取り組み方針

当ＪＡは農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を愛媛県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債などの債券等の有価証券による運用を行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当ＪＡが保有する金融資産は、主として愛媛県信用農業協同組合連合会への預金、当ＪＡ管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は主に債券であり、その他の有価証券で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当ＪＡは、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本所に融資課を設置し各支所との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については、管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

② 市場リスクの管理

当ＪＡでは、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したＡＬＭを基本に、資産・負債の金利感应度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当ＪＡの保有有価証券ポートフォリオの状況やＡＬＭなどを考慮し、理事会において運用方法を定めるとともに、経営層で構成するＡＬＭ委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。

運用部門は、理事会で決定した運用方針及びＡＬＭ委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当ＪＡで保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。

当ＪＡにおいて、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金、貯金及び借入金です。

当ＪＡでは、これらの金融資産及び金融負債について、期末後１年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.38%上昇したものと想定した場合には、経済価値が535,620千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当ＪＡでは、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針の策定の際に検討を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

(1) 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は次のとおりです。
なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

(単位：千円)			
	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預金	115,723,580	115,648,826	△ 74,753
有価証券	2,178,620	2,178,620	－
その他の有価証券	2,178,620	2,178,620	－
貸出金	31,306,208		
貸倒引当金（＊１）	△ 277,320		
貸倒引当金控除後	31,028,887	31,097,029	68,141
資産計	148,931,087	148,924,475	△ 6,612
貯金	147,494,870	147,416,523	△ 78,347
負債計	147,494,870	147,416,523	△ 78,347

（＊１）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(2) 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

(資 産)

① 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap 以下ＯＩＳという）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

② 有価証券

国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。

③ 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、主に貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるＯＩＳのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

(負 債)

① 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるＯＩＳのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3) 市場価格のない株式等

市場価格のない株式等は次のとおりであり、これは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)	
	貸借対照表計上額
外 部 出 資	4,823,413

(4) 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)						
	１年以内	１年超 ２年以内	２年超 ３年以内	３年超 ４年以内	４年超 ５年以内	５年超
預金	115,723,580					
有価証券 その他有価証券 の内満期があるもの						2,000,000
貸出金（＊１、２）	1,999,245	1,760,767	1,473,084	1,389,691	1,312,623	23,288,463
合 計	117,722,826	1,760,767	1,473,084	1,389,691	1,312,623	25,288,463

（＊１）貸出金のうち、当座貸越154,622千円については「１年以内」に含めています。また、期限のない劣後特約付ローンについては「５年超」に含めています。
（＊２）貸出金のうち、三月以上延滞が生じている債権・期限の利益を喪失した債権等82,332千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

(5) 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)						
	１年以内	１年超 ２年以内	２年超 ３年以内	３年超 ４年以内	４年超 ５年以内	５年超
貯金（＊１）	135,827,095	6,710,619	4,076,604	170,660	637,306	72,583
合 計	135,827,095	6,710,619	4,076,604	170,660	637,306	72,583

（＊１）貯金のうち、要求払貯金については、「１年以内」に含めて開示しています。

六 有価証券に関する注記

1. 有価証券の時価及び評価差額に関する事項

有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。

(1) その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)				
	種類	貸借対照表計上額	取得原価又は償却原価	差額（＊）
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	国債	2,178,620	1,999,233	179,386

＊なお、上記差額から繰延税金負債49,618千円を差し引いた額129,768千円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

2．当事業年度中に売却したその他有価証券

当事業年度中に売却したその他有価証券はありません。

七 退職給付に関する注記

1．採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため全国共済農業協同組合連合会及びりそな銀行との契約に基づく確定給付企業年金制度を採用しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

2．退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における前払年金費用	△ 331,834千円
退職給付費用	△ 40,114千円
年金制度への拠出金	<u>△ 47,015千円</u>
前払年金費用	△ 418,963千円

3．退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された前払年金費用の調整表

退職給付債務	1,035,190千円
年金資産	<u>△ 1,454,154千円</u>
前払年金費用	△ 418,963千円

4．退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用	△ 40,114千円
----------------	------------

5．特例業務負担金の将来見込額

人件費（うち福利厚生費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用にあてるため拠出した特例業務負担金21,172千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和6年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、168,086千円となっています。

八 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等

1．繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金	53,226千円
役員退職給与引当金	14,454千円
未収貸付金利息	3,518千円
部会繰越金否認	10,856千円
賞与引当金	11,517千円
減価償却超過額	99,221千円
減損損失	58,082千円
資産除去債務	9,051千円
その他	<u>10,182千円</u>
繰延税金資産小計	270,112千円
評価性引当額	<u>△ 198,931千円</u>
繰延税金資産合計（A）	71,181千円

繰延税金負債	
有形固定資産（資産除去債務）	△ 478千円
前払年金費用	△ 115,885千円
その他有価証券評価差額金	<u>△ 49,618千円</u>
繰延税金負債合計（B）	△ 165,982千円
繰延税金負債の純額（A）＋（B）	△ 94,800千円

2．法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.66%
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	3.04%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△ 3.54%
住民税等均等割等	1.19%
評価性引当金の増減	△ 3.36%
その他	△ 0.40%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	24.59%

九 収益認識に関する注記

（収益を理解するための基礎となる情報）

「一 重要な会計方針に係る事項に関する注記5．収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

十 その他の注記

リース取引に関する注記

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引は全て解約可能であり、解約金の合計額は5,320千円です。

当年度(6年度)

一 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券(株式形態の外部出資を含む)の評価基準及び評価方法

- (1) 子会社株式…………… 移動平均法による原価法
- (2) その他有価証券
- ① 時価のあるもの…………… 時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
- ② 市場価格のない株式等 …… 移動平均法による原価法

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- 購買品(肥料、農薬) …… 総平均法による原価法
(収益性の低下による簿価切下げの方法)
- 購買品(上記以外) …… 売価還元法による低価法
- その他の棚卸資産…………… 総平均法による原価法
(収益性の低下による簿価切下げの方法)

3. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産
- 定率法を採用しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しています。
- (2) 無形固定資産
- 定額法を採用しています。
- なお、自社利用ソフトウェアについては、当JAにおける利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しています。

4. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金
- 貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。
- 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(破綻先)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(実質破綻先)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。
- また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。
- 破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間または3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率等の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、算定しています。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、融資担当部署等が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しています。

- (2) 賞与引当金
- 職員に対して支給する賞与の支出にあてるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。
- (3) 退職給付引当金
- 職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。
- (4) 役員退職慰労引当金
- 役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

5. 収益及び費用の計上基準

- (1) リース取引関連
- ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準
- 売上高を計上せずに利息相当額を各期へ配分する方法によっています。
- (2) 収益認識関連
- 当JAの利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。
- ① 購買事業
- 購買事業は、農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当JAは利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。
- ② 販売事業
- 販売事業のうち委託販売については、組合員が生産した農畜産物を当JAが集荷して共同で取引先等に販売する事業及び産直市で生産者が生産した農産物を販売する事業であり、当JAは利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。
- また、買取販売については、組合員が生産した農産物を買い取り、取引先等に販売する事業であり、当JAは取引先等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この取引先等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。
- ③ 保管事業
- 保管事業は、組合員が生産した米・麦の農産物及び全農等から委託された農産物を保管・管理する事業であり、当JAは利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、

当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しています。

④ 農業経営事業

農業経営事業は、地区内の農地をＪＡが賃借し、産地の維持・拡大、新たな栽培技術の確立及び新規就農希望者等に対する研修を行う場所として実証圃を設置し、ＪＡ自ら農業経営を行い、地域農業の振興に取り組む事業です。

当ＪＡは、実証圃で生産された農作物を販売品として引き渡した時点で収益を認識しています。

⑤ 加工事業

加工事業の主な事業の内容は、以下の通りです。

- ・組合員が生産した米を精米加工し、利用者に販売する事業
- ・葬祭センターで葬儀をする際に使用する生花を加工し、利用者に販売する事業
- ・組合員が生産した農産物等を原料にみそ、米粉パン、お弁当等を製造し、利用者に販売する事業

当ＪＡは、利用者等との契約に基づき、加工または製造した製品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

⑥ 葬祭事業

葬祭事業は、葬儀に必要な祭壇や幹旋品を購入し、組合員等へ供給及び葬祭施設において主に葬儀の執行を請け負う事業であり、当ＪＡは利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、葬儀の執行が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

⑦ カントリー事業

カントリー事業は、米麦の乾燥調整施設を設置して、共同で利用する事業であり、当ＪＡは利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

⑧ 高齢者福祉事業

要介護者を対象にしたデイサービス・訪問介護・ケアプラン作成・小規模多機能介護等の介護保険事業や高齢者生活支援事業であり、当ＪＡは利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、施設の利用時点やサービスの提供時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

⑨ その他事業

その他事業の主な事業の内容は、以下の通りです。

- ・育苗事業

水稻、野菜の苗を播種・育苗し、組合員に供給する事業であり、当ＪＡは利用者等との契約に基づき、苗を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、苗の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

6. 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、５年間で均等償却を行っています。

7. 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「〇」で表示しています。金額が零のものについて「－」と表示しています。

8. その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続

(1) 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法

当ＪＡは、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っていません。

よって事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引を含めて表示しています。ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則に従い、各事業間の内部損益を除去した額を記載しています。

(2) 当ＪＡが代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当ＪＡが代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しております。また、販売事業収益のうち、当ＪＡが代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しております。

二 会計方針の変更に関する注記

(法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号2022年10月28日）等を当事業年度の期首から適用しております。これによる当事業年度の計算書類に与える影響はありません。

三 会計上の見積りに関する注記

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

減損損失 51,073千円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しております。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としております。

固定資産の減損損失の認識、測定において、将来キャッシュ・フローについては、令和7年3月に作成した対策後シュミレーションを基礎として算出しており、対策後シュミレーション以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しております。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

四 貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産に係る圧縮記帳額

国庫補助金等の受入により、有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は1,617,263千円であり、その内訳は次のとおりです。

建物	665,195千円
機械装置	497,589千円
土地	120,033千円
その他の有形固定資産	332,395千円
無形固定資産	2,050千円

2. 担保に供している資産

以下の資産は当座貸越の担保に供しております。

定期預金	3,000,000千円
------	-------------

なお、上記担保提供資産に対応する債務はありません。

3. 子会社等に対する金銭債権及び金銭債務

子会社等に対する金銭債権の総額	327,886千円
子会社等に対する金銭債務の総額	41,838千円

4. 役員との間の取引による役員に対する金銭債権

理事及び監事に対する金銭債権の総額	34,486千円
-------------------	----------

5. 債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額及びその合計額

債権のうち、破産更正債権及びこれらに準ずる債権額は338,591千円、危険債権額は210,174千円です。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権(破産更正債権及びこれらに準ずる債権を除く。)です。

債権のうち、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権はありません。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更正債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更正債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。

破産更正債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権額の合計額は548,765千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

6. 土地の再評価に関する法律に基づく再評価

「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

●再評価を行った年月日	平成11年3月31日
●再評価を行った土地の当事業年度末における時価の合計額が再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額	1,346,490千円

●同法律第3条第3項に定める再評価の方法	土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める、当該事業用の土地について地方税法第341条第10号の土地課税台帳又は同条第11号の土地補充課税台帳に登録されている価格(固定資産税評価額)に合理的な調整を行って算出しました。
----------------------	--

五 損益計算書に関する注記

1. 子会社等との事業取引による取引高の総額及び事業取引以外の取引による取引高の総額

(1) 子会社との取引による収益総額	12,812千円
うち事業取引高	12,812千円
(2) 子会社との取引による費用総額	60,013千円
うち事業取引高	60,012千円
うち事業取引以外の取引高	1千円

2. 減損損失に関する注記

(1) 資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産又は資産グループの概要

当JAでは、投資の意思決定を行う単位としてグルーピングを実施した結果、営業店舗については支所、施設ごとに、また、業務外固定資産(遊休資産と賃貸固定資産)については、各固定資産をグルーピングの最小単位としています。

本所、西条中央支所の支所以外の部分、直売所、あぐりセンター、新居浜経済センター、カントリーエレベーター、育苗センター、ふれあい工房、福祉施設については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないものの、他の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与していることから、共用資産と認識しています。

当事業年度に減損損失を計上した固定資産は、以下のとおりです。

場 所	用 途	種 類	その他
四季菜広場	営業用店舗	土地	
本所支所	営業用店舗	土地	
神戸給油所	営業用店舗	土地、建物、機械装置、車両	
古川給油所	営業用店舗	土地	
旧橘支所	遊休資産	土地	業務外固定資産
旧禎瑞支所	遊休資産	土地	業務外固定資産
旧武丈の湯	遊休資産	土地	業務外固定資産
旧飯岡支所	遊休資産	土地	業務外固定資産

旧 玉 津 支 所	遊 休 資 産	土地、建物、器具備品	業務外固定資産
旧 中 央 支 所	遊 休 資 産	土地	業務外固定資産
旧 高 津 支 所	遊 休 資 産	土地	業務外固定資産
旧 金 子 支 所	遊 休 資 産	土地	業務外固定資産

(2) 減損損失の認識に至った経緯

四季菜広場については、令和7年度にリニューアルを予定しており、使用範囲・方法の変更に伴い、帳簿価額を回収可能価額で評価しその差額を減損損失として認識しました。

本所支所については、令和6年度に支所統合をしており、使用範囲・方法の変更に伴い、帳簿価額を回収可能価額で評価しその差額を減損損失として認識しました。

神戸給油所・古川給油所は、当該店舗の営業収支が2期連続赤字であると同時に短期的に業績の回復が見込まれないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当期減少額を減損損失として認識しました。

旧橘支所・旧禎瑞支所・旧武丈の湯・旧飯岡支所・旧玉津支所・旧中央支所・旧高津支所・旧金子支所については、遊休資産とされ早期処分対象であることから帳簿価額を回収可能価額で評価しその差額を減損損失として認識しました。

(3) 減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類毎の減損損失の内訳

(単位：千円)

場 所	合 計	うち土地	うち建物	うち 機械装置	うち 器具部品	うち車両
四季菜広場	9,830	9,830	－	－	－	－
本 所 支 所	6,741	6,741	－	－	－	－
神戸給油所	7,885	4,587	1,085	201	－	2,011
古川給油所	959	959	－	－	－	－
旧 橘 支 所	1,851	1,851	－	－	－	－
旧 禎 瑞 支 所	1,192	1,192	－	－	－	－
旧武丈の湯	14,224	14,224	－	－	－	－
旧飯岡支所	1,606	1,606	－	－	－	－
旧玉津支所	3,825	2,432	1,199	－	193	－
旧中央支所	1,859	1,859	－	－	－	－
旧高津支所	722	722	－	－	－	－
旧金子支所	372	372	－	－	－	－
合 計	51,073	46,381	2,284	201	193	2,011

(4) 回収可能価額の算定方法

各固定資産の回収可能価額は、正味売却価額を採用しており、その時価は路線価または固定資産税評価額を合理的に調整し、算定しています。

六 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取り組み方針

当ＪＡは農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を愛媛県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債などの債券等の有価証券による運用を行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当ＪＡが保有する金融資産は、主として愛媛県信用農業協同組合連合会への預金、当ＪＡ管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は主に債券であり、その他の有価証券で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当ＪＡは、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本所に融資課を設置し各支所との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については、管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

② 市場リスクの管理

当ＪＡでは、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したＡＬＭを基本に、資産・負債の金利感应度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当ＪＡの保有有価証券ポートフォリオの状況やＡＬＭなどを考慮し、理事会において運用方法を定めるとともに、経営層で構成するＡＬＭ委員会を定期的を開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。

運用部門は、理事会で決定した運用方針及びＡＬＭ委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当ＪＡで保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。

当ＪＡにおいて、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金、貯金です。

当ＪＡでは、これらの金融資産及び金融負債について、期末後１年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.50%上昇したものと想定した場合には、経済価値が642,880千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当ＪＡでは、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針の策定の際に検討を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

(1) 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

(単位：千円)			
	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預金	109,439,517	109,159,183	△ 280,333
有価証券	1,544,290	1,544,290	－
その他の有価証券	1,544,290	1,544,290	－
貸出金	31,681,664		
貸倒引当金（＊１）	△ 243,196		
貸倒引当金控除後	31,438,467	30,465,570	△ 972,896
資産計	142,422,275	141,169,044	△ 1,253,230
貯金	141,710,771	141,357,440	△ 353,331
負債計	147,710,771	141,357,440	△ 353,331

（＊１）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(2) 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

(資 産)

① 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap 以下ＯＩＳという）のレートで割

り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

② 有価証券

国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。

③ 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるＯＩＳのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

(負 債)

① 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるＯＩＳのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3) 市場価格のない株式等

市場価格のない株式等は次のとおりであり、これは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)	
	貸借対照表計上額
外 部 出 資	4,823,413

(4) 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)						
	1 年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内	5 年超
預金	109,439,517					
有価証券 ^① 其他有価証券の内 満期があるもの						1,5000,000
貸出金（＊１、２）	1,999,181	1,557,515	1,476,973	1,409,016	1,300,264	23,880,427
合 計	111,438,698	1,557,515	1,476,973	1,409,016	1,300,264	25,380,427

（＊１）貸出金のうち、当座貸越158,741千円については「１年以内」に含めています。また、期限のない劣後特約付ローンについては「５年超」に含めています。

（＊２）貸出金のうち、三月以上延滞が生じている債権・期限の利益を喪失した債権等58,286千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

(5) 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1 年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内	5 年超
貯金（＊１）	128,114,034	3,888,971	8,665,192	433,988	557,770	50,814
合 計	128,114,034	3,888,971	8,665,192	433,988	557,770	50,814

（＊１）貯金のうち、要求払貯金については、「１年以内」に含めて開示しています。

七 有価証券に関する注記

１．有価証券の時価及び評価差額に関する事項

有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。

(1) その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価又は償却原価	差額（＊）
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	国債	1,544,290	1,499,318	44,971

２．当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位：千円)

	売却額	売却益	売却損
国 債	513,290	13,290	－

八 退職給付に関する注記

１．採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため全国共済農業協同組合連合会及びりそな銀行との契約に基づく確定給付企業年金制度を採用しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

２．退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における前払年金費用	△ 418,963千円
退職給付費用	87,512千円
年金制度への拠出金	<u>△ 47,960千円</u>
前払年金費用	△ 379,411千円

３．退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された前払年金費用の調整表

退職給付債務	1,050,959千円
年金資産	<u>△ 1,430,370千円</u>
前払年金費用	△ 379,411千円

４．退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用 87,512千円

５．特例業務負担金の将来見込額

人件費（うち福利厚生費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用にあてるため拠出した特例業務負担金21,602千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和７年３月現在における令和14年３月までの特例業務負担金の将来見込額は、156,098千円となっています。

九 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等

１．繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金	44,464千円
役員退職給与引当金	3,378千円
未収貸付金利息	1,814千円
部会繰越金否認	10,286千円
賞与引当金	8,099千円
減価償却超過額	92,321千円
減損損失	58,439千円
資産除去債務	9,051千円
その他	<u>10,119千円</u>
繰延税金資産小計	237,975千円
評価性引当額	<u>△ 180,908千円</u>
繰延税金資産合計（Ａ）	57,067千円

繰延税金負債	
有形固定資産（資産除去債務）	△ 461千円
前払年金費用	△ 107,676千円
その他有価証券評価差額金	<u>△ 12,762千円</u>
繰延税金負債合計（Ｂ）	△ 120,900千円
繰延税金負債の純額（Ａ）+（Ｂ）	△ 63,833千円

２．法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.66%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	3.91%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△ 10.44%
住民税等均等割等	3.47%
評価性引当金の増減	△ 15.32%
その他	△ 1.71%

税効果会計適用後の法人税等の負担率	7.56%
-------------------	-------

3. 税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債への影響額

「所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）」が令和7年3月31日に国会で成立したことに伴い、令和8年4月1日以後に開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、令和8年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の27.66%から28.38%に変更されました。この税率変更により、当事業年度の繰延税金負債は2,365千円増加し、その他有価証券評価差額金は323千円減少し、法人税等調整額は2,041千円増加しております。また、再評価に係る繰延税金負債は20,286千円増加し、土地再評価差額金は同額減少しております。

十 収益認識に関する注記

（収益を理解するための基礎となる情報）

「一 重要な会計方針に係る事項に関する注記5. 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

十一 その他の注記

リース取引に関する注記

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引は全て解約可能であり、解約金の合計額は2,563千円です。

4. 剰余金処分計算書

(単位：円)

科 目	5 年度	6 年度
1. 当期末処分剰余金	547,276,794	407,107,903
2. 剰余金処分額	281,520,281	103,362,618
(1)利益準備金	60,000,000	22,000,000
(2)任意積立金	200,000,000	60,000,000
うち高齢者福祉積立金	20,000,000	10,000,000
うち営農振興積立金	20,000,000	10,000,000
うち金融事業基盤強化積立金	50,000,000	10,000,000
うち施設近代化積立金	20,000,000	10,000,000
うち経営安定化対策積立金	80,000,000	10,000,000
うち農産物販売リスク積立金	10,000,000	10,000,000
(3)出資配当金	21,520,281	21,362,618
普通出資に対する配当金	21,520,281	21,362,618
3. 次期繰越剰余金	265,756,513	303,745,285

(注) 1. 出資配当金は年1.0%の割合である。
2. 次期繰越剰余金には、営農指導、生活・文化改善事業の費用にあてるための繰越額20,000,000円が含まれている。
3. 任意積立金のうち目的積立金の種類及び積立目的、積立目標額等は次のとおりである。

目的積立金

(単位：千円)

種 類	積立目的	積立目標額	取崩基準	当期末残高
高齢者福祉事業積立金	福祉関連施設の取得、更新、修繕に必要な資金を積み立て、高齢者福祉事業に資する事を目的とする。	300,000	高齢者福祉事業で多額の支出を要する場合に取り崩す。	160,000
営農振興積立金	営農指導事業の強化に努め、地域営農振興に資することを目的とする。	800,000	農業振興に係る多額の支出を要した場合に相当額を取り崩す。	390,000
金融事業基盤強化積立金	金融環境のめまぐるしい変動に対応し、金融事業の基盤強化に資することを目的とする。	1,500,000	債権処理など金融事業で多額の支出を要した場合に取り崩す。	1,140,000
施設近代化積立金	施設の近代化に必要な資金を積み立て、経営の安定強化に資することを目的とする。	1,500,000	施設の取得、更新等で多額の支出を要する場合に取り崩す。	770,000
経営安定化対策積立金	将来突発的に発生する可能性のあるリスクへの備えとして、組合経営に大きな影響を及ぼす臨時的な損失もしくは支出の発生時に対応することを目的とする。	1,500,000	以下の事由が発生した場合に必要と認めた範囲内で取り崩す。 1. 固定資産の減損損失及び固定資産の撤去・除去並びに修繕 2. 会計変更等の影響に伴う多額の処理 3. その他1～2に準ずる支出または組合の財務に大きな影響を及ぼす損失・支出	1,080,000
農産物販売リスク積立金	農産物販売による貸倒損失や農産物の販売に伴う将来的なリスク等に備えることを目的とする。	200,000	農産物の販売にかかる貸倒損失や市場価格変動等の臨時的損失、農産物の販売に伴う事故や災害等により臨時的費用を計上した場合に取り崩す。	120,000

※積立基準：各積立金は毎事業年度の利益剰余金(繰越欠損のある場合には、これを補填した後の残額)から積み立てるものとする。

5. 部門別損益計算書(6年度)

(単位：千円)

区 分	算 式	計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通管理費等
事 業 収 益	①	5,234,417	1,239,517	588,423	2,080,960	1,322,414	3,101	
事 業 費 用	②	2,826,551	232,819	35,378	1,723,557	824,759	10,037	
事 業 総 利 益	③=①-②	2,407,865	1,006,698	553,045	357,402	497,655	△ 6,935	
事 業 管 理 費	④	2,352,204	868,311	414,319	488,715	516,548	64,309	
(うち減価償却費)	⑤	157,484	26,566	11,945	91,703	25,432	1,836	
(うち人件費)	⑤'	1,541,979	593,902	321,843	257,122	322,501	46,610	
※うち共通管理費	⑥		361,049	196,967	143,883	173,349	24,472	△ 899,722
(うち減価償却費)	⑦		21,236	11,585	8,462	10,195	1,439	△ 52,919
(うち人件費)	⑦'		212,010	115,660	84,489	101,791	14,370	△ 528,321
事 業 利 益	⑧=③-④	55,660	138,386	138,725	△ 131,313	△ 18,893	△ 71,244	
事 業 外 収 益	⑨	128,969	74,779	34,991	7,824	10,199	1,173	
※うち共通分	⑩		17,318	9,447	6,901	8,314	1,173	△ 43,156
事 業 外 費 用	⑪	3,522	1,413	771	563	678	95	
※うち共通分	⑫		1,413	771	563	678	95	△ 3,522
経 常 利 益	⑬=⑧+⑨-⑪	181,107	211,753	172,946	△ 124,052	△ 9,372	△ 70,166	
特 別 利 益	⑭	5,856	37	20	5,025	488	284	
※うち共通分	⑮		37	20	15	18	2	△ 94
特 別 損 失	⑯	69,334	27,823	15,178	11,088	13,358	1,885	
※うち共通分	⑰		27,823	15,178	11,088	13,358	1,885	△ 69,334
税引前当期利益	⑱=⑬+⑭-⑯	117,629	183,967	157,788	△ 130,115	△ 22,243	△ 71,767	
営農指導事業分配賦額	⑲		15,469	11,460	23,689	21,147	△ 71,767	
営農指導事業分配賦後税引前当期利益	⑳=⑱-⑲	117,629	168,498	146,327	△ 153,805	△ 43,391		

(注) ⑥、⑩、⑫、⑮、⑰は、各事業に直課できない部分

1. 共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等は次のとおりです。
(1) 共通管理費等(人員割) 100%
(2) 営農指導事業(均等割+事業総利益割) の平均値

(単位：%)						
	信 用	共 済	農業関連	生活その他	営農指導	計
共 通 管 理 費 等	40.13	21.89	15.99	19.27	2.72	100
営農指導事業費	21.55	15.97	33.01	29.47		100

3. 部門別の資産

(単位：千円)

区 分	計	信用事業	共済事業	その他事業合計	共通資産
事 業 別 の 資 産	143,884,327	143,272,149	859	611,319	12,929,440
総資産(共通資産配分後)	156,813,727	146,102,395	2,831,105	7,880,227	—

6. 会計監査人の監査

6年度の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書及び注記表は、農業協同組合法第37条の2第3項の規定に基づき、みのり監査法人の監査を受けております。

Ⅱ 損益の状況

1. 最近の5事業年度の主要な経営指標

(単位：百万円、口、人、%)

項 目	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
経常収益(事業収益)	4,782	4,990	5,238	4,840	5,234
信用事業収益	890	1,245	1,262	1,255	1,239
共済事業収益	480	632	585	566	588
農業関連事業収益	2,343	1,946	2,123	1,772	2,080
生活その他事業収益	1,057	1,158	1,262	1,240	1,322
営農指導事業	9	6	4	5	3
経常利益	255	284	336	375	181
当期剰余金	△ 106	179	△ 301	257	108
出 資 金 (出 資 口 数)	1,949 (1,949,302)	2,124 (2,124,950)	2,217 (2,217,655)	2,205 (2,205,060)	2,197 (2,197,378)
総 資 産 額	168,444	166,614	165,519	162,989	156,813
純 資 産 額	11,531	11,821	11,549	11,719	11,679
貯 金 等 残 高	153,144	150,982	149,983	147,494	141,710
貸 出 金 残 高	25,293	25,812	29,069	31,306	31,681
剰余金処分配当金額	27	20	21	21	21
出 資 配 当 の 額	27	20	21	21	21
職 員 数	275	356	365	356	347
単体自己資本比率	15.69	16.14	16.49	17.30	19.05

(注) 1. 経常利益は各事業収益の合計額を表しています。
2. 当期剰余金は、銀行などの当期利益に相当するものです。
3. 信託業務の取り扱いはありません。
4. 「単体自己資本比率」は「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しております。

2. 利益総括表

(単位：百万円、%)

項 目	5年度	6年度	増 減
資 金 運 用 収 支	1,079	1,007	△ 72
役 務 取 引 等 収 支	74	45	△ 29
そ の 他 信 用 事 業 収 支	△ 82	△ 46	36
信 用 事 業 粗 利 益 (信 用 事 業 粗 利 益 率)	1,154 (0.77)	1,053 (0.71)	△ 101 (△ 0.06)
事 業 粗 利 益 (事 業 粗 利 益 率)	2,725 (1.67)	2,762 (1.65)	37 (△ 0.02)
事 業 純 益	554	410	△ 144
実 質 事 業 純 益	554	410	△ 144
コ ア 事 業 純 益	554	410	△ 144
コ ア 事 業 純 益 (投資信託解約損益を除く。)	554	410	△ 144

3. 資金運用収支の内訳

(単位：百万円、%)

項 目	5年度			6年度		
	平均残高	利息	利回り	平均残高	利息	利回り
資 金 運 用 勘 定	151,204	985	0.65	146,895	998	0.68
う ち 預 金	118,651	604	0.51	113,720	609	0.54
うち有価証券	1,998	33	1.65	1,989	33	1.66
う ち 貸 出 金	30,555	348	1.14	31,186	356	1.14
資 金 調 達 勘 定	150,239	43	0.03	146,306	120	0.08
うち貯金・定積	150,238	43	0.03	146,306	120	0.08
うち譲渡性貯金	－	－	－	－	－	－
う ち 借 入 金	1	0	0.00	0	0	0.00
総 資 金 利 ざ や	－		0.29	－		0.26

(注) 1. 総資金利ざや＝資金運用利回り－資金調達原価率(資金調達利回＋経費率)
2. 資金運用勘定の利息欄の預金には、信連(又は中金)からの事業利用分量配当金、奨励金が含まれています。

4. 受取・支払利息の増減額

(単位：百万円)

項 目		5年度増減額	6年度増減額
受 取 利 息		16	8
	う ち 預 金	△ 22	7
	う ち 有 価 証 券	0	0
	う ち 貸 出 金	38	0
支 払 利 息		△ 3	12
	う ち 貯 金 ・ 定 期 貯 金	△ 3	12
	う ち 譲 渡 性 貯 金	0	0
	う ち 借 入 金	0	0
差 引		19	△ 4

(注) 1. 増減額は前年対比です。
2. 受取利息の預金には、信連(又は中金)からの事業利用分量配当金、奨励金が含まれています。

Ⅲ 事業の概況

1. 信用事業

(1) 貯金に関する指標

① 科目別貯金平均残高

(単位：百万円、％)

種 類	5 年度	6 年度	増 減
流 動 性 貯 金	67,194 (44.72)	68,001 (46.48)	807
定 期 性 貯 金	83,035 (55.27)	78,294 (53.51)	△ 4,741
そ の 他 の 貯 金	8 (0.01)	10 (0.01)	2
小 計	150,237 (100.00)	146,306 (100.00)	△ 3,931
譲 渡 性 貯 金	－ (－)	－ (－)	－
合 計	150,237 (100.00)	146,306 (100.00)	△ 3,931

(注) 1. 流動性貯金=当座貯金+普通貯金+貯蓄貯金+通知貯金
2. 定期性貯金=定期貯金+定期積金
3. () 内は構成比です。

② 定期貯金残高

(単位：百万円、％)

種 類	5 年度	6 年度	増 減
定 期 貯 金	78,571	73,545	△ 5,026
	うち固定金利定期	78,564 (99.99)	73,538 (99.99)
	うち変動金利定期	7 (0.01)	7 (0.01)

(注) 1. 固定金利定期：預入時に満期日までの利率が確定する定期貯金
2. 変動金利定期：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期貯金
3. () 内は構成比です。

(2) 貸出金等に関する指標

① 科目別貸出金平均残高

(単位：百万円)

科 目	5 年度	6 年度	増 減
手 形 貸 付	13	8	△ 5
証 書 貸 付	30,403	31,020	617
当 座 貸 越	154	157	3
割 引 手 形	－	－	－
合 計	30,572	31,185	615

② 貸出金の金利条件別内訳残高

(単位：百万円、％)

項 目	5 年度	6 年度	増 減
固 定 金 利 貸 出	26,116 (83.42)	25,831 (81.54)	△ 285
変 動 金 利 貸 出	5,027 (16.06)	5,684 (17.94)	657
そ の 他	162 (0.52)	165 (0.52)	3
合 計	31,306 (100.00)	31,681 (100.00)	375

(注) () 内は構成比です。

③ 貸出金の担保別内訳残高

(単位：百万円)

項 目	5 年度	6 年度	増 減
貯 金 ・ 定 期 積 金 等	228	212	△ 16
有 価 証 券	0	0	0
動 産	0	0	0
不 動 産	0	0	0
そ の 他 担 保 物	28	7	△ 21
小 計	257	219	△ 38
農業信用基金協会保証	19,024	18,671	△ 353
そ の 他 保 証	4,148	4,931	783
小 計	23,172	23,602	430
信 用	7,876	7,860	△ 16
合 計	31,306	31,681	375

④ 債務保証見返額の担保別内訳残高

該当する取引はありません。

⑤ 貸出金の使途別内訳残高

(単位：百万円、％)

項 目	5 年度	6 年度	増 減
設 備 資 金	28,494 (91.02)	28,441 (89.77)	△ 53
運 転 資 金	2,812 (8.98)	3,240 (10.23)	428
合 計	31,306 (100.00)	31,681 (100.00)	375

(注) () 内は構成比です。

⑥ 貸出金の業種別残高

(単位：百万円、％)

業 種	5 年度	6 年度	増 減
農 業	1,736 (5.55)	1,890 (5.97)	154
林 業	97 (0.31)	93 (0.29)	△ 4
水 産 業	55 (0.18)	49 (0.15)	△ 6
製 造 業	6,546 (20.91)	6,739 (21.28)	193
鉱 業	592 (1.89)	596 (1.88)	4
建 設 ・ 不 動 産 業	3,032 (9.69)	3,107 (9.81)	75
電気・ガス・熱供給水道業	484 (1.55)	509 (1.61)	25
運 輸 ・ 通 信 業	1,645 (5.26)	1,746 (5.51)	101
金 融 ・ 保 険 業	2,260 (7.22)	2,742 (8.66)	482
卸売・小売・サービス業・飲食業	4,787 (15.29)	4,875 (15.39)	88
地 方 公 共 団 体	108 (0.35)	89 (0.28)	△ 19
非 営 利 法 人	0 (0.00)	0 (0.00)	0
そ の 他	9,957 (31.82)	9,240 (29.18)	△ 717
合 計	31,306 (100.00)	31,681 (100.00)	375

(注) () 内は構成比(貸出金全体に対する割合) です。

⑦ 主要な農業関係の貸出金残高

1) 営農類型別

(単位：百万円)

種 類	5 年度	6 年度	増 減
農 業	630	602	△ 28
穀 作	93	85	△ 8
野 菜	23	24	1
果樹・樹園農業	0	0	0
養豚・肉牛・酪農	73	64	△ 9
そ の 他 農 業	440	427	△ 13
合 計	630	602	△ 28

- (注) 1. 農業関連の貸出金とは、農業者、農業法人及び農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に関係する事業に必要な資金等が該当します。なお、業種別残高の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。
2. 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。

2) 資金種類別

〔貸出金〕

(単位：百万円)

種 類	5 年度	6 年度	増 減
プ ロ パ ー 資 金	338	329	△ 9
農 業 制 度 資 金	292	272	△ 20
農業近代化資金	218	207	△ 11
その他制度資金	73	64	△ 9
合 計	630	602	△ 28

- (注) 1. プロパー資金とは、当 J A 原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。
2. 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことで J A が低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。

〔受託貸付金〕

該当取引はありません。

⑧ 農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく債権の保全状況 (単位：百万円)

債権区分		債権額	保全額			
			担保	保証	引当	合計
破 産 更 正 債 権 及 び これらに準ずる債権	5 年度	371	105	0	264	371
	6 年度	338	101	5	231	338
危 険 債 権	5 年度	122	85	10	12	108
	6 年度	210	140	54	10	206
要 管 理 債 権	5 年度	－	－	－	－	－
	6 年度	－	－	－	－	－
	三月以上 延滞債権	5 年度	－	－	－	－
		6 年度	－	－	－	－
	貸出条件 緩和債権	5 年度	－	－	－	－
		6 年度	－	－	－	－
小 計	5 年度	494	191	11	276	479
	6 年度	548	242	60	242	545
正 常 債 権	5 年度	20,831				
	6 年度	31,149				
合 計	5 年度	31,325				
	6 年度	31,698				

- (注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権
破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。
2. 危険債権
債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。
3. 要管理債権
4. 「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と5. 「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額をいいます。
4. 三月以上延滞債権
元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。
5. 貸出条件緩和債権
債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。
6. 正常債権
債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

⑨ 元本補てん契約のある信託に係る農協法に基づく開示債権の状況

該当する取引はありません。

⑩ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

区 分	5 年度					6 年度				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	3	0	－	3	0	0	1	－	0	1
個別貸倒引当金	285	285	－	285	285	285	254	27	258	254
合 計	288	286	－	288	286	286	256	27	259	256

⑪ 貸出金償却の額

該当する取引はありません。

(3) 内国為替取扱実績		(単位：千件、百万円)			
種 類		5 年度		6 年度	
		仕 向	被仕向	仕 向	被仕向
送 金 ・ 振 込 為 替	件数	20	180	19	178
	金額	15,807	30,758	15,355	31,397
代 金 取 立 為 替	件数	0	0	1	－
	金額	6	1	0	－
雑 為 替	件数	0	0	0	0
	金額	374	1,830	365	1,272
合 計	件数	21	182	20	179
	金額	16,188	32,591	15,720	32,670

(4) 有価証券に関する指標				
① 種類別有価証券平均残高				
(単位：百万円)				
種 類	5 年度	6 年度	増 減	
国 債	1,998	1,989	△ 9	
地 方 債	－	－	－	
政 府 保 証 債	－	－	－	
金 融 債	－	－	－	
短 期 社 債	－	－	－	
社 債	－	－	－	
株 式	－	－	－	
そ の 他 の 証 券	－	－	－	
合 計	1,998	1,989	△ 9	

② 商品有価証券種類別平均残高
該当する取引はありません。

③ 有価証券残存期間別残高								
(単位：百万円)								
	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め ないもの	合 計
5 年度								
国 債					2,178			2,178
地 方 債								
政府保証債								
金 融 債								
短 期 社 債								
社 債								
株 式								
その他の証券								
合 計	－	－	－	－	2,178	－	－	2,178
6 年度								
国 債					1,544			1,544
地 方 債								
政府保証債								
金 融 債								
短 期 社 債								
社 債								
株 式								
その他の証券								
合 計	－	－	－	－	1,544	－	－	1,544

(5) 有価証券等の時価情報等

① 有価証券の時価情報等

[売買目的有価証券]

該当する取引はありません。

[満期保有目的の有価証券]

該当する取引はありません。

[その他有価証券]

(単位：百万円)

種 類		5 年度			6 年度		
		貸借対照表計上額	取得原価又は償却原価	差 額	貸借対照表計上額	取得原価又は償却原価	差 額
又は 貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	国 債	2,178	1,999	179	1,544	1,499	44
	地 方 債	－	－	－	－	－	－
	政府保証債	－	－	－	－	－	－
	金 融 債	－	－	－	－	－	－
	短 期 社 債	－	－	－	－	－	－
	社 債	－	－	－	－	－	－
	株 式	－	－	－	－	－	－
	その他の証券	－	－	－	－	－	－
	小 計	2,178	1,999	179	1,544	1,499	44
又は 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	国 債	－	－	－	－	－	－
	地 方 債	－	－	－	－	－	－
	政府保証債	－	－	－	－	－	－
	金 融 債	－	－	－	－	－	－
	短 期 社 債	－	－	－	－	－	－
	社 債	－	－	－	－	－	－
	株 式	－	－	－	－	－	－
	その他の証券	－	－	－	－	－	－
合 計		2,178	1,999	179	1,544	1,499	44

② 金銭の信託の時価情報等

該当する取引はありません。

③ デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引

該当する取引はありません。

2. 共済取扱実績

(1) 長期共済保有高

(単位：件、百万円)

種 類		5 年度		6 年度	
		件 数	金 額	件 数	金 額
生 命 系	終 身 共 済	13,321	89,242	13,291	84,200
	定 期 生 命 共 済	228	2,120	291	2,980
	養 老 生 命 共 済	4,490	13,737	4,114	12,093
	うちこども共済	3,838	9,101	3,636	8,442
	医 療 共 済	7,741	3,344	7,668	2,896
	が ん 共 済	3,030	769	3,034	732
	定 期 医 療 共 済	387	766	346	697
	介 護 共 済	782	1,736	887	1,952
	認 知 症 共 済	54		108	
	生 活 障 害 共 済	464		548	
	特定重度疾病共済	429		498	
	年 金 共 済	5,528	168	5,418	146
建 物 更 生 共 済		16,232	179,172	15,784	176,053
合 計		52,686	291,059	51,987	281,752

(注)「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに保障金額(生命系共済は死亡保障の金額(付加された定期特約金額等を含む))を記載しています。

(2) 医療系共済の共済金額保有高

(単位：件、百万円)

種 類	5 年度		6 年度	
	件 数	金 額	件 数	金 額
医 療 共 済	7,741	4,012	7,668	3,544
		345		457
が ん 共 済	3,030	1,872	3,034	1,867
定 期 医 療 共 済	387	190	346	169
合 計	11,158	6,075	11,048	5,581
		345		457

(注)「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。なお、同一の共済種類に主たる共済金額が複数ある場合は、新たに欄を追加して記載するとともに、共済種類ごとの合計を記載しています。

(3) 介護系その他の共済の共済金額保有高

(単位：件、百万円)

種 類		5 年度		6 年度	
		件 数	金 額	件 数	金 額
介 護 共 済		782	2,426	887	2,798
認 知 症 共 済		54	103	108	190
生活障害共済(一時金型)		403	1,576	476	2,146
生活障害共済(定期年金型)		61	677	72	824
特 定 重 度 疾 病 共 済		429	656	498	717

(注)「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。

(4) 年金共済の年金保有高 (単位：件、百万円)				
種 類	5 年度		6 年度	
	件 数	金 額	件 数	金 額
年 金 開 始 前	4,412	3,160	4,217	2,955
年 金 開 始 後	1,116	524	1,201	594
合 計	5,528	3,684	5,418	3,549

(注) 金額は、年金年額を記載しています。

(5) 短期共済新契約高 (単位：件、百万円)				
種 類	5 年度		6 年度	
	件 数	金 額	件 数	金 額
火 災 共 済	1,963	20,903	1,921	20,424
自 動 車 共 済	11,022		11,324	
傷 害 共 済	4,625	13,069	5,217	17,394
団 体 定 期 生 命 共 済	－	－	－	－
定 額 定 期 生 命 共 済	－	－	－	－
賠 償 責 任 共 済	78		71	
自 賠 責 共 済	3,292		3,326	
合 計	20,980		21,859	

(注)「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに保障金額(死亡保障又は火災保障を伴わない共済の金額欄は斜線。)を記載しています。

3. 農業・生活その他事業取扱実績

(1) 購買事業取扱実績 (単位：百万円)			
種 類		5 年度	6 年度
		購買品供給高	購買品供給高
生 産 資 材	肥 料	188	171
	農 薬	160	158
	飼 料	109	76
	農 業 機 械	154	194
	自 動 車	15	12
	そ の 他	108	108
	小 計	736	720
生 活 物 資	食 品	10	9
	耐 久 資 材	2	0
	日用保健雑貨	11	14
	燃 料	350	353
	家 庭 燃 料	161	164
	そ の 他	120	119
	小 計	656	661
合 計		1,392	1,382

(2) 販売実績

受託販売品 (単位：百万円)		
種 類	5 年度	6 年度
	販売品取扱高	販売品取扱高
米	833	950
麦	13	10
豆 ・ 雑 穀	0	－
野 菜	575	590
果 樹	5	4
花 き ・ 花 木	0	0
畜 産 物	208	145
直 販 品	1,186	1,173
合 計	2,823	2,876

買取販売品 (単位：百万円)		
種 類	5 年度	6 年度
	販売品販売高	販売品販売高
米	0	－
野 菜	246	150
店 舗	284	511
食 配	278	429
合 計	810	1,091

(3) 保管事業取扱実績		(単位：百万円)	
種 類		金 額	
		5 年度	6 年度
収	益	21	12
費	用	2	3
差	引	18	9

(4) 農業経営事業取扱実績		(単位：百万円)	
種 類		金 額	
		5 年度	6 年度
収	益	8	11
費	用	7	10
差	引	1	1

(5) 指導事業取扱実績

営農指導

(単位：百万円)

種 類	金 額	
	5 年度	6 年度
収 益	5	3
費 用	9	10
差 引	△ 4	△ 6

生活指導			
種 類		金 額	
		5 年度	6 年度
収	益	0	0
費	用	2	3
差	引	△ 2	△ 3

(6) 加工事業取扱実績		(単位：百万円)	
種 類		金 額	
		5 年度	6 年度
収	益	144	174
費	用	119	146
差	引	25	27

(7) 葬祭事業取扱実績		(単位：百万円)	
種 類		金 額	
		5 年度	6 年度
収	益	366	392
費	用	145	164
差	引	221	227

(8) カントリー事業取扱実績		(単位：百万円)	
種 類		金 額	
		5 年度	6 年度
収	益	45	53
費	用	21	23
差	引	24	30

(9) 高齢者福祉事業取扱実績		(単位：百万円)	
種 類		金 額	
		5 年度	6 年度
収	益	215	238
費	用	103	109
差	引	111	128

(10) その他事業取扱実績						(単位：百万円)	
種 類						金 額	
						5 年度	
会 館 事 業 収 益						2	2
会 館 事 業 費 用						0	0
差						2	2
精 米 事 業 収 益						6	7
精 米 事 業 費 用						0	0
差						6	6
農 作 業 受 託 収 益						5	24
農 作 業 受 託 費 用						3	17
差						2	6
簡 易 局 事 業 収 益						0	0
簡 易 局 事 業 費 用						0	0
差						0	0
育 苗 事 業 収 益						68	68
育 苗 事 業 費 用						50	51
差						17	17
施 設 預 託 事 業 収 益						5	5
施 設 預 託 事 業 費 用						4	4
差						0	0
予 冷 庫 事 業 収 益						3	3
予 冷 庫 事 業 費 用						0	－
差						3	3
製 氷 機 事 業 収 益						0	0
製 氷 機 事 業 費 用						－	－
差						0	0
堆 肥 事 業 収 益						1	0
堆 肥 事 業 費 用						1	1
差						0	△ 0
ふ れ あ い 工 房 収 益						0	0
ふ れ あ い 工 房 費 用						－	－
差						0	0
宅 地 関 連 収 益						2	2
宅 地 関 連 費 用						0	0
差						1	1
そ の 他 事 業 収 益 合 計						95	115
そ の 他 事 業 収 益 費 用						61	77
差						34	38

Ⅳ 経営諸指標

1. 利益率 (単位：％)			
項 目	5年度	6年度	増 減
総資産経常利益率	0.22	0.11	△ 0.11
資 本 経 常 利 益 率	3.95	1.86	△ 2.09
総資産当期純利益率	0.15	0.06	△ 0.09
資 本 当 期 純 利 益 率	2.26	0.93	△ 1.33

(注) 1. 総資産経常利益率=経常利益/総資産(債務保証見返を除く) 平均残高×100
2. 資本経常利益率=経常利益/純資産勘定平均残高×100
3. 総資産当期純利益率=当期剰余金(税引後) /総資産(債務保証見返を除く) 平均残高×100
4. 資本当期純利益率=当期剰余金(税引後) /純資産勘定平均残高×100

2. 貯貸率・貯証率				(単位：％)
項 目		5 年度	6 年度	増 減
貯 貸 率	期 末	21.22	22.36	1.14
	期 中 平 均	20.34	21.32	0.98
貯 証 率	期 末	1.47	1.09	△ 0.38
	期 中 平 均	1.33	1.36	0.03

(注) 1. 貯貸率(期末) =貸出金残高／貯金残高×100
2. 貯貸率(期中平均) =貸出金平均残高／貯金平均残高×100
3. 貯証率(期末) =有価証券残高／貯金残高×100
4. 貯証率(期中平均) =有価証券平均残高／貯金平均残高×100

V 自己資本の充実の状況

1. 自己資本の構成に関する事項

(単位：千円、%)

項 目	5 年度	6 年度
コア資本に係る基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	9,681,543	9,792,232
うち、出資金及び資本準備金の額	2,591,035	2,583,353
うち、再評価積立金の額	－	－
うち、利益剰余金の額	7,143,526	7,263,357
うち、外部流出予定額 (△)	21,520	21,362
うち、上記以外に該当するものの額	△ 31,499	△ 33,117
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	804	1,153
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	804	1,153
うち、適格引当金コア資本算入額	－	－
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	－	－
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	9,682,348	9,793,385
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	7,970	9,465
うち、のれんに係るものの額	－	－
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものの以外の額	7,970	9,465
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	－	－
適格引当金不足額	－	－
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	－	－
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	－	－
前払年金費用の額	303,078	271,734
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	－	－
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	－	－
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	－	－
特定項目に係る十パーセント基準超過額	－	－
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	－	－
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	－	－
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	－	－
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	－	－
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	－	－
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	－	－
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	－	－
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	311,049	281,200
自己資本		
自己資本の額 ((イ)－(ロ)) (ハ)	9,371,298	9,512,185

項 目	5 年度	6 年度
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	49,258,476	48,018,477
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額 (△)		－
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	－	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	－	
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額	－	
うち、上記以外に該当するものの額	－	
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額		－
勘定間の振替分		－
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	4,900,894	1,898,963
信用リスク・アセット調整額	－	
フロア調整額		－
オペレーショナル・リスク相当額調整額	－	
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	54,159,371	49,917,441
自己資本比率		
自己資本比率 ((ハ)／(ニ))	17.30%	19.05%

(注) 1. 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しています。
2. 当JAは、信用リスク・アセット額の算出にあつては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額にあたっては標準的計測手法で算出しており、算出に使用するILMについては、6年度は告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しています。
3. 当JAが有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

2. 自己資本の充実度に関する事項

(1) 信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳 (単位：百万円)

信用リスクアセット		5 年度		
		エクスポージャー の期末残高	リスク・ アセット額a	所要自己資本額 b=a×4%
信用リスクアセット	現金	658	—	—
	我が国の中央政府及び中央銀行向け	2,002	—	—
	外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—
	国際決済銀行等向け	—	—	—
	我が国の地方公共団体向け	109	—	—
	外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—
	国際開発銀行向け	—	—	—
	地方公共団体金融機構向け	—	—	—
	我が国の政府関係機関向け	—	—	—
	地方三公社向け	—	—	—
	金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	117,637	23,527	941
	法人等向け	1,186	977	39
	中小企業等向け及び個人向け	745	426	17
	抵当権付住宅ローン	4,413	1,534	61
	不動産取得等事業向け	1,309	1,300	52
	三月以上延滞等	93	22	0
	取立未済手形	28	5	0
	信用保証協会等保証付	19,034	1,891	75
	株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—
	共済約款貸付	—	—	—
	出資等	359	359	14
	（うち出資等のエクスポージャー）	359	359	14
	（うち重要な出資のエクスポージャー）	—	—	—
	上記以外	12,484	19,212	768
	（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部 T L A C 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	—	—	—
	（うち農林中央金庫又は農業協同組合連合会の対象資本調達手段に係るエクスポージャー）	4,463	11,159	446
	（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	73	184	7
	（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部 T L A C 関連調達手段に関するエクスポージャー）	—	—	—
	（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部 T L A C 関連調達手段に係る 5 %基準額を上回る部分に係るエクスポージャー）	—	—	—
	（うち上記以外のエクスポージャー）	7,946	7,868	314
	証券化	—	—	—
	（うち S T C 要件適用分）	—	—	—
	（うち非 S T C 適用分）	—	—	—
	再証券化	—	—	—
	リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	—	—	—
	（うちルックスルー方式）	—	—	—

信用リスクアセット			5年度		
			エクスポージャー の期末残高	リスク・ アセット額a	所要自己資本額 b=a×4%
		(うちマンドート方式)	—	—	—
		(うち蓋然性方式250%)	—	—	—
		(うち蓋然性方式400%)	—	—	—
		(うちフォールバック方式)	—	—	—
	経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額		—	—	—
	他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額 (△)		—	—	—
	標準的手法を適用するエクスポージャー別計		160,063	49,258	1,970
	CVAリスク相当額÷8%		—	—	—
	中央清算機関関連エクスポージャー		—	—	—
	合計 (信用リスク・アセットの額)		160,063	49,258	1,970
オペレーショナル・リスクに対する 所要自己資本の額<基礎的手法>			オペレーショナル・リスク 相当額を8%で除して得た額		所要自己資本額
			a		b=a×4%
			4,900		196
所要自己資本額計			リスク・アセット等 (分母) 計		所要自己資本額
			a		b=a×4%
			54,159		2,166

(注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。

2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。

3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が¹約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが¹150%になったエクスポージャーのことです。

4. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。

5. 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。

6. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額及び調整項目にかかる経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。

7. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジットデリバティブの免責額が含まれます。

8. 当JAでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。

＜オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法（基礎的手法）＞

（粗利益（正の値の場合に限る）×15%）の直近3年間の合計額 ÷8%

直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数

(2) 信用リスク・アセットの額および信用リスクに対する所要自己資本の額ならびに区分ごとの内訳 (単位：百万円)				
信用リスクアセット		6年度		
		エクスポージャー の期末残高	リスク・ アセット額a	所要自己資本額 b=a×4%
	現金	535	—	—
	我が国の中央政府及び中央銀行向け	1,502	—	—
	外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—
	国際決済銀行等向け	—	—	—
	我が国の地方公共団体向け	89	—	—
	外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—
	国際開発銀行向け	—	—	—
	地方公共団体金融機構向け	—	—	—
	我が国の政府関係機関向け	—	—	—
	地方三公社向け	—	—	—
	金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	111,884	22,578	903
	（うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	—	—	—
	カバード・ボンド向け	—	—	—
	法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	41	41	1
	（うち特定貸付債権向け）	—	—	—
	中堅中小企業等向け及び個人向け	2,162	1,722	68
	（うちトランザクター向け）	9	4	0
	不動産関連向け	7,895	3,992	159
	（うち自己居住用不動産等向け）	5,440	1,960	78
	（うち賃貸用不動産向け）	2,455	2,031	81
	（うち事業用不動産関連向け）	—	—	—
	（うちその他不動産関連向け）	—	—	—
	（うちA D C向け）	—	—	—
	劣後債券及びその他資本性証券等	—	—	—
	延滞等向け（自己居住用不動産関連向けを除く。）	421	210	8
	自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	34	15	0
	取立未済手形	13	2	0
	信用保証協会等による保証付	18,680	1,856	74
	株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—
	株式等	359	359	14
	共済約款貸付	—	—	—
	上記以外	10,453	17,239	689
	（うち重要な出資のエクスポージャー）	—	—	—
	（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部T L A C関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	—	—	—
	（うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー）	4,463	11,159	446
	（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	60	150	6
	（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部T L A C関連調達手段に関するエクスポージャー）	—	—	—
	（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部T L A C関連調達手段に係るエクスポージャー）	—	—	—

信用リスクアセット				6年度		
				エクスポージャー の期末残高	リスク・ アセット額a	所要自己資本額 b=a×4%
			（うち上記以外のエクスポージャー）	5,929	5,929	237
		証券化		—	—	—
		（うちS T C要件適用分）		—	—	—
		（短期S T C要件適用分）		—	—	—
		（うち不良債権証券化適用分）		—	—	—
		（うちS T C・不良債権証券化適用対象外分）		—	—	—
		再証券化		—	—	—
		リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー		—	—	—
		（うちルックスルー方式）		—	—	—
		（うちマンドート方式）		—	—	—
		（うち蓋然性方式250％）		—	—	—
		（うち蓋然性方式400％）		—	—	—
		（うちフォールバック方式）		—	—	—
		他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額（△）		—	—	—
		標準的手法を運用するエクスポージャー計		154,074	48,018	1,920
		C V Aリスク相当額÷8％（簡便法）		—	—	—
		中央清算期間関連エクスポージャー		—	—	—
		合計（信用リスク・アセットの額）		154,074	48,018	1,920
		マーケット・リスクに対する所要自己資本の額 ＜簡易方式又は標準的方式＞		マーケット・リスク相当額をの 合計額を8％で除して得た額		所要自己資本額
				a		b=a×4%
		オペレーショナル・リスクに対する 所要自己資本の額＜基礎的手法＞		オペレーショナル・リスク 相当額を8％で除して得た額		所要自己資本額
				a		b=a×4%
				1,898		75
		所要自己資本額計		リスク・アセット等（分母）計		所要自己資本額
				a		b=a×4%
				49,917		1,996

(3) オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本額の概要 (単位：百万円)	
	6年度
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8％で除して得た額	1,898
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額	75
B I	1,265
B I C	151

(注) 1.「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2.「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3.「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
4.「上記以外」には、未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。
5. オペレーショナル・リスク相当額は標準的計測手法により算出しており、算出に使用するILMは告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しております。

3. 信用リスクに関する事項

(1) 標準的手法に関する事項

当ＪＡでは自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウエイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

ア) リスク・ウエイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適 格 格 付 機 関
株 式 会 社 格 付 投 資 情 報 セ ン タ ー (R & I)
株 式 会 社 日 本 格 付 研 究 所 (J C R)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (M o o d y ' s)
S & P グローバル・レーティング (S & P)
フィッチレーティングスリミテッド (F i t c h)

(注)「リスク・ウエイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

イ) リスク・ウエイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポートジャー	適格格付機関	カントリー・リスク・スコア
中央政府および中央銀行		日本貿易保険
外国の中央政府等以外の公共部門向けエクスポートジャー		日本貿易保険
国際開発銀行向けエクスポートジャー	R & I , M o o d y ' s , J C R , S & P , F i t c h	
金融機関向けエクスポートジャー	R & I , M o o d y ' s , J C R , S & P , F i t c h	
法人等向けエクスポートジャー	R & I , M o o d y ' s , J C R , S & P , F i t c h	

(2) 信用リスクに関するエクスポートジャー(地域別、業種別、残存期間別)及び延滞エクスポートジャーの期末残高

(単位：百万円)

		5年度					6年度				
		信用リスクに関するエクスポートジャーの残高	うち貸出金等	うち債権	うち店頭デリバティブ	三月以上延滞エクスポートジャー	信用リスクに関するエクスポートジャーの残高	うち貸出金等	うち債権	うち店頭デリバティブ	延滞エクスポートジャー
	国 内	160,063	31,332	2,002	－	93	154,074	31,717	1,502	－	455
	国 外	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
地 域 別 残 高 計		160,063	31,332	2,002	－	93	154,074	31,717	1,502	－	455
法 人	農 業	614	614	－	－	－	562	561	－	－	9
	林 業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	水 産 業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	製 造 業	358	358	－	－	－	316	316	－	－	－
	鉱 業	51	51	－	－	－	49	49	－	－	－
	建 設 ・ 不 動 産 業	2,196	2,166	－	－	－	1,969	1,939	－	－	55
	電気・ガス・熱供給・水道業	52	52	－	－	－	51	51	－	－	－
	運 輸 ・ 通 信 業	284	284	－	－	－	280	280	－	－	196
	金 融 ・ 保 険 業	122,278	1,917	－	－	－	116,509	2,416	－	－	－
	卸売・小売・飲食・サービス業	1,049	854	－	－	4	994	798	－	－	27
	日本国政府・地方公共団体	2,185	183	2,002	－	－	1,662	160	1,502	－	－
	上 記 以 外	966	966	－	－	9	957	957	－	－	12
個 人		24,174	23,883	－	－	80	24,479	24,184	－	－	153
そ の 他		5,850	－	－	－	－	6,240	－	－	－	－
業 種 別 残 高 計		160,063	31,332	2,002	－	93	154,074	31,717	1,502	－	455
1年以下		116,035	300	－	－		109,798	316	－	－	
1年超3年以下		637	637	－	－		443	443	－	－	
3年超5年以下		954	954	－	－		889	889	－	－	
5年超7年以下		747	747	－	－		812	812	－	－	
7年超10年以下		3,542	1,540	2,002	－		3,124	1,622	1,502	－	
10年超		26,829	26,829	－	－		27,325	27,325	－	－	
期限の定めのないもの		11,316	322	－	－		11,680	307	－	－	
残 存 期 間 別 残 高 計		160,063	31,332	2,002	－		154,074	31,717	1,502	－	

(注) 1. 信用リスクに関するエクスポートジャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウエイトのみなし計算が適用されるエクスポートジャーに該当するもの、証券化エクスポートジャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。

2. 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポートジャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間及び融資枠の範囲でお客さまのご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。

3. 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引のものをいいます。

4. 「三月以上延滞エクスポートジャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞しているエクスポートジャーをいいます。

5. 「延滞エクスポートジャー」とは、次の事由が生じたエクスポートジャーのことをいいます。

①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。

②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。

③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。

(3) 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

区 分	5年度					6年度				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	3	0	－	3	0	0	1	－	0	1
個別貸倒引当金	285	285	－	285	285	285	254	27	258	254

(4) 業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額													(単位：百万円)
区 分		5 年度						6 年度					
		期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	貸出金償却	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	貸出金償却
				目的使用	その他					目的使用	その他		
国	内	285	285	－	285	285		285	254	27	258	254	
国	外	－	－	－	－	－		－	－	－	－	－	
地域別計		285	285	－	285	285		285	254	27	258	254	
法 人	農 業	3	3	－	3	3	－	3	2	－	3	2	－
	林 業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	水 産 業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	製 造 業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	鉱 業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	建設・不動産業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	電気・ガス・ 熱供給・水道業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	運輸・通信業	172	171	－	172	171	－	171	169	－	171	169	－
	金融・保険業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	卸売・小売・ 飲食・サービス業	5	13	－	5	13	－	13	12	－	13	12	－
個 人	10	9	－	10	9	－	9	12	－	9	12	－	
業 種 別 計		93	88	－	93	88	－	88	57	27	61	57	27
		285	285		285	285	－	285	254	27	258	254	27

(5) 信用リスク・アセット残高内訳表

[6年度]

(単位：百万円)

項目	リスク・ウェイト (%)	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値
		オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	信用リスク・アセットの額	
		A	B	C	D	E	F=(E/(C+D))
現金	0	535	—	535	—	0	0
我が国の中央政府及び中央銀行向け	0	1,502	—	1,502	—	0	0
外国の中央政府及び中央銀行向け	0～150	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	0	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	0	89	—	89	—	0	0
外国の中央政府等以外の公共部門向け	20～150	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	0～150	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	10～20	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	10～20	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	20	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	20～150	111,884	—	111,884	—	22,578	20
（うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	20～150	—	—	—	—	—	—

カバード・ボンド向け	10～100	－	－	－	－	－	－
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	20～150	41	－	41	－	41	100
（うち特定貸付債権向け）	20～150	－	－	－	－	－	－
中堅中小企業等向け及び個人向け	45～100	2,147	143	1,959	14	1,722	87
（うちトラザクター向け）	45	－	92	－	9	4	44
不動産関連向け	20～150	7,895	－	7,817	－	3,992	51
（うち自己居住用不動産等向け）	20～75	5,440	－	5,394	－	1,960	36
（うち貸貸用不動産向け）	30～150	2,455	－	2,423	－	2,031	84
（うち事業用不動産関連向け）	70～150	－	－	－	－	－	－
（うちその他不動産関連向け）	60	－	－	－	－	－	－
（うちADC向け）	100～150	－	－	－	－	－	－
劣後債券及びその他資本性証券等	150	－	－	－	－	－	－
延滞等向け(自己居住用不動産関連向けを除く。)	50～150	185	0	185	0	210	114
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	100	15	－	15	－	15	100
取立未済手形	20	13	－	13	－	2	15
信用保証協会等による保証付	0～10	18,680	－	18,560	－	1,856	10
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	10	－	－	－	－	－	－
株式等	250～400	359	－	359	－	359	100
共済約款貸付	0	－	－	－	－	－	－
上記以外	100～1250	10,453	0	10,453	0	17,239	165
（うち重要な出資のエクスポージャー）	1250	－	－	－	－	－	－
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	250～400	－	－	－	－	－	－
（うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー）	250	4,463	－	4,463	－	11,159	250
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	250	60	－	60	－	150	250
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー）	250	－	－	－	－	－	－
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー）	150	－	－	－	－	－	－
（うち右記以外のエクスポージャー）	100	5,929	0	5,929	0	5,929	100

証券化	－	－	－	－	－	－	－
（うちＳＴＣ要件適用分）	－	－	－	－	－	－	－
（短期ＳＴＣ要件適用分）	－	－	－	－	－	－	－
（うち不良債権証券化適用分）	－	－	－	－	－	－	－
（うちＳＴＣ・不良債権証券化適用対象外分）	－	－	－	－	－	－	－
再証券化	－	－	－	－	－	－	－
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	－	－	－	－	－	－	－
未決済取引	－	－	－	－	－	－	－
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)	－	－	－	－	－	－	－
合計（信用リスク・アセットの額）	－	－		－	－	48,018	－

（注）最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、５年度については、記載しておりません。

（6） ポートフォリオの区分ごとのＣＣＦ適用後および信用リスク削減手法の効果を勘案した後のエクスポージャーの額
【6年度】

項 目	信用リスク・エクスポージャーの額（ＣＣＦ・信用リスク削減手法適用後）								
	0%	20%	50%	100%	150%	その他	合計		
我が国の中央政府及び中央銀行向け	1,502					0	1,502		
外国の中央政府及び中央銀行向け									
国際決済銀行等向け									
	0%	10%	20%	50%	100%	150%	その他	合計	
我が国の地方公共団体向け	89						0	89	
外国の中央政府等以外の公共部門向け									
地方公共団体金融機構向け									
我が国の政府関係機関向け									
地方三公社向け									
	0%	20%	30%	50%	100%	150%	その他	合計	
国際開発銀行向け									
	20%	30%	40%	50%	75%	100%	150%	その他	合計
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	109,871	2,012						1	111,884
（うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）									
	10%	15%	20%	25%	35%	50%	100%	その他	合計
カバード・ボンド向け									

	20%	50%	75%	80%	85%	100%	130%	150%	その他	合計			
法人等向け (特定貸付債権向けを含む。)						41			0	41			
(うち特定貸付債権向け)													
	100%		150%		250%		400%		その他	合計			
劣後債権及びその 他資本性証券等													
株式等					359				0	359			
	45%		75%			100%			その他	合計			
中堅中小企業等向け 及び個人向け	9		458			655			851	1,973			
(うちトランザクター向け)	9								0	9			
	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.50%	40%	50%	62.50%	70%	75%	その他	合計
不動産関連向け うち自己居住用不動産等向け					5,211						182	1	5,394
	30%	35%	43.75%	45%	56.25%	60%	75%	93.75%	105%	150%	その他	合計	
不動産関連向け うち賃貸用不動産向け						1,140			1,283		0	2,423	
	70%		90%		110%		112.50%		150%		その他	合計	
不動産関連向け うち事業用不動産関連向け													
	60%				その他				合計				
不動産関連向け うちその他不動産関連向け													
	100%			150%			その他			合計			
不動産関連向け うちＡＤＣ向け													
	50%		100%			150%		その他		合計			
延滞等向け（自己居住 用不動産等向けを除く。）	36		63			85		1		185			
自己居住用不動産等向けエ クスポートジャーに係る延滞			15					0		15			
	0%		10%		20%		100%		その他		合計		
現金	535								0		535		
取立未済手形					13				0		13		
信用保証協会等によ る保証付	0		18,557							3	18,560		
株式会社地域経済活性化 支援機構等による保証付													
共済約款貸付													

（注）最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、５年度については、記載しておりません。

(7) 信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト1250%を適用する残高 (単位：百万円)

		5 年度		
		格付あり	格付なし	計
信用 リ ス ク 削 減 効 果 勘 案 後 残 高	リスク・ウェイト 0%	－	3,173	3,173
	リスク・ウェイト 2%	－	－	－
	リスク・ウェイト 4%	－	－	－
	リスク・ウェイト 10%	－	18,918	18,918
	リスク・ウェイト 20%	－	117,666	117,666
	リスク・ウェイト 35%	－	4,388	4,388
	リスク・ウェイト 50%	－	55	55
	リスク・ウェイト 75%	－	575	575
	リスク・ウェイト 100%	－	10,739	10,739
	リスク・ウェイト 150%	－	9	9
	リスク・ウェイト 250%	－	4,537	4,537
	その他	－	－	－
リスク・ウェイト1250%		－	－	－
計		－	160,063	160,063

(注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
3. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

(8) 資産(オフ・バランス取引等含む)残高等リスク・ウェイト区分内訳表 (単位：百万円)

リスク・ウェイト 区分	6 年度			
	CCF・信用リスク削減効果適用前 エクスポージャー		CCFの 加重平均値 (%)	資産の額および与 信相当額の合計額 (CCF・信用リス ク削減効果適用後)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目		
40%未満	138,149	－	－	137,802
40%～70%	1,191	92	10%	1,185
75%	642	43	10%	641
80%	－	－	－	－
85%	845	－	－	842
90%～100%	778	0	10%	776
105%～130%	1,297	－	－	1,283
150%	85	－	－	85
250%	359	－	－	359
400%	－	－	－	－
1250%	－	－	－	－
その他	1	7	10%	2
合 計	143,351	143	10%	142,979

注) 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い、「リスク・ウェイト区分」の変更や「CCFの加重平均値」の追加等を行っております。

4. 信用リスク削減手法に関する事項

(1) 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当ＪＡでは、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当ＪＡでは、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

ただし、証券化エクスポージャーについては、これら以外の主体で保証提供時に長期格付がＡ－またはＡ３以上で、算定基準日に長期格付がＢＢＢ－またはＢaa3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

貸出金と自組合貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視及び管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

(2) 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額 (単位：百万円)			
区 分	5 年度		
	適格金融資産担保	保証	クレジット・デリバティブ
地方公共団体金融機関向け	－	－	－
我が国の政府関係機関向け	－	－	－
地方三公社向け	－	－	－
金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け	－	－	－
法人等向け	－	－	－
中小企業等向け及び個人向け	6	0	－
抵当権住宅ローン	0	－	－
不動産取得等事業向け	－	－	－
三月以上延滞等	－	－	－
証券化	－	－	－
中央清算機関関連	－	－	－
上記以外	－	－	－
合 計	7	0	－

(注) 1.「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。

2.「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウエイトが150%になったエクスポージャーのことです。

3.「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。

4.「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他資産(固定資産等) が含まれます。

5.「クレジット・デリバティブ」とは、第三者(参照組織の信用リスクを対象) に、信用リスクを回避したい者(プロテクションの買い手) と信用リスクを取得したい者(プロテクションの売り手) との間で契約を結び、参照組織に信用事由(延滞・破産など) が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

区 分	6 年度		
	適格金融資産担保	保証	クレジット・デリバティブ
地方公共団体金融機構向け	－	－	－
我が国の政府関係機関向け	－	－	－
地方三公社向け	－	－	－
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	－	－	－
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	－	－	－
中堅中小企業等向け及び個人向け	4	0	－
自己居住用不動産等向け	－	－	－
賃貸用不動産向け	－	－	－
事業用不動産関連向け	－	－	－
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	－	－	－
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	－	－	－
証券化	－	－	－
中央清算機関関連	－	－	－
上記以外	－	－	－
合 計	4	0	－

(注) 1.「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。

2.「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。

①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。

②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。

③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。

3.「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。

4.「上記以外」には、現金・外国の中央政府および中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産(固定資産等) 等が含まれます。

5.「クレジット・デリバティブ」とは、第三者(参照組織) の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者(プロテクションの買い手) と信用リスクを取得したい者(プロテクションの売り手) との間で契約を結び、参照組織に信用事由(延滞・破産など) が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

7. CVAリスクに関する事項

該当する取引はありません。

8. マーケット・リスクに関する事項

該当する取引はありません。

9. オペレーショナル・リスクに関する事項

◇オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外生的な事象による損失を被るリスクのことです。当JAでは、収益発生を意図し能動的な要因により発生する信用リスクや市場リスク及び流動性リスク以外のリスクで、

受動的に発生する事務、システム、法務などについて事務処理や業務運営の過程において、損失を被るリスクと定義しています。事務リスク、システムリスクなどについて、事務手続にかかる各種規程を理事会で定め、その有効性について内部監査や監事監査の対象とするとともに、事故・事務ミスが発生した場合は速やかに状況を把握して理事会に報告する体制を整備して、リスク発生後の対応及び改善が迅速・正確に反映ができるよう努めています。

◇事務リスク管理

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当ＪＡでは、業務の多様化や事務量の増加に対応して、正確な事務処理を行うため事務マニュアルを整備するとともに、店内点検・部署内点検を実施し事務リスクの削減に努めています。また、事故・事務ミスが発生した場合には、発生状況を把握し改善を図るとともに、内部監査により重点的なチェックを行い、再発防止策を実施しています。

◇システムリスク管理

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備に伴い金融機関が損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用されることにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当ＪＡでは、コンピュータシステムの安定稼働のため、安全かつ円滑な運用に努めるとともに、システムの万一の災害・障害等に備え、「情報セキュリティ基本規程」を策定しています。

◇ＢＩの算出方法

ＢＩ（事業規模指標）の額は、ＩＬＤＣ（金利要素）、ＳＣ（役務要素）およびＦＣ（金融商品要素）を合計して算出しています。なお、ＩＬＤＣ、ＳＣおよびＦＣの額は告示第249条に定められた方法に基づき算出しております。

◇ＩＬＭの算出方法

ＩＬＭ（内部損失乗数）は、告示第250条第１項第３号に基づき「１」を使用しております。

◇オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、ＢＩの算出から除外した事業部門の有無該当ありません。

◇オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、ＩＬＭの算出から除外した特殊損失の有無（特殊損失を除外した場合には、その理由も含む）該当ありません。

10. 出資等または株式等エクスポージャーに関する事項

(1) 出資等または株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資等または株式等エクスポージャー」とは、貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当ＪＡにおいては、これらを①子会社及び関連会社株式、②その他有価証券、③系統及び系統外出資に区分して管理しています。①子会社及び関連会社については、経営上も密接な連携を図ることにより、当ＪＡの事業のより効率的運営を目的として、株式を保有しています。これらの会社の経営については毎期の決算書類の分析の他、毎月定期的な連絡会議を行う等適切な業況把握に努めています。

②その他の有価証券については中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握及びコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及びポートフォリオの状況やＡＬＭなどを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構成するＡＬＭ委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定

を行っています。運用部門は理事会で決定した運用方針及びＡＬＭ委員会で決定された取引方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については総合管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの出資等または株式等エクスポージャーの評価等については、①子会社及び関連会社については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて子会社等損失引当金を、②その他有価証券については時価評価を行った上で、取得原価との評価差額については、「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。③系統及び系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

(2) 出資等または株式等エクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価 (単位：百万円)				
	5年度		6年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上 場	－	－	－	－
非 上 場	4,823	4,823	4,823	4,823
合 計	4,823	4,823	4,823	4,823

(注)「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

(3) 出資等または株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益
該当はありません。

(4) 貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額
（保有区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等）
該当はありません。

(5) 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額
（子会社・関連会社株式の評価損益等）
該当はありません。

11. リスク・ウエイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項
該当はありません。

12. 金利リスクに関する事項

(1) 金利リスクの算定手法の概要

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間の mismatchが存在する中で金利が変動することにより、利益が減少ないし損失を被るリスクをいいます。

当ＪＡでは、金利リスク量を計算する際の基本的な事項を「金利リスク量計算要領」に、またリスク情報の管理・報告にかかる事項を「余裕金運用等にかかるリスク管理手続」に定め、適

切なリスクコントロールに努めています。具体的な金利リスク管理方針及び手続については以下のとおりです。

◇リスク管理の方針及び手続の概要

- リスク管理及び計測の対象とする金利リスクの考え方及び範囲に関する説明
当ＪＡでは、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク（ＩＲＲＢＢ）については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。
- リスク管理及びリスクの削減の方針に関する説明
当ＪＡは、ＡＬＭ委員会のもと、自己資本に対するＩＲＲＢＢの比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。
- 金利リスク計測の頻度
毎月末を基準日として、月次でＩＲＲＢＢを計測しています。
- ヘッジ等金利リスクの削減手法に関する説明
当ＪＡは、金利スワップ等のヘッジ手段を活用し金利リスクの削減に努めています。また、金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取り扱い」（日本公認会計士協会）に規定する繰延ヘッジに依っています。

◇金利リスクの算定手法の概要

- 当ＪＡでは、経済価値ベースの金利リスク量（ΔＥＶＥ）については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティープ化の３シナリオによる金利ショック（通貨ごとに異なるショック幅）を適用しています。
- 流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期
流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は0.003年です。
 - 流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期
流動性に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。
 - 流動性貯金への満期の割り当て方法（コア貯金モデル等）及びその前提
流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。
 - 固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提
固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。
 - 複数の通貨の集計方法及びその前提
通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。
 - スプレッドに関する前提（計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか）
一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。
 - 内部モデルの使用等、ΔＥＶＥ及びΔＮＩＩに重大な影響を及ぼすその他の前提
内部モデルは使用しておりません。
 - 前事業年度末の開示からの変動に関する説明

該当ありません。

○計測値の解釈や重要性に関するその他の説明

該当ありません。

◇ΔＥＶＥ及びΔＮＩＩ以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

- 金利ショックに関する説明
リスク資本配賦管理としてＶａＲで計測する市場リスク量を算定しています。
- 金利リスク計測の前提及びその意味（特に、農協法自己資本開示告示に基づく定量的開示の対象となるΔＥＶＥ及びΔＮＩＩと大きく異なる点
特段ありません。

(2) 金利リスクに関する事項					
I R R B B 1：金利リスク					
項番		Δ E V E		Δ N I I	
		前期末	当期末	前期末	当期末
1	上方パラレルシフト	1,492	1,221	101	81
2	下方パラレルシフト	0	0	0	0
3	スティープ化	1,523	1,281		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下	124	169		
7	最大値	1,523	1,281	101	81
		前期末		当期末	
8	自己資本の額	9,371		9,512	

Ⅵ 連結情報

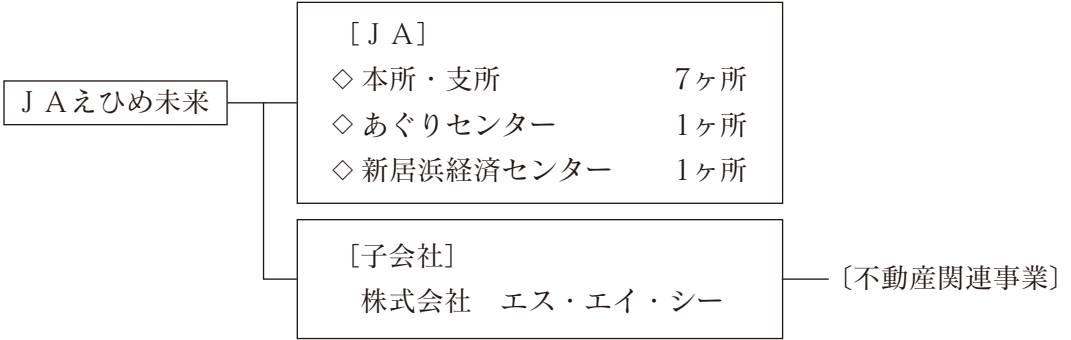
1. グループの概況

(1) グループの事業系統図

えひめ未来農業協同組合のグループは、当 J A、子会社株式会社エス・エイ・シーで構成されています。

このうち、当年度及び前年度において連結自己資本比率を算出する対象となる連結子会社は株式会社エス・エイ・シーです。

なお、連結自己資本比率を算出する対象となる連結グループと、連結財務諸表規則に基づき連結の範囲に含まれる会社に相違ありません。



(2) 子会社等の状況

(単位：百万円、%)

名 称	主たる事務所又は 事務所の所在地	事業の内容	設立年月日	資本金又は 出資金	当 J A の 議決権比率	他の子会社等 の議決権比率
株式会社 エス・エイ・シー	西条市神拝甲 478-1	不動産賃貸・ 管理	平成10年7月13日	30	100	100

(3) 連結事業概況(6年度)

◇ 連結事業の概況

① 事業の概況

6年度の当 J A の連結決算は、子会社・子法人等を連結しています。

連結決算の内容は、連結経常収益2,473百万円、連結当期剰余金121百万円、連結純資産11,815百万円、連結総資産156,923百万円で、連結自己資本比率は19.00%となりました。

② 連結子会社等の事業概況

株式会社 エス・エイ・シー

6年度は、えひめ未来農業協同組合と連携し、不動産の賃貸で70百万円の取り扱いを行いました。

この結果、当期利益は12百万円となりました。

(4) 最近5年間の連結事業年度の主要な経営指標

(単位：百万円、%)

	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
連 結 事 業 収 益	4,722	5,209	5,175	4,842	5,239
信 用 事 業 収 益	883	1,241	1,256	1,249	1,234
共 済 事 業 収 益	480	634	585	566	588
農業関連事業収益	2,373	2,408	2,123	1,772	2,080
そ の 他 事 業 収 益	986	926	1,211	1,255	1,325
連 結 経 常 利 益	273	305	356	395	199
連 結 当 期 利 益	△ 94	193	△ 288	271	121
連 結 純 資 産 額	11,615	11,918	11,659	11,842	11,815
連 結 総 資 産 額	168,473	166,662	165,585	163,075	156,923
連 結 自 己 資 本 比 率	15.65	16.10	16.46	17.25	19.00

(注)「連結自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しております。

(5) 連結貸借対照表		(単位：百万円)	
科 目	5 年度 (6 年 3 月 31 日)	6 年度 (7 年 3 月 31 日)	
(資産の部)			
1 信用事業資産	149,587	142,944	
(1) 現金及び預金	116,382	109,975	
(2) 有価証券	2,178	1,544	
(3) 貸出金	30,942	31,353	
(4) その他の信用事業資産	361	315	
(5) 貸倒引当金	△ 277	△ 243	
2 共済事業資産	0	0	
(1) その他の共済事業資産	0	0	
3 経済事業資産	634	611	
(1) 受取手形及び経済事業未収金	344	298	
(2) 棚卸資産	235	264	
(3) その他の経済事業資産	63	61	
(4) 貸倒引当金	△ 9	△ 12	
4 雑資産	324	330	
5 固定資産	7,315	7,864	
(1) 有形固定資産	7,304	7,850	
建物	4,993	5,539	
機械装置	704	783	
土地	5,597	5,551	
建設仮勘定	17	—	
その他の有形固定資産	816	△ 772	
減価償却累計額	△ 4,825	△ 4,796	
(2) 無形固定資産	11	13	
6 外部出資	4,793	4,793	
(1) 外部出資	4,793	4,793	
7 退職給付に係る資産	418	379	
資産の部合計	163,075	156,923	

科 目	5 年度 (6 年 3 月 31 日)	6 年度 (7 年 3 月 31 日)	
(負債の部)			
1 信用事業負債	148,007	142,179	
(1) 貯金	147,444	141,674	
(2) 借入金	0	—	
(3) その他の信用事業負債	562	504	
2 共済事業負債	549	606	
(1) 共済資金	390	445	
(2) その他の共済事業負債	159	161	
3 経済事業負債	1,249	1,172	
(1) 支払手形及び経済事業未払金	348	306	
(2) その他の経済事業負債	900	865	
4 雑負債	445	245	
5 諸引当金	93	41	
(1) 賞与引当金	41	29	
(2) 役員退職慰労引当金	52	12	
6 繰延税金負債	94	63	
7 再評価に係る繰延税金負債	791	799	
負債の部合計	151,232	145,108	
(純資産の部)			
1 組合員資本	9,826	9,949	
(1) 出資金	2,204	2,197	
(2) 資本剰余金	385	385	
(3) 利益剰余金	7,266	7,399	
(4) 処分未済持分	△ 31	△ 33	
2 評価・換算差額等	2,016	1,865	
(1) その他有価証券差額金	0	32	
(2) 土地再評価差額金	2,016	1,833	
純資産の部合計	11,842	11,815	
負債及び純資産の部合計	163,075	156,923	

(6) 連結損益計算書		(単位：百万円)	
科 目	5 年度 (自 5 年 4 月 1 日) (至 6 年 3 月 31 日)	6 年度 (自 6 年 4 月 1 日) (至 7 年 3 月 31 日)	
1 事業総利益	2,491	2,473	
(1) 信用事業収益	1,249	1,234	
資金運用収益	1,124	1,126	
(うち預金利息)	604	609	
(うち有価証券利息)	33	33	
(うち貸出金利息)	343	351	
(うちその他受入利息)	143	131	
役務取引等収益	80	51	
その他経常収益	44	56	
(2) 信用事業費用	182	232	
資金調達費用	43	123	
(うち貯金利息)	41	119	
(うち給付補てん備金繰入)	1	1	
(うち借入金利息)	－	△ 3	
(うちその他支払利息)	0	－	
役務取引等費用	5	5	
その他経常費用	126	103	
(うち貸倒引当金戻入額)	0	△ 7	
信用事業総利益	1,066	1,001	
(3) 共済事業収益	566	588	
共済付加収入	530	537	
その他の収益	36	50	
(4) 共済事業費用	32	35	
共済推進費及び共済保全費	14	16	
その他の費用	18	18	
共済事業総利益	534	553	
(5) 購買事業収益	1,099	1,126	
購買品供給高	953	973	
購買手数料	136	137	
その他の収益	9	15	
(6) 購買事業費用	896	943	
購買品供給原価	786	831	
その他の費用	109	112	
購買事業総利益	203	183	
(7) 販売事業収益	1,014	1,278	
販売品販売高	810	1,091	
販売手数料	170	166	
その他の収益	33	19	
(8) 販売事業費用	828	1,066	
販売品販売原価	680	837	
販売費	19	9	
その他の費用	127	219	

科 目	5 年度 (自 5 年 4 月 1 日) (至 6 年 3 月 31 日)	6 年度 (自 6 年 4 月 1 日) (至 7 年 3 月 31 日)
販売事業総利益	186	211
(9)その他事業収益	914	1,011
(10)その他事業費用	413	488
その他事業総利益	500	522
2 事業管理費	2,215	2,390
(1) 人件費	1,413	1,541
(2) その他事業管理費	802	848
事業利益	275	82
3 事業外収益	126	121
(1) 受取雑利息	0	0
(2) 受取出資配当金	87	88
(3) 賃貸料	31	23
(4) 償却債権取立益	0	0
(5) その他の事業外収益	6	－
(6) 雑収入	－	7
4 事業外費用	6	3
(1) 寄付金	0	0
(2) その他の事業外費用	6	－
(3) 雑損失	－	3
経常利益	395	199
5 特別利益	26	5
(1) 固定資産処分益	0	0
(2) その他の特別利益	26	－
(3) 一般補助金	－	5
6 特別損失	59	69
(1) 固定資産処分損	1	12
(2) 固定資産圧縮損	25	5
(3) 減損損失	33	51
(4) その他の特別損失	－	－
税金等調整前当期利益	362	136
税金等調整前当期損失	－	－
法人税、住民税及び事業税	82	21
法人税等調整額	8	△ 6
法人税等合計	91	15
当期利益	271	121
当期損失	－	－
当期剰余金	271	121
当期損失金	－	－

(7) 連結キャッシュ・フロー計算書		(単位：百万円)	
科 目	5 年度 (自 5 年 4 月 1 日) (至 6 年 3 月 31 日)	6 年度 (自 6 年 4 月 1 日) (至 7 年 3 月 31 日)	
1 事業活動によるキャッシュ・フロー			
税金等調整前当期利益	362	136	
税金等調整前当期損失	－	－	
減価償却費	164	157	
減損損失	33	51	
のれん償却額	－	－	
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△ 0	△ 30	
賞与引当金の増減額 (△は減少)	4	△ 52	
退職給付に係る負債の増減額 (△は減少)	－	－	
その他引当金等の増減額 (△は減少)	7	－	
信用事業資金運用収益	△ 1,124	△ 1,126	
信用事業資金調達費用	50	123	
共済貸付金利息	－	－	
共済借入金利息	－	－	
受取雑利息及び受取出資配当金	△ 87	△ 89	
支払雑利息	－	－	
有価証券関係損益 (△は益)	△ 44	△ 56	
固定資産売却損益 (△は益)	0	12	
外部出資関係損益 (△は益)	－	－	
持分法による投資損益 (△は益)	－	－	
資産除去債務関連費用	－	－	
(信用事業活動による資産及び負債の増減)			
貸出金の純増減 (△)	△ 2,272	△ 441	
預金の純増減 (△)	4,900	6,900	
貯金の純増減 (△)	△ 2,482	△ 5,770	
信用事業借入金の純増減 (△)	△ 0	△ 0	
その他信用事業資産の純増減 (△)	△ 42	146	
その他信用事業負債の純増減 (△)	△ 439	－	
・・・・・・・・・・・・・・・・			
(共済事業活動による資産及び負債の増減)			
共済貸付金の純増減 (△)	－	－	
共済借入金の純増減 (△)	－	－	
共済資金の純増減 (△)	46	55	
未経過共済付加収入の純増減 (△)	△ 2	1	
その他共済事業資産の純増減 (△)	△ 0	△ 0	
その他共済事業負債の純増減 (△)	△ 0	△ 0	
・・・・・・・・・・・・・・・・			
(経済事業活動による資産及び負債の増減)			
受取手形及び経済事業未収金の純増減 (△)	13	△ 12	
経済受託債権の純増減 (△)	△ 33	58	
棚卸資産の純増減 (△)	22	△ 28	
支払手形及び経済事業未払金の純増減 (△)	△ 24	21	
経済受託債務の純増減 (△)	56	△ 63	
その他経済事業資産の増減 (△)	1	2	
その他経済事業負債の増減 (△)	△ 31	△ 34	
・・・・・・・・・・・・・・・・			
(その他の資産及び負債の増減)			
その他資産の増減 (△)	△ 50	39	

科 目	5 年度 (自 5 年 4 月 1 日) (至 6 年 3 月 31 日)	6 年度 (自 6 年 4 月 1 日) (至 7 年 3 月 31 日)
その他負債の増減 (△)	181	△ 199
未払消費税の増減額 (△は減少)	0	－
・・・・・・・・・・・・・・・・		
信用事業資金運用による収入	1,124	1,027
信用事業資金調達による支出	△ 47	△ 235
共済貸付金利息による収入	－	－
共済借入金利息による支出	－	－
・・・・・・・・・・・・・・・・		
小 計	282	620
雑利息及び出資配当金の受取額	87	89
雑利息の支払額	－	－
・・・・・・・・・・・・・・・・		
法人税等の支払額	△ 82	△ 21
事業活動によるキャッシュ・フロー	287	687
2 投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	61	△ 748
有価証券の売却による収入	44	1,261
固定資産の取得による支出	△ 303	△ 739
固定資産の売却による収入	38	56
補助金の受入による収入	26	5
外部出資による支出	△ 8	－
外部出資の売却等による収入	13	－
連結範囲の変更を伴う子会社及び子法人等の株式の取得による支出	－	－
連結範囲の変更を伴う子会社及び子法人等の株式の売却による収入	－	－
資産除去債務履行による支出	－	－
・・・・・・・・・・・・・・・・		
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 128	△ 163
3 財務活動によるキャッシュ・フロー		
設備の借入れによる収入	－	－
設備借入金の返済による支出	－	－
出資の増額による収入	129	154
出資の払戻しによる支出	△ 142	△ 161
持分の取得による支出	△ 31	△ 33
持分の譲渡による収入	22	31
出資配当金の支払額	△ 21	△ 21
非支配株主への配当金支払額	－	－
連結範囲の変更を伴わない子会社及び子法人等の株式の取得による支出	－	－
連結範囲の変更を伴わない子会社及び子法人等の株式の売却による収入	－	－
・・・・・・・・・・・・・・・・		
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 43	△ 30
4 現金及び現金同等物にかかる換算差額	－	－
5 現金及び現金同等物の増加額 (又は減少額)	115	492
6 現金及び現金同等物の期首残高	2,051	2,167
7 合併に伴う現金及び現金同等物の増加額	－	－
8 現金及び現金同等物の期末残高	2,167	2,660

(8) 連結注記表
前年度(5年度)

一 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券(株式形態の外部出資を含む)の評価基準及び評価方法

- (1) 子会社株式……………移動平均法による原価法
- (2) その他有価証券
- ① 時価のあるもの……………時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
- ② 市場価格のない株式等 ……移動平均法による原価法

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- 購買品(肥料、農薬) ……総平均法による原価法
(収益性の低下による簿価切下げの方法)
- 購買品(上記以外) ……売価還元法による原価法
- その他の棚卸資産……………総平均法による原価法
(収益性の低下による簿価切下げの方法)

3. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産
定率法を採用しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しています。
- (2) 無形固定資産
定額法を採用しています。
なお、自社利用ソフトウェアについては、当JAにおける利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しています。

4. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金
貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(破綻先)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(実質破綻先)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。
また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。
破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間または3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率等の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、算定しています。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、融資担当部署等が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しています。

- (2) 賞与引当金
職員に対して支給する賞与の支出にあてるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。
- (3) 退職給付引当金
職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。
- (4) 役員退職慰労引当金
役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

5. 収益及び費用の計上基準

- (1) リース取引関連
ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準
売上高を計上せずに利息相当額を各期へ配分する方法によっています。
- (2) 収益認識関連
当JAの利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。
- ① 購買事業
購買事業は、農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当JAは利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。
- ② 販売事業
販売事業のうち委託販売については、組合員が生産した農畜産物を当JAが集荷して共同で取引先等に販売する事業及び産直市で生産者が生産した農産物を販売する事業であり、当JAは利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。
また、買取販売については、組合員が生産した農産物を買取り、取引先等に販売する事業であり、当JAは取引先等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この取引先等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。
- ③ 保管事業
保管事業は、組合員が生産した米・麦の農産物及び全農等から委託された農産物を保管・管理する事業であり、当JAは利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、

当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しています。

④ 加工事業

加工事業の主な事業の内容は、以下の通りです。

- ・組合員が生産した米を精米加工し、利用者に販売する事業
- ・葬祭センターで葬儀をする際に使用する生花を加工し、利用者に販売する事業
- ・組合員が生産した農産物等を原料にみそ、米粉パン、お弁当等を製造し、利用者に販売する事業

当ＪＡは、利用者等との契約に基づき、加工または製造した製品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

⑤ 葬祭事業

葬祭事業は、葬儀に必要な祭壇や幹旋品を購入し、組合員等へ供給及び葬祭施設において主に葬儀の執行を請け負う事業であり、当ＪＡは利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、葬儀の執行が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

⑥ カントリー事業

カントリー事業は、米麦の乾燥調整施設を設置して、共同で利用する事業であり、当ＪＡは利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

⑦ 高齢者福祉事業

要介護者を対象にしたデイサービス・訪問介護・ケアプラン作成・小規模多機能介護等の介護保険事業や高齢者生活支援事業であり、当ＪＡは利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、施設の利用時点やサービスの提供時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

⑧ その他事業

その他事業の主な事業の内容は、以下の通りです。

- ・育苗事業

水稻、野菜の苗を播種・育苗し、組合員に供給する事業であり、当ＪＡは利用者等との契約に基づき、苗を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、苗の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

6. 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、５年間で均等償却を行っています。

7. 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は百万円未満または千円未満を切り捨てて表示しており、金額百万円未満または千円未満の科目については「０」で表示しています。金額が零のものについて「－」と表示しています。

8. その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続

事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法

当ＪＡは、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っていません。

よって事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引を含めて表示しています。ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則に従い、各事業間の内部損益を除去した額を記載しています。

二 会計方針の変更に関する注記

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

減損損失 33,128千円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しております。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としております。

固定資産の減損損失の認識、測定において、将来キャッシュ・フローについては、令和６年３月に作成した対策後シュミレーションを基礎として算出しており、対策後シュミレーション以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しております。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

三 貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産に係る圧縮記帳額

国庫補助金等の受入により、有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は

1,613,920千円であり、その内訳は次のとおりです。

建物	665,195千円
機械装置	492,579千円
土地	120,033千円
その他の有形固定資産	334,532千円
無形固定資産	1,580千円

2. 担保に供している資産

以下の資産は当座貸越の担保に供しております。

定期預金 3,000,000千円

なお、上記担保提供資産に対応する債務はありません。

3. 子会社等に対する金銭債権及び金銭債務

子会社等に対する金銭債権の総額 363,979千円

子会社等に対する金銭債務の総額 55,377千円

4. 役員との間の取引による役員に対する金銭債権

理事及び監事に対する金銭債権の総額 145,653千円

5. 債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2)（i）から（iv）までに掲げるものの額及びその合計額

債権のうち、破産更正債権及びこれらに準ずる債権額は371,153千円、危険債権額は122,984千円です。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（破産更正債権及びこれらに準ずる債権を除く。）です。

債権のうち、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権はありません。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更正債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更正債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。

破産更正債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権額の合計額は494,136千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

6. 土地の再評価に関する法律に基づく再評価

「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

- 再評価を行った年月日 平成11年3月31日
- 再評価を行った土地の当事業年度末における時価の合計額が再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額

1,378,146千円

- 同法律第3条第3項に定める再評価の方法
- 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める、当該事業用の土地について地方税法第341条第10号の土地課税台帳又は同条第11号の土地補充課税台帳に登録されている価格（固定資産税評価額）に合理的な調整を行って算出しました。

四 損益計算書に関する注記

1. 子会社等との事業取引による取引高の総額及び事業取引以外の取引による取引高の総額

(1) 子会社との取引による収益総額	13,492千円
うち事業取引高	13,492千円
(2) 子会社との取引による費用総額	60,002千円
うち事業取引高	60,001千円
うち事業取引以外の取引高	1千円

2. 減損損失に関する注記

(1) 資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産又は資産グループの概要

当JAでは、投資の意思決定を行う単位としてグルーピングを実施した結果、営業店舗については支所、施設ごとに、また、業務外固定資産（遊休資産と賃貸固定資産）については、各固定資産をグルーピングの最小単位としています。

本所、西条中央支所の支所以外の部分、直売所、あぐりセンター、新居浜経済センター、カントリーエレベーター、育苗センター、ふれあい工房、福祉施設については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないものの、他の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与していることから、共用資産と認識しています。

当事業年度に減損損失を計上した固定資産は、以下のとおりです。

場 所	用 途	種 類	その他
四 季 菜 広 場	営業用店舗	土地、無形固定資産	
高 津 支 所	営業用店舗	土地、建物	
金 子 支 所	営業用店舗	土地、建物	
古 川 給 油 所	営業用店舗	土地	
旧 新 堀 支 所	賃 貸 資 産	土地	業務外固定資産
旧 飯 岡 支 所	遊 休 資 産	土地、建物、その他の有形固定資産	業務外固定資産
旧 玉 津 支 所	遊 休 資 産	土地、建物	業務外固定資産
旧 中 央 支 所	遊 休 資 産	土地、建物	業務外固定資産
旧 橘 支 所	遊 休 資 産	土地	業務外固定資産
旧 禎 瑞 支 所	遊 休 資 産	土地、建物、その他の有形固定資産	業務外固定資産
旧 武 丈 の 湯	遊 休 資 産	土地	業務外固定資産
萩生治良丸宅地	遊 休 資 産	土地	業務外固定資産

(2) 減損損失の認識に至った経緯

四季菜広場については、令和7年度にリニューアルを予定しており、使用範囲・方法の変更に伴い、帳簿価額を回収可能価額で評価しその差額を減損損失として認識しました。

高津支所・金子支所については、令和6年度に支所統合を予定しており、使用範囲・方法の変更に伴い、帳簿価額を回収可能価額で評価しその差額を減損損失として認識しました。

古川給油所は、当該店舗の営業収支が2期連続赤字であると同時に短期的に業績の回復が見込まれないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当期減少額を減損損失として認識しました。

旧新堀支所の資産は賃貸資産として使用していますが、使用価値が帳簿価額まで達しないため帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。

旧橘支所・旧武丈の湯・萩生治良丸宅地・旧飯岡支所・旧玉津支所・旧中央支所・旧禎瑞支所については、遊休資産とされ早期処分対象であることから帳簿価額を回収可能価額で評価しその差額を減損損失として認識しました。

(3) 減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類毎の減損損失の内訳

場 所	合 計	うち土地	うち建物	うち機械装置	うちその他の有形固定資産	うち無形固定資産
四季菜広場	6,339	2,410	－	－	－	3,928
高 津 支 所	2,419	836	1,582	－	－	－
金 子 支 所	9,234	8,952	281	－	－	－
古川給油所	830	830	－	－	－	－
旧新堀支所	686	686	－	－	－	－
旧飯岡支所	2,532	183	1,945	－	403	－
旧玉津支所	665	491	173	－	－	－
旧中央支所	4,097	2,934	1,162	－	－	－
旧 橘 支 所	627	627	－	－	－	－
旧禎瑞支所	3,819	2,692	1,057	－	69	－
旧武丈の湯	1,819	1,819	－	－	－	－
萩生治良丸宅地	56	56	－	－	－	－
合 計	33,128	22,523	6,203	－	472	3,928

(4) 回収可能価額の算定方法

各固定資産の回収可能価額は、正味売却価額を採用しており、その時価は路線価または固定資産税評価額を合理的に調整し、算定しています。

旧新堀支所の固定資産の回収可能価額については使用価値を採用しており、適用した割引率は3.14%です。

五 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取り組み方針

当ＪＡは農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を愛媛県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債などの債券等の有価証券による運用を行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当ＪＡが保有する金融資産は、主として愛媛県信用農業協同組合連合会への預金、当ＪＡ管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は主に債券であり、その他の有価証券で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当ＪＡは、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本所に融資課を設置し各支所との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については、管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

② 市場リスクの管理

当ＪＡでは、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したＡＬＭを基本に、資産・負債の金利感应度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当ＪＡの保有有価証券ポートフォリオの状況やＡＬＭなどを考慮し、理事会において運用方法を定めるとともに、経営層で構成するＡＬＭ委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。

運用部門は、理事会で決定した運用方針及びＡＬＭ委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当ＪＡで保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。

当ＪＡにおいて、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金、貯金及び借入金です。

当ＪＡでは、これらの金融資産及び金融負債について、期末後１年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.38%上昇したものと想定した場合には、経済価値が535,620千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当ＪＡでは、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針の策定の際に検討を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

(1) 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は次のとおりです。
なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

(単位：千円)			
	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預金	115,723,580	115,648,826	△ 74,753
有価証券	2,178,620	2,178,620	－
その他の有価証券	2,178,620	2,178,620	－
貸出金	31,306,208		
貸倒引当金（＊１）	△ 277,320		
貸倒引当金控除後	31,028,887	31,097,029	68,141
資産計	148,931,087	148,924,475	△ 6,612
貯金	147,494,870	147,416,523	△ 78,347
負債計	147,494,870	147,416,523	△ 78,347

（＊１）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(2) 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

(資 産)

- ① 預金
満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap 以下ＯＩＳという）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。
- ② 有価証券
国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。
- ③ 貸出金
貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。
一方、固定金利によるものは、主に貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるＯＩＳのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。
また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

(負 債)

- ① 貯金
要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるＯＩＳのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。
- (3) 市場価格のない株式等
市場価格のない株式等は次のとおりであり、これは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)	
	貸借対照表計上額
外 部 出 資	4,823,413

(4) 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)						
	１年以内	１年超 ２年以内	２年超 ３年以内	３年超 ４年以内	４年超 ５年以内	５年超
預金	115,723,580					
有価証券 その他の有価証券 の内満期があるもの						2,000,000
貸出金（＊１、２）	1,999,245	1,760,767	1,473,084	1,389,691	1,312,623	23,288,463
合 計	117,722,826	1,760,767	1,473,084	1,389,691	1,312,623	25,288,463

- （＊１）貸出金のうち、当座貸越154,622千円については「１年以内」に含めています。また、期限のない劣後特約付ローンについては「５年超」に含めています。
（＊２）貸出金のうち、三月以上延滞が生じている債権・期限の利益を喪失した債権等82,332千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

(5) 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)						
	１年以内	１年超 ２年以内	２年超 ３年以内	３年超 ４年以内	４年超 ５年以内	５年超
貯金（＊１）	135,827,095	6,710,619	4,076,604	170,660	637,306	72,583
合 計	135,827,095	6,710,619	4,076,604	170,660	637,306	72,583

（＊１）貯金のうち、要求払貯金については、「１年以内」に含めて開示しています。

六 有価証券に関する注記

1. 有価証券の時価及び評価差額に関する事項

有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。

- (1) その他有価証券
その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)				
	種類	貸借対照表計上額	取得原価又は償却原価	差額（＊）
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	国債	2,178,620	1,999,233	179,386

＊なお、上記差額から繰延税金負債49,618千円を差し引いた額129,768千円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

2．当事業年度中に売却したその他有価証券

当事業年度中に売却したその他有価証券はありません。

七 退職給付に関する注記

1．採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため全国共済農業協同組合連合会及びりそな銀行との契約に基づく確定給付企業年金制度を採用しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

2．退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における前払年金費用	△ 331,834千円
退職給付費用	△ 40,114千円
年金制度への拠出金	<u>△ 47,015千円</u>
前払年金費用	△ 418,963千円

3．退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された前払年金費用の調整表

退職給付債務	1,035,190千円
年金資産	<u>△ 1,454,154千円</u>
前払年金費用	△ 418,963千円

4．退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用	△ 40,114千円
----------------	------------

5．特例業務負担金の将来見込額

人件費（うち福利厚生費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用にあてるため拠出した特例業務負担金21,172千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和6年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、168,086千円となっています。

八 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等

1．繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金	53,226千円
役員退職給与引当金	14,454千円
未収貸付金利息	3,518千円
部会繰越金否認	10,856千円
賞与引当金	11,517千円
減価償却超過額	99,221千円
減損損失	58,082千円
資産除去債務	9,051千円
その他	<u>10,182千円</u>
繰延税金資産小計	270,112千円
評価性引当額	<u>△ 198,931千円</u>
繰延税金資産合計（A）	71,181千円
繰延税金負債	
有形固定資産（資産除去債務）	△ 478千円
前払年金費用	△ 115,885千円
その他有価証券評価差額金	<u>△ 49,618千円</u>
繰延税金負債合計（B）	△ 165,982千円
繰延税金負債の純額（A）＋（B）	△ 94,800千円

2．法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.66%
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	3.04%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△ 3.54%
住民税等均等割等	1.19%
評価性引当金の増減	△ 3.36%
その他	△ 0.40%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	24.59%

九 収益認識に関する注記

（収益を理解するための基礎となる情報）

「一 重要な会計方針に係る事項に関する注記5．収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

十 その他の注記

リース取引に関する注記

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引は全て解約可能であり、解約金の合計額は5,320千円です。

十一 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結される範囲に関する事項

連結される子会社・子法人等… 1 社
株式会社エス・エイ・シー

2. 連結される子会社及び子法人等の事業年度に関する事項

連結される子会社・子法人等の決算日は、連結決算日と一致しています。

3. 連結される子会社及び子法人等の資産及び負債の評価に関する事項

連結される子会社・子法人等の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しています。

4. 連結調整勘定の償却方法及び償却期間

該当事項はありません。

十二 連結キャッシュ・フローに関する注記

1. 現金及び現金同等物の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、貸借対照表上の「現金」及び「預金」中の当座預金、普通預金及び通知預金となっています。

2. 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

現金及び預金勘定	116,382百万円
定期預金及び譲渡性預金	114,215百万円
現金及び現金同等物	2,167百万円

当年度(6年度)

一 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券(株式形態の外部出資を含む)の評価基準及び評価方法

- (1) 子会社株式…………… 移動平均法による原価法
- (2) その他有価証券
- ① 時価のあるもの…………… 時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
- ② 市場価格のない株式等 …… 移動平均法による原価法

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

購買品(肥料、農薬) …… 総平均法による原価法
(収益性の低下による簿価切下げの方法)

購買品(上記以外) …… 売価還元法による低価法

その他の棚卸資産…………… 総平均法による原価法
(収益性の低下による簿価切下げの方法)

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しています。

(2) 無形固定資産

定額法を採用しています。

なお、自社利用ソフトウェアについては、当J Aにおける利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しています。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(破綻先)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(実質破綻先)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。

破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。

上記以外の債権については、主として今後１年間の予想損失額又は今後３年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、１年間または３年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率等の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、算定しています。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、融資担当部署等が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しています。

(2) 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出にあてるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

(3) 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

5. 収益及び費用の計上基準

(1) リース取引関連

ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準

売上高を計上せず利息相当額を各期へ配分する方法によっています。

(2) 収益認識関連

当ＪＡの利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

① 購買事業

購買事業は、農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当ＪＡは利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

② 販売事業

販売事業のうち委託販売については、組合員が生産した農畜産物を当ＪＡが集荷して共同で取引先等に販売する事業及び産直市で生産者が生産した農産物を販売する事業であり、当ＪＡは利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

また、買取販売については、組合員が生産した農産物を買取り、取引先等に販売する事業であり、当ＪＡは取引先等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この取引先等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

③ 保管事業

保管事業は、組合員が生産した米・麦の農産物及び全農等から委託された農産物を保管・管理する事業であり、当ＪＡは利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、

当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しています。

④ 農業経営事業

農業経営事業は、地区内の農地をＪＡが賃借し、産地の維持・拡大、新たな栽培技術の確立及び新規就農希望者等に対する研修を行う場所として実証圃を設置し、ＪＡ自ら農業経営を行い、地域農業の振興に取り組む事業です。

当ＪＡは、実証圃で生産された農作物を販売品として引き渡した時点で収益を認識しています。

⑤ 加工事業

加工事業の主な事業の内容は、以下の通りです。

・組合員が生産した米を精米加工し、利用者に販売する事業

・葬祭センターで葬儀をする際に使用する生花を加工し、利用者に販売する事業

・組合員が生産した農産物等を原料にみそ、米粉パン、お弁当等を製造し、利用者に販売する事業

当ＪＡは、利用者等との契約に基づき、加工または製造した製品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

⑥ 葬祭事業

葬祭事業は、葬儀に必要な祭壇や幹旋品を購入し、組合員等へ供給及び葬祭施設において主に葬儀の執行を請け負う事業であり、当ＪＡは利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、葬儀の執行が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

⑦ カントリー事業

カントリー事業は、米麦の乾燥調整施設を設置して、共同で利用する事業であり、当ＪＡは利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

⑧ 高齢者福祉事業

要介護者を対象にしたデイサービス・訪問介護・ケアプラン作成・小規模多機能介護等の介護保険事業や高齢者生活支援事業であり、当ＪＡは利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、施設の利用時点やサービスの提供時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

⑨ その他事業

その他事業の主な事業の内容は、以下の通りです。

・育苗事業

水稻、野菜の苗を播種・育苗し、組合員に供給する事業であり、当ＪＡは利用者等との契約に基づき、苗を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、苗の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

6. 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、５年間で均等償却を行っています。

7. 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は百万円未満または千円未満を切り捨てて表示しており、金額百万円未満または千円未満の科目については「〇」で表示しています。金額が零のものについて「－」と表示しています。

8. その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

- 関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続
- (1) 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法
- 当ＪＡは、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っていません。
- よって事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引を含めて表示しています。ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則に従い、各事業間の内部損益を除去した額を記載しています。
- (2) 当ＪＡが代理人として関与する取引の損益計算書の表示について
- 購買事業収益のうち、当ＪＡが代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しております。また、販売事業収益のうち、当ＪＡが代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しております。

二 会計方針の変更に関する注記

- (法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準等の適用)
- 「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号2022年10月28日）等を当事業年度の期首から適用しております。これによる当事業年度の計算書類に与える影響はありません。

三 会計上の見積りに関する注記

- (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額
- 減損損失 51,073千円
- (2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
- 資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しております。
- 減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としております。
- 固定資産の減損損失の認識、測定において、将来キャッシュ・フローについては、令和7年3月に作成した対策後シュミレーションを基礎として算出しており、対策後シュミレーション以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しております。
- これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

四 貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産に係る圧縮記帳額
- 国庫補助金等の受入により、有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は1,617,263千円であり、その内訳は次のとおりです。
- | | |
|------------|-----------|
| 建物 | 665,195千円 |
| 機械装置 | 497,589千円 |
| 土地 | 120,033千円 |
| その他の有形固定資産 | 332,395千円 |
| 無形固定資産 | 2,050千円 |
2. 担保に供している資産
- 以下の資産は当座貸越の担保に供しております。
- | | |
|------|-------------|
| 定期預金 | 3,000,000千円 |
|------|-------------|
- なお、上記担保提供資産に対応する債務はありません。
3. 子会社等に対する金銭債権及び金銭債務
- | | |
|-----------------|-----------|
| 子会社等に対する金銭債権の総額 | 327,886千円 |
| 子会社等に対する金銭債務の総額 | 41,838千円 |
4. 役員との間の取引による役員に対する金銭債権
- | | |
|-------------------|----------|
| 理事及び監事に対する金銭債権の総額 | 34,486千円 |
|-------------------|----------|
5. 債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2)（i）から（iv）までに掲げるものの額及びその合計額
- 債権のうち、破産更正債権及びこれらに準ずる債権額は338,591千円、危険債権額は210,174千円です。
- なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
- また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（破産更正債権及びこれらに準ずる債権を除く。）です。
- 債権のうち、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権はありません。
- なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更正債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。
- また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更正債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。
- 破産更正債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権額の合計額は548,765千円です。
- なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

6. 土地の再評価に関する法律に基づく再評価

「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

- 再評価を行った年月日 平成11年3月31日
- 再評価を行った土地の当事業年度末における時価の合計額が再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額

1,346,490千円

- 同法律第3条第3項に定める再評価の方法
土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める、当該事業用の土地について地方税法第341条第10号の土地課税台帳又は同条第11号の土地補充課税台帳に登録されている価格（固定資産税評価額）に合理的な調整を行って算出しました。

五 損益計算書に関する注記

1. 子会社等との事業取引による取引高の総額及び事業取引以外の取引による取引高の総額

- (1) 子会社との取引による収益総額 12,812千円
うち事業取引高 12,812千円
- (2) 子会社との取引による費用総額 60,013千円
うち事業取引高 60,012千円
うち事業取引以外の取引高 1千円

2. 減損損失に関する注記

- (1) 資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産又は資産グループの概要
当JAでは、投資の意思決定を行う単位としてグルーピングを実施した結果、営業店舗については支所、施設ごとに、また、業務外固定資産（遊休資産と賃貸固定資産）については、各固定資産をグルーピングの最小単位としています。
本所、西条中央支所の支所以外の部分、直売所、あぐりセンター、新居浜経済センター、カントリーエレベーター、育苗センター、ふれあい工房、福祉施設については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないものの、他の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与していることから、共用資産と認識しています。
当事業年度に減損損失を計上した固定資産は、以下のとおりです。

場 所	用 途	種 類	その他
四季菜広場	営業用店舗	土地	
本 所 支 所	営業用店舗	土地	
神戸給油所	営業用店舗	土地、建物、機械装置、車両	
古川給油所	営業用店舗	土地	
旧 橘 支 所	遊 休 資 産	土地	業務外固定資産
旧 禎 瑞 支 所	遊 休 資 産	土地	業務外固定資産
旧 武 丈 の 湯	遊 休 資 産	土地	業務外固定資産
旧 飯 岡 支 所	遊 休 資 産	土地	業務外固定資産

旧 玉 津 支 所	遊 休 資 産	土地、建物、器具備品	業務外固定資産
旧 中 央 支 所	遊 休 資 産	土地	業務外固定資産
旧 高 津 支 所	遊 休 資 産	土地	業務外固定資産
旧 金 子 支 所	遊 休 資 産	土地	業務外固定資産

(2) 減損損失の認識に至った経緯

四季菜広場については、令和7年度にリニューアルを予定しており、使用範囲・方法の変更に伴い、帳簿価額を回収可能価額で評価しその差額を減損損失として認識しました。
本所支所については、令和6年度に支所統合をしており、使用範囲・方法の変更に伴い、帳簿価額を回収可能価額で評価しその差額を減損損失として認識しました。
神戸給油所・古川給油所は、当該店舗の営業収支が2期連続赤字であると同時に短期的に業績の回復が見込まれないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当期減少額を減損損失として認識しました。
旧橘支所・旧禎瑞支所・旧武丈の湯・旧飯岡支所・旧玉津支所・旧中央支所・旧高津支所・旧金子支所については、遊休資産とされ早期処分対象であることから帳簿価額を回収可能価額で評価しその差額を減損損失として認識しました。

(3) 減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類毎の減損損失の内訳 (単位：千円)

場 所	合 計	うち土地	うち建物	うち 機械装置	うち 器具部品	うち車両
四季菜広場	9,830	9,830	－	－	－	－
本 所 支 所	6,741	6,741	－	－	－	－
神戸給油所	7,885	4,587	1,085	201	－	2,011
古川給油所	959	959	－	－	－	－
旧 橘 支 所	1,851	1,851	－	－	－	－
旧 禎 瑞 支 所	1,192	1,192	－	－	－	－
旧 武 丈 の 湯	14,224	14,224	－	－	－	－
旧 飯 岡 支 所	1,606	1,606	－	－	－	－
旧玉津支所	3,825	2,432	1,199	－	193	－
旧中央支所	1,859	1,859	－	－	－	－
旧高津支所	722	722	－	－	－	－
旧金子支所	372	372	－	－	－	－
合 計	51,073	46,381	2,284	201	193	2,011

(4) 回収可能価額の算定方法

各固定資産の回収可能価額は、正味売却価額を採用しており、その時価は路線価または固定資産税評価額を合理的に調整し、算定しています。

六 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取り組み方針

当ＪＡは農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を愛媛県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債などの債券等の有価証券による運用を行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当ＪＡが保有する金融資産は、主として愛媛県信用農業協同組合連合会への預金、当ＪＡ管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は主に債券であり、その他の有価証券で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当ＪＡは、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本所に融資課を設置し各支所との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については、管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

② 市場リスクの管理

当ＪＡでは、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したＡＬＭを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当ＪＡの保有有価証券ポートフォリオの状況やＡＬＭなどを考慮し、理事会において運用方法を定めるとともに、経営層で構成するＡＬＭ委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。

運用部門は、理事会で決定した運用方針及びＡＬＭ委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当ＪＡで保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。

当ＪＡにおいて、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金、貯金です。

当ＪＡでは、これらの金融資産及び金融負債について、期末後１年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.50%上昇したものと想定した場合には、経済価値が642,880千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当ＪＡでは、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針の策定の際に検討を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

(1) 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は次のとおりです。
なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

(単位：千円)			
	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預金	109,439,517	109,159,183	△ 280,333
有価証券	1,544,290	1,544,290	－
その他の有価証券	1,544,290	1,544,290	－
貸出金	31,681,664		
貸倒引当金（＊１）	△ 243,196		
貸倒引当金控除後	31,438,467	30,465,570	△ 972,896
資産計	142,422,275	141,169,044	△ 1,253,230
貯金	141,710,771	141,357,440	△ 353,331
負債計	147,710,771	141,357,440	△ 353,331

(＊１) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(2) 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

(資 産)

① 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap 以下ＯＩＳという）のレートで割

り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

- ② 有価証券
国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。

- ③ 貸出金
貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである O I S のレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

(負 債)

- ① 貯金
要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである O I S のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3) 市場価格のない株式等

市場価格のない株式等は次のとおりであり、これは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)	
	貸借対照表計上額
外 部 出 資	4,823,413

(4) 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)						
	1 年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内	5 年超
預金	109,439,517					
有価証券 其他有価証券の内 満期があるもの						1,500,000
貸出金（＊１、２）	1,999,181	1,557,515	1,476,973	1,409,016	1,300,264	23,880,427
合 計	111,438,698	1,557,515	1,476,973	1,409,016	1,300,264	25,380,427

- (＊１) 貸出金のうち、当座貸越158,741千円については「１年以内」に含めています。また、期限のない劣後特約付ローンについては「５年超」に含めています。
(＊２) 貸出金のうち、三月以上延滞が生じている債権・期限の利益を喪失した債権等58,286千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

(5) 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)						
	1 年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内	5 年超
貯金（＊１）	128,114,034	3,888,971	8,665,192	433,988	557,770	50,814
合 計	128,114,034	3,888,971	8,665,192	433,988	557,770	50,814

(＊１) 貯金のうち、要求払貯金については、「１年以内」に含めて開示しています。

七 有価証券に関する注記

１．有価証券の時価及び評価差額に関する事項

有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。

(1) その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)				
	種類	貸借対照表計上額	取得原価又は償却原価	差額（＊）
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	国債	1,544,290	1,499,318	44,971

２．当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位：千円)			
	売却額	売却益	売却損
国 債	513,290	13,290	－

八 退職給付に関する注記

１．採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため全国共済農業協同組合連合会及びりそな銀行との契約に基づく確定給付企業年金制度を採用しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

２．退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における前払年金費用	△ 418,963千円
退職給付費用	87,512千円
年金制度への拠出金	<u>△ 47,960千円</u>
前払年金費用	△ 379,411千円

３．退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された前払年金費用の調整表

退職給付債務	1,050,959千円
年金資産	<u>△ 1,430,370千円</u>
前払年金費用	△ 379,411千円

4. 退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用 87,512千円

5. 特例業務負担金の将来見込額

人件費（うち福利厚生費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用にあてるため拠出した特例業務負担金21,602千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和7年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、156,098千円となっています。

九 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金	44,464千円
役員退職給与引当金	3,378千円
未収貸付金利息	1,814千円
部会繰越金否認	10,286千円
賞与引当金	8,099千円
減価償却超過額	92,321千円
減損損失	58,439千円
資産除去債務	9,051千円
その他	<u>10,119千円</u>
繰延税金資産小計	237,975千円
評価性引当額	<u>△ 180,908千円</u>
繰延税金資産合計（A）	57,067千円
繰延税金負債	
有形固定資産（資産除去債務）	△ 461千円
前払年金費用	△ 107,676千円
その他有価証券評価差額金	<u>△ 12,762千円</u>
繰延税金負債合計（B）	△ 120,900千円
繰延税金負債の純額（A）+（B）	△ 63,833千円

2. 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.66%
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	3.91%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△ 10.44%
住民税等均等割等	3.47%
評価性引当金の増減	△ 15.32%
その他	△ 1.71%

税効果会計適用後の法人税等の負担率 7.56%

3. 税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債への影響額

「所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）」が令和7年3月31日に国会で成立したことに伴い、令和8年4月1日以後に開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、令和8年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の27.66%から28.38%に変更されました。この税率変更により、当事業年度の繰延税金負債は2,365千円増加し、その他有価証券評価差額金は323千円減少し、法人税等調整額は2,041千円増加しております。また、再評価に係る繰延税金負債は20,286千円増加し、土地再評価差額金は同額減少しております。

十 収益認識に関する注記

（収益を理解するための基礎となる情報）

「一 重要な会計方針に係る事項に関する注記5. 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

十一 その他の注記

リース取引に関する注記

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引は全て解約可能であり、解約金の合計額は2,563千円です。

十二 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結される範囲に関する事項

連結される子会社・子法人等… 1 社

株式会社エス・エイ・シー

2. 連結される子会社及び子法人等の事業年度に関する事項

連結される子会社・子法人等の決算日は、連結決算日と一致しています。

3. 連結される子会社及び子法人等の資産及び負債の評価に関する事項

連結される子会社・子法人等の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しています。

4. 連結調整勘定の償却方法及び償却期間

該当事項はありません。

十三 連結キャッシュ・フローに関する注記

1. 現金及び現金同等物の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、貸借対照表上の「現金」及び「預金」中の当座預金、普通預金及び通知預金となっています。

2. 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

現金及び預金勘定	109,975百万円
定期預金及び譲渡性預金	109,439百万円
現金及び現金同等物	535百万円

(9) 連結剰余金計算書

(単位:百万円)

科 目	5 年度	6 年度
(資本剰余金の部)		
1 資本剰余金期首残高	385	385
2 資本剰余金増加高	—	—
3 資本剰余金減少高	—	—
4 資本剰余金期末残高	385	385
(利益剰余金の部)		
1 利益剰余金期首残高	7,001	7,266
2 利益剰余金増加高	286	153
当期剰余金	271	121
再評価差額金取崩	15	32
合併による増加	—	—
3 利益剰余金減少高	21	21
当期損失金	—	—
配当金	21	21
4 利益剰余金期末残高	7,266	7,399

(10) 農協法に基づく開示債権

(単位:百万円)

区 分	5 年度	6 年度	増減
破綻更生債権及びこれらに準ずる債権額	371	338	△ 32
危険債権額	122	210	87
要管理債権額	—	—	—
三月以上延滞債権額	—	—	—
貸出条件緩和債権額	—	—	—
小 計	494	548	54
正常債権額	30,812	30,805	357
合 計	31,306	31,353	411

(注) 1. 破綻更生債権及びこれらに準ずる債権
破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。

2. 危険債権
債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。

3. 要管理債権
4. 「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と5. 「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額をいいます。

4. 三月以上延滞債権
元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。

5. 貸出条件緩和債権
債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

6. 正常債権
債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

(11) 連結事業年度の事業別経常収益等		(単位:百万円)	
区 分	項 目	5 年度	6 年度
信用事業	事業収益	1,249	1,234
	経常利益	261	211
	資産の額	149,587	142,944
共済事業	事業収益	566	588
	経常利益	216	172
	資産の額	0	0
農業関連事業	事業収益	1,772	2,080
	経常利益	△ 83	△ 124
	資産の額	－	－
その他事業	事業収益	1,255	1,337
	経常利益	1	△ 60
	資産の額	634	611
計	事業収益	4,842	5,239
	経常利益	395	199
	資産の額	150,221	143,555

2. 連結自己資本の充実の状況

◇ 連結自己資本比率の状況
 7年3月末における連結自己資本比率は、19.00%となりました。

連結自己資本は、組合員の普通出資によっています。

○ 普通出資による資本調達額	
項 目	内 容
発 行 主 体	えひめ未来農業協同組合
資 本 調 達 手 段 の 種 類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	2,197百万円（前年度2,205百万円）

当連結グループでは、適正なプロセスにより連結自己資本比率を正確に算出し、J Aを中心
 に信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己
 資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

(1) 自己資本の構成に関する事項		(単位：千円、％)	
項 目	5 年度	6 年度	
コア資本に係る基礎項目			
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	9,681,443	9,792,132	
うち、出資金及び資本剰余金の額	2,590,935	2,583,253	
うち、再評価積立金の額	－	－	
うち、利益剰余金の額	7,143,526	7,263,357	
うち、外部流出予定額 (△)	21,520	21,362	
うち、上記以外に該当するものの額	△ 31,499	△ 33,117	
コア資本に算入される評価・換算差額等	－	－	
うち、退職給付に係るものの額	－	－	
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額	－	－	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	800	1,148	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	800	1,148	
うち、適格引当金コア資本算入額	－	－	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	－	－	
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	－	－	
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	9,682,243	9,793,280	
コア資本に係る調整項目	－		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	7,970	9,465	
うち、のれんに係るもの（のれん相当差額を含む）の額	－	－	
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	7,970	9,465	
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	－	－	
適格引当金不足額	－	－	
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	－	－	
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	－	－	
退職給付に係る資産の額	303,078	271,734	
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	－	－	
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	－	－	
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	－	－	
特定項目に係る十パーセント基準超過額	－	－	
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	－	－	
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	－	－	
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	－	－	
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	－	－	
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	－	－	
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	－	－	
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	－	－	
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	311,049	281,200	

項 目	5 年度	6 年度
自己資本		
自己資本の額 （(イ)－(ロ)） (ハ)	9,371,194	9,512,080
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	49,343,892	48,148,394
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額 (△)		－
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額		
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	－	
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額	－	
うち、上記以外に該当するものの額	－	
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額		－
勘定間の振替分		－
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	4,956,329	1,898,963
信用リスク・アセット調整額	－	
フロア調整額		－
オペレーショナル・リスク相当額調整額	－	
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	54,300,221	50,047,357
連結自己資本比率		
連結自己資本比率 （(ハ)／(ニ)）	17.25	19.00％

(注) 1. 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号) に基づき算出しています。
2. 当連結グループは、信用リスク・アセット額の算出にあつては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額にあたつては標準的計測手法で算出しており、算出に使用するILMiについては、2024年度は告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しています。
3. 当連結グループが有するすべての自己資本とリスクを対比して、連結自己資本比率を計算しています。

(2) 自己資本の充実度に関する事項

① 信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳 (単位：百万円)

信用リスクアセット		5 年度		
		エクスポージャーの 期末残高	リスク・ アセット額a	所要自己資本額 b=a×4%
	現金	658	—	—
	我が国の中央政府及び中央銀行向け	2,002	—	—
	外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—
	国際決済銀行等向け	—	—	—
	我が国の地方公共団体向け	109	—	—
	地方公共団体金融機構向け	—	—	—
	我が国の政府関係機関向け	—	—	—
	地方三公社向け	—	—	—
	金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	117,637	23,527	941
	法人等向け	1,026	817	33
	中小企業等向け及び個人向け	745	426	17
	抵当権付住宅ローン	4,413	1,534	61
	不動産取得等事業向け	1,309	1,300	52
	三月以上延滞等	93	22	0
	取立未済手形	28	5	0
	信用保証協会等保証付	19,034	1,891	75
	株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—
	共済約款貸付	—	—	—
	出資等	329	329	13
	（うち出資等のエクスポージャー）	329	329	13
	（うち重要な出資のエクスポージャー）	—	—	—
	上記以外	12,759	19,488	779
	（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部T L A C 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	—	—	—
	（うち農林中央金庫又は農業協同組合連合会の対象資本調達手段に係るエクスポージャー）	4,463	11,159	446
	（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	73	184	7
	（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部T L A C 関連調達手段に関するエクスポージャー）	—	—	—
	（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部T L A C 関連調達手段のうち、その他外部T L A C 関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー）	—	—	—
	（うち上記以外のエクスポージャー）	8,222	8,144	325
	証券化	—	—	—
	（うちS T C 要件適用分）	—	—	—
	（うち非S T C 要件適用分）	—	—	—
	再証券化	—	—	—
	リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	—	—	—
	（うちルックスルー方式）	—	—	—
	（うちマンドート方式）	—	—	—
	（うち蓋然性方式250%）	—	—	—

信用リスクアセット			5 年度		
			エクスポージャーの 期末残高	リスク・ アセット 額a	所要自己資本額 b=a× 4 %
		(うち蓋然性方式400%)	—	—	—
		(うちフォールバック方式)	—	—	—
	経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額		—	—	—
	他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額 (△)		—	—	—
	上記以外		—	—	—
	標準的手法を適用するエクスポージャー別計		160,148	49,343	1,973
	C V A リスク相当額÷ 8 %		—	—	—
	中央清算機関関連エクスポージャー		—	—	—
	合計 (信用リスク・アセットの額)		160,148	49,343	1,973
	オペレーショナル・リスクに対する 所要自己資本の額<基礎的手法>		オペレーショナル・リスク 相当額を 8 %で除して得た額		所要自己資本額
a			b=a× 4 %		
4,956			198		
所要自己資本額計		リスク・アセット等 (分母) 計		所要自己資本額	
		a		b=a× 4 %	
		54,300		2,172	

(注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。

2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。

3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

4. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。

5. 「証券化(証券化エクスポージャー)」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。

6. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額及び調整項目にかかる経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。

7. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジットデリバティブの免責額が含まれます。

8. 当連結グループでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。

＜オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法(基礎的手法)＞

(粗利益(正の値の場合に限る)×15%)の直近3年間の合計額 ÷ 8%

直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数

② 信用リスク・アセットの額および信用リスクに対する所要自己資本の額ならびに区分ごとの内訳 (単位：百万円)				
信用リスクアセット		6年度		
		エクスポージャーの 期末残高	リスク・ アセット額a	所要自己資本額 b=a×4%
現金		535	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け		1,502	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け		—	—	—
国際決済銀行等向け		—	—	—
我が国の地方公共団体向け		89	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け		—	—	—
国際開発銀行向け		—	—	—
地方公共団体金融機構向け		—	—	—
我が国の政府関係機関向け		—	—	—
地方三公社向け		—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け		111,884	22,578	903
(うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け)		—	—	—
カバード・ボンド向け		—	—	—
法人等向け (特定貸付債権向けを含む。)		41	41	1
(うち特定貸付債権向け)		—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け		2,028	1,608	64
(うちトランザクター向け)		9	4	0
不動産関連向け		7,895	3,992	159
(うち自己居住用不動産等向け)		5,440	1,960	78
(うち賃貸用不動産向け)		2,455	2,031	81
(うち事業用不動産関連向け)		—	—	—
(うちその他不動産関連向け)		—	—	—
(うちA D C向け)		—	—	—
劣後債券及びその他資本性証券等		—	—	—
延滞等向け (自己居住用不動産関連向けを除く。)		421	210	8
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞		34	15	0
取立未済手形		13	2	0
信用保証協会等による保証付		18,680	1,856	74
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付		—	—	—
株式等		329	329	13
共済約款貸付		—	—	—
上記以外		10,726	17,512	700
(うち重要な出資のエクスポージャー)		—	—	—
(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部T L A C関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー)		—	—	—
(うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー)		4,463	11,159	446
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)		60	150	6
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部T L A C関連調達手段に関するエクスポージャー)		—	—	—
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部T L A C関連調達手段に係るエクスポージャー)		—	—	—

信用リスクアセット			6年度		
			エクスポージャーの 期末残高	リスク・ アセット額a	所要自己資本額 b=a×4%
		(うち上記以外のエクスポージャー)	6,202	6,202	248
証券化			—	—	—
		(うちS T C要件適用分)	—	—	—
		(短期S T C要件適用分)	—	—	—
		(うち不良債権証券化適用分)	—	—	—
		(うちS T C・不良債権証券化適用対象外分)	—	—	—
再証券化			—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー			—	—	—
		(うちルックスルー方式)	—	—	—
		(うちマンドート方式)	—	—	—
		(うち蓋然性方式250%)	—	—	—
		(うち蓋然性方式400%)	—	—	—
		(うちフォールバック方式)	—	—	—
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額 (△)			—	—	—
標準的手法を運用するエクスポージャー計			154,184	48,148	1,925
C V Aリスク相当額÷8% (簡便法)			—	—	—
中央清算期間関連エクスポージャー			—	—	—
合計 (信用リスク・アセットの額)			154,184	48,148	1,925
マーケット・リスクに対する所要自己資本の額 ＜簡易方式又は標準的方式＞			マーケット・リスク相当額をの 合計額を8%で除して得た額		所要自己資本額
			a		b=a×4%
			—		—
オペレーショナル・リスクに対する 所要自己資本の額＜標準的計測手法＞			オペレーショナル・リスク 相当額を8%で除して得た額		所要自己資本額
			a		b=a×4%
			1,898		75
所要自己資本額計			リスク・アセット等 (分母) 計		所要自己資本額
			a		b=a×4%
			50,047		2,001

③ オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本額の概要 (単位：百万円)	
	6年度
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	1,898
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額	75
B I	1,265
B I C	151

(注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
4. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。
5. オペレーショナル・リスク相当額は標準的計測手法により算出しており、算出に使用するI L Mは告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しております。

③ 信用リスクに関する事項

① リスク管理の方法及び手続の概要

当連結グループでは、ＪＡ以外で与信を行っていないため、連結グループにおける信用リスク管理の方針及び手続等は定めていません。ＪＡの信用リスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容をご参照ください。

② 標準的手法に関する事項

連結自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウエイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

(ア) リスク・ウエイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適 格 格 付 機 関
株 式 会 社 格 付 投 資 情 報 セ ン タ ー (R & I)
株 式 会 社 日 本 格 付 研 究 所 (J C R)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (M o o d y ' s)
S & P グローバル・レーティング (S & P)
フィッチレーティングスリミテッド (F i t c h)

(注)「リスク・ウエイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

(イ) リスク・ウエイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポート	適格格付機関	カントリー・リスク・スコア
中央政府および中央銀行		日本貿易保険
外国の中央政府等以外の公共部門向けエクスポート		日本貿易保険
国際開発銀行向けエクスポート	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
金融機関向けエクスポート	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポート	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

③ 信用リスクに関するエクスポート（地域別、業種別、残存期間別）及び延滞エクスポートの期末残高

(単位：百万円)

		5年度					6年度				
		信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債権	うち店頭デリバティブ	三月以上延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債権	うち店頭デリバティブ	延滞エクスポージャー
地域別残高計	国内	160,148	31,171	2,002	—	93	154,184	31,584	1,502	—	455
	国外	—	—	—	—	—					
		160,148	31,171	2,002	—	93	154,184	31,584	1,502	—	455
法人	農業	614	614	—	—	—	562	561	—	—	9
	林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	水産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	製造業	358	358	—	—	—	316	316	—	—	—
	鉱業	51	51	—	—	—	49	49	—	—	—
	建設・不動産業	2,166	2,166	—	—	—	1,939	1,939	—	—	55
	電気・ガス・熱供給・水道業	52	52	—	—	—	51	51	—	—	—
	運輸・通信業	284	284	—	—	—	280	280	—	—	196
	金融・保険業	122,278	1,917	—	—	—	116,509	2,416	—	—	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	889	694	—	—	4	860	665	—	—	27
	日本国政府・地方公共団体	2,185	183	2,002	—	—	1,662	160	1,502	—	—
	上記以外	966	966	—	—	9	957	957	—	—	12
	個人	24,174	23,883	—	—	80	24,479	24,184	—	—	153
その他	6,125	—	—	—	—	6,513	—	—	—	—	
業種別残高計		160,148	31,171	2,002	—	93	154,184	31,584	1,502	—	455
1年以下		116,035	300	—	—		109,798	316	—	—	
1年超3年以下		637	637	—	—		443	443	—	—	
3年超5年以下		871	871	—	—		821	821	—	—	
5年超7年以下		670	670	—	—		746	746	—	—	
7年超10年以下		3,542	1,540	2,002	—		3,124	1,622	1,502	—	
10年超		26,829	26,829	—	—		27,325	27,325	—	—	
期限の定めのないもの		11,561	322	—	—		11,923	307	—	—	
残存期間別残高計		160,148	31,171	2,002	—		154,184	31,584	1,502	—	

(注) 1. 1. 信用リスクに関するエクスポートの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウエイトのみなし計算が適用されるエクスポートに該当するもの、証券化エクスポートに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポートを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間及び融資枠の範囲でお客さまのご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。
3. 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引のものをいいます。
4. 「三月以上延滞エクスポート」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞しているエクスポートをいいます。
5. 「延滞エクスポート」とは、次の事由が生じたエクスポートのことをいいます。
①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。

④ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

区 分	5年度					6年度				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	3	0	—	3	0	0	1	—	0	1
個別貸倒引当金	285	285	—	285	285	285	254	27	258	254

⑤ 業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額													(単位：百万円)
区 分		5年度						6年度					
		期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	貸出金償却	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	貸出金償却
				目的使用	その他					目的使用	その他		
国	内	285	285	－	285	285		285	254	27	258	254	
国	外	－	－	－	－	－		－	－	－	－	－	
地域別計		285	285	－	285	285		285	254	27	258	254	
法人	農 業	3	3	－	3	3	－	3	2	－	3	2	－
	林 業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	水 産 業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	製 造 業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	鉱 業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	建設・不動産業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	電気・ガス・熱供給・水道業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	運輸・通信業	172	171	－	172	171	－	171	169	－	171	169	－
	金融・保険業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	卸売・小売・飲食・サービス業	5	13	－	5	13	－	13	12	－	13	12	－
上記以外	10	9	－	10	9	－	9	12	0	9	12	－	
個 人		93	88	－	93	88	－	88	57	27	61	57	27
業 種 別 計		285	285	－	285	285	－	285	254	27	258	254	27

⑥ 信用リスク・アセット残高内訳表							
[6年度]							
(単位：百万円)							
項目	リ ス ク・ウ エ イ ト (%)	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リ ス ク・ウ エ イ ト の 加 重 平 均 値
		オン・バラン ス資産項目	オフ・バラン ス資産項目	オン・バラン ス資産項目	オフ・バラン ス資産項目	信用リスク・ アセットの額	
		A	B	C	D	E	F(=E/(C+D))
現金	0	535	－	535	－	0	0
我が国の中央政府及び 中央銀行向け	0	1,502	－	1,502	－	0	0
外国の中央政府及び中 央銀行向け	0～150	－	－	－	－	－	－
国際決済銀行等向け	0	－	－	－	－	－	－
我が国の地方公共団体向け	0	89	－	89	－	0	0
外国の中央政府等以外 の公共部門向け	20～150	－	－	－	－	－	－
国際開発銀行向け	0～150	－	－	－	－	－	－
地方公共団体金融機構向け	10～20	－	－	－	－	－	－
我が国の政府関係機関向け	10～20	－	－	－	－	－	－
地方三公社向け	20	－	－	－	－	－	－
金融機関、第一種金融商品 取引業者及び保険会社向け	20～150	111,884	－	111,884	－	22,578	20
（うち第一種金融商品取引 業者及び保険会社向け）	20～150	－	－	－	－	－	－

カバード・ボンド向け	10～100	－	－	－	－	－	－
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	20～150	41	－	41	－	41	100
（うち特定貸付債権向け）	20～150	－	－	－	－	－	－
中堅中小企業等向け及び個人向け	45～100	2,014	143	1,826	14	1,608	87
（うちトランザクター向け）	45	－	92	－	9	4	44
不動産関連向け	20～150	7,895	－	7,817	－	3,992	51
（うち自己居住用不動産等向け）	20～75	5,440	－	5,394	－	1,960	36
（うち賃貸用不動産向け）	30～150	2,455	－	2,423	－	2,031	84
（うち事業用不動産関連向け）	70～150	－	－	－	－	－	－
（うちその他不動産関連向け）	60	－	－	－	－	－	－
（うちA D C向け）	100～150	－	－	－	－	－	－
劣後債券及びその他資本性証券等	150		－	－	－	－	－
延滞等向け(自己居住用不動産関連向けを除く。)	50～150	185	0	185	0	210	114
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	100	15	－	15	－	15	100
取立未済手形	20	13	－	13	－	2	15
信用保証協会等による保証付	0～10	18,680	－	18,560	－	1,856	10
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	10	－	－	－	－	－	－
株式等	250～400	329	－	329	－	329	100
共済約款貸付	0	－	－	－	－	－	－
上記以外	100～1250	10,726	0	10,726	0	17,512	163
（うち重要な出資のエクスポージャー）	1250	－	－	－	－	－	－
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部T L A C関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	250～400	－	－	－	－	－	－
（うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー）	250	4,463	－	4,463	－	11,159	250
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	250	60	－	60	－	150	250
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部T L A C関連調達手段に係るエクスポージャー）	250	－	－	－	－	－	－
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部T L A C関連調達手段に係るエクスポージャー）	150	－	－	－	－	－	－

(うち上記以外のエクスポージャー)	100	6,202	0	6,202	0	6,202	100
証券化	－	－	－	－	－	－	－
（うちＳＴＣ要件適用分）	－	－	－	－	－	－	－
（短期ＳＴＣ要件適用分）	－	－	－	－	－	－	－
（うち不良債権証券化適用分）	－	－	－	－	－	－	－
（うちＳＴＣ・不良債権証券化適用対象外分）	－	－	－	－	－	－	－
再証券化	－	－	－	－	－	－	－
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	－	－	－	－	－	－	－
未決済取引	－	－	－	－	－	－	－
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)	－	－	－	－	－	－	－
合計（信用リスク・アセットの額）	－	－	－	－	－	48,148	－

（注）最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、５年度については、記載しておりません。

⑦ ポートフォリオの区分ごとのＣＣＦ適用後および信用リスク削減手法の効果を勘案した後のエクスポージャーの額									
【６年度】									
(単位：百万円)									
項 目	信用リスク・エクスポージャーの額（ＣＣＦ・信用リスク削減手法適用後）								
	0%	20%	50%	100%	150%	その他	合計		
我が国の中央政府及び中央銀行向け	1,502					0	1,502		
外国の中央政府及び中央銀行向け									
国際決済銀行等向け									
	0%	10%	20%	50%	100%	150%	その他	合計	
我が国の地方公共団体向け	89						0	89	
外国の中央政府等以外の公共部門向け									
地方公共団体金融機構向け									
我が国の政府関係機関向け									
地方三公社向け									
	0%	20%	30%	50%	100%	150%	その他	合計	
国際開発銀行向け									
	20%	30%	40%	50%	75%	100%	150%	その他	合計
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	109,871	2,012						1	111,884
（うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）									
	10%	15%	20%	25%	35%	50%	100%	その他	合計
カバード・ボンド向け									

	20%	50%	75%	80%	85%	100%	130%	150%	その他	合計			
法人等向け (特定貸付債権向けを含む。)						41			0	41			
(うち特定貸付債権向け)													
	100%		150%		250%		400%		その他	合計			
劣後債権及びその 他資本性証券等													
株式等					329				0	329			
	45%		75%			100%			その他	合計			
中堅中小企業等向 け及び個人向け	9		458			655			718	1,840			
(うちトランザクター向け)	9								0	9			
	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.50%	40%	50%	62.50%	70%	75%	その他	合計
不動産関連向け うち自己居住用不動産等向け					5,211						182	1	5,394
	30%	35%	43.75%	45%	56.25%	60%	75%	93.75%	105%	150%	その他	合計	
不動産関連向け うち賃貸用不動産向け						1,140			1,283		0	2,423	
	70%		90%		110%		112.50%		150%		その他	合計	
不動産関連向け うち事業用不動産関連向け													
	60%				その他				合計				
不動産関連向け うちその他不動産関連向け													
	100%			150%			その他			合計			
不動産関連向け うちＡＤＣ向け													
	50%		100%			150%		その他		合計			
延滞等向け（自己居住 用不動産等向けを除く。）	36		63			85		1		185			
自己居住用不動産等向けエ クスポートジャーに係る延滞			15					0		15			
	0%		10%		20%		100%		その他		合計		
現金	535								0		535		
取立未済手形					13				0		13		
信用保証協会等によ る保証付	0		18,557							3	18,560		
株式会社地域経済活性化 支援機構等による保証付													
共済約款貸付													

（注）最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、５年度については、記載しておりません。

⑧ 信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト1250%を適用する残高 (単位：百万円)

		5年度		
		格付あり	格付なし	計
信用リスク削減効果勘案後残高	リスク・ウェイト 0%	－	3,173	3,173
	リスク・ウェイト 2%	－	－	－
	リスク・ウェイト 4%	－	－	－
	リスク・ウェイト 10%	－	18,918	18,918
	リスク・ウェイト 20%	－	117,666	117,666
	リスク・ウェイト 35%	－	4,388	4,388
	リスク・ウェイト 50%	－	55	55
	リスク・ウェイト 75%	－	575	575
	リスク・ウェイト 100%	－	10,824	10,824
	リスク・ウェイト 150%	－	9	9
	リスク・ウェイト 250%	－	4,537	4,537
その他		－	－	－
リスク・ウェイト1250%		－	－	－
計		－	160,148	160,148

(注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスクウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
3. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

⑨ 資産(オフ・バランス取引等含む)残高等リスク・ウェイト区分内訳表 (単位：百万円)

リスク・ウェイト区分	6年度			
	CCF・信用リスク削減効果適用前エクスポージャー		CCFの加重平均値（%）	資産の額および与信相当額の合計額（CCF・信用リスク削減効果適用後）
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目		
40%未満	138,149	－	－	137,802
40%～70%	1,191	92	10%	1,185
75%	642	43	10%	641
80%	－	－	－	－
85%	712	－	－	709
90%～100%	778	0	10%	776
105%～130%	1,297	－	－	1,283
150%	85	－	－	85
250%	329	－	－	329
400%	－	－	－	－
1250%	－	－	－	－
その他	1	7	10%	2
合 計	143,188	143	10%	142,816

注) 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い、「リスク・ウェイト区分」の変更や「CCFの加重平均値」の追加等を行っております。

(4) 信用リスク削減手法に関する事項

- ① 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要
- 連結自己資本比率の算出にあつて、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」において定めています。信用リスク削減手法の適用及び管理方針、手続は、ＪＡのリスク管理の方針及び手続に準じて行っています。ＪＡのリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容をご参照ください。

② 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額 (単位：百万円)

区 分	5年度		
	適格金融資産担保	保証	クレジット・デリバティブ
地方公共団体金融機関向け	－	－	－
我が国の政府関係機関向け	－	－	－
地方三公社向け	－	－	－
金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け	－	－	－
法人等向け	－	－	－
中小企業等向け及び個人向け	6	0	－
抵 当 権 住 宅 ロ ー ン	0	－	－
不 動 産 取 得 等 事 業 向 け	－	－	－
三 月 以 上 延 滞 等	－	－	－
証 券 化	－	－	－
中 央 清 算 機 関 関 連	－	－	－
上 記 以 外	－	－	－
合 計	7	0	－

(注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
3. 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他資産（固定資産等）が含まれます。
5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織の信用リスクを対象）に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

(単位：百万円)

区 分	6年度		
	適格金融資産担保	保証	クレジット・デリバティブ
地方公共団体金融機構向け	－	－	－
我が国の政府関係機関向け	－	－	－
地方三公社向け	－	－	－
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	－	－	－
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	－	－	－
中堅中小企業等向け及び個人向け	4	0	－
自己居住用不動産等向け	－	－	－
貸 貸 用 不 動 産 向 け	－	－	－
事業用不動産関連向け	－	－	－
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	－	－	－

自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	－	－	－
証 券 化	－	－	－
中 央 清 算 機 関 関 連	－	－	－
上 記 以 外	－	－	－
合 計	4	0	－

(注) 1.「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
2.「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。
3.「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
4.「上記以外」には、現金・外国の中央政府および中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産(固定資産等)等が含まれます。
5.「クレジット・デリバティブ」とは、第三者(参照組織)の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者(プロテクションの買い手)と信用リスクを取得したい者(プロテクションの売り手)との間で契約を結び、参照組織に信用事由(延滞・破産など)が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

(5) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

(6) 証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

(7) CVAリスクに関する事項

該当する取引はありません。

(8) マーケット・リスクに関する事項

該当する取引はありません。

(9) オペレーショナル・リスクに関する事項

① オペレーショナル・リスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

連結グループにかかるオペレーショナル・リスク管理は、子会社においてはJ Aのリスク管理及びその手続に準じたリスク管理を行っています。また、関連会社については、これらに準じたリスク管理態勢を構築しています。J Aのリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容をご参照ください。

(10) 出資等または株式等エクスポージャーに関する事項

① 出資等または株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

連結グループにかかる出資等または株式等エクスポージャーに関するリスク管理は、子会社においてはJ Aのリスク管理及びその手続に準じたリスク管理を行っています。また、関連会社についても、子会社に準じたリスク管理態勢を構築しています。J Aのリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容をご参照ください。

② 出資等または株式等エクスポージャーの連結貸借対照表計上額及び時価 (単位：百万円)

	5年度		6年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上 場	－	－	－	－
非 上 場	4,793	4,793	4,793	4,793
合 計	4,793	4,793	4,793	4,793

(注)「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

③ 出資等または株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

該当はありません。

④ 連結貸借対照表で認識され、連結損益計算書で認識されない評価損益の額

(保有区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等)

該当はありません。

⑤ 連結貸借対照表及び連結損益計算書で認識されない評価損益の額

(子会社・関連会社株式の評価損益等)

該当はありません。

(11) リスク・ウエイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

該当はありません。

(12) 金利リスクに関する事項

① 金利リスクの算定手法の概要

連結グループの金利リスクの算定手法は、J Aの金利リスクの算定手法に準じた方法により行っています。J Aの金利リスクの算定手法は、単体の開示内容をご参照ください。

② 金利リスクに関する事項 (単位：百万円)

I R R B B1：金利リスク					
項番		△ E V E		△ N I I	
		前期末	当期末	前期末	当期末
1	上方パラレルシフト	1,492	1,221	101	81
2	下方パラレルシフト	0	0	0	0
3	スティープ化	1,523	1,281		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下	124	169		
7	最大値	1,523	1,281	101	81
		前期末		当期末	
8	自己資本の額	9,371		9,512	

3. 財務諸表の正確性等にかかる確認

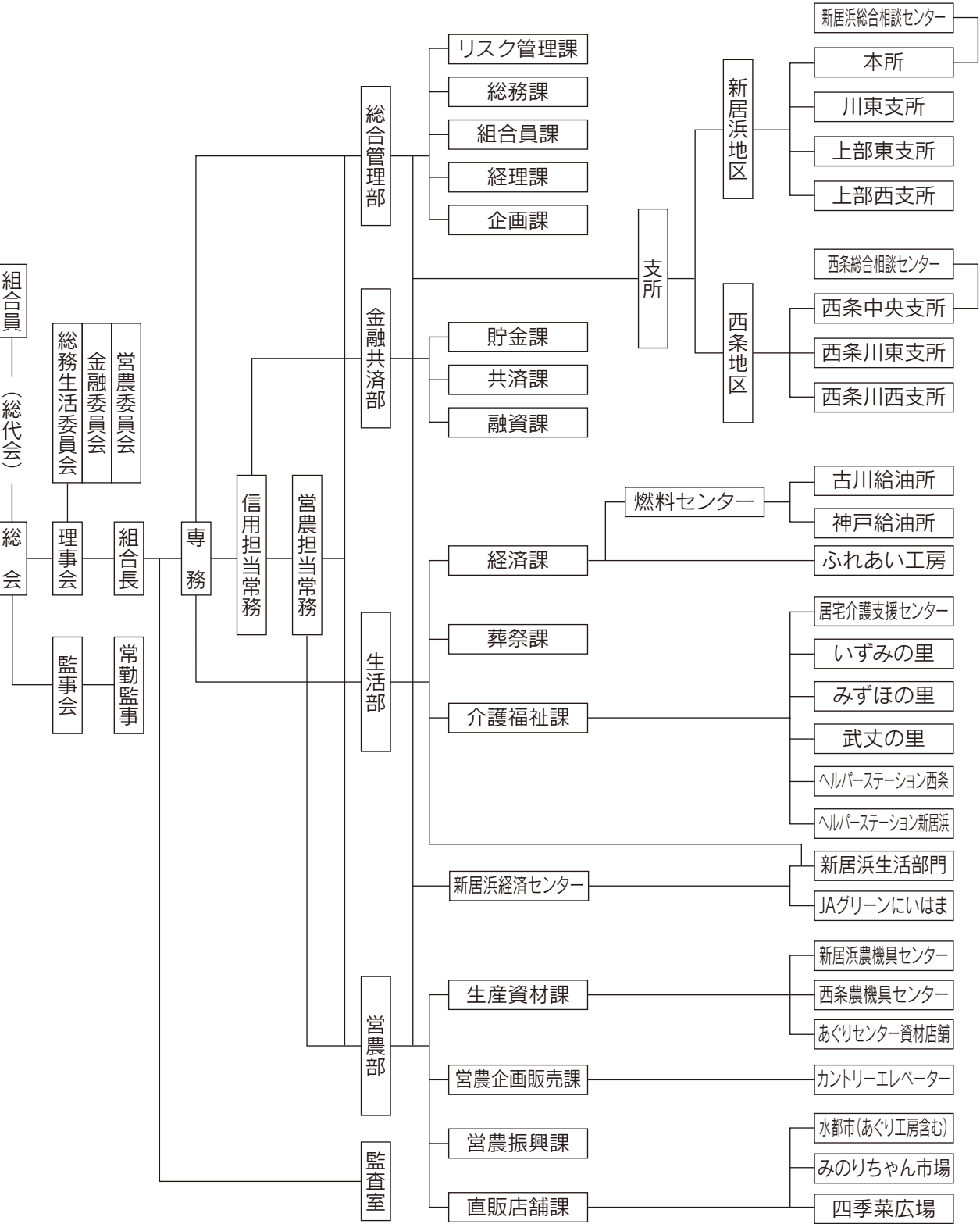
確 認 書

- 1 私は、当JAの令和6年4月1日から令和7年3月31日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において、農業協同組合法施行規則に基づき適正に表示されていることを確認いたしました。
- 2 この確認を行うに当たり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しております。
- (1) 業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
- (2) 業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
- (3) 重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

令和7年7月17日
えひめ未来農業協同組合
代表理事組合長 岡部 成彦

【JAの概要】

1. 機構図(7年4月現在)



2. 役員構成 (役員一覧)

(7年7月現在)

役 職	氏 名	役 職	氏 名
代表理事組合長	岡 部 成 彦	理 事	田 坂 廣 志
代 表 理 事 専 務	高 橋 和 久	理 事	伊 藤 龍 二
常 務 理 事	塩 出 剛	理 事	真 木 和 親
常 務 理 事	伊 藤 津 好	理 事	日 野 典 子
理 事	三 船 一 良	理 事	井 上 雅 貴
理 事	安 藤 治 一	理 事	石 川 篤 志
理 事	佐 光 正 裕	理 事	津 島 美智子
理 事	藤 田 均	理 事	三 浦 和 代
理 事	原 英 俊	代 表 監 事	一 色 信 之
理 事	高 橋 和 明	常 勤 監 事	鈴 木 啓 司
理 事	村 上 嘉 一	監 事	横 川 達 良
理 事	渡 邊 勝 俊	監 事	菅 美智晃
理 事	松 木 隆 嗣	監 事	大 隆 政 子
理 事	越 智 哲 治	監 事	上 地 貞 之
理 事	明 比 典 正	監 事 退 任	明 比 卓 志
理 事	宮 崎 桂 一		

3. 会計監査人の名称

みのり監査法人(7年7月現在) 所在地 東京都港区芝5-29-11 G－B A S E田町 14階

4. 組合員数

(単位：人、団体)

区 分	5年度	6年度	増減
正 組 合 員	5,319	5,095	△ 224
	個 人	5,072	△ 225
	法 人	23	1
准 組 合 員	18,570	18,724	154
	個 人	18,706	154
	法 人	18	0
合 計	23,889	23,819	△ 70

5. 組合員組織の状況

(単位：人)

組織名	構成員数	組織名	構成員数
運 営 委 員 会	563	白 ね ぎ 部 会	23
女 性 部	873	里 芋 部 会	52
い ず み の 会	70	絹 かわ な す 部 会	13
年 金 友 の 会	11,497	ときめき水都市	719
青 農 く ら ぶ	117	た ま ね ぎ 部 会	8
青 年 部	24	ハ ウ ス 部 会	1
稲 作 部 会	720	一 寸 蚕 豆 部 会	4
麦 作 部 会	49	キ ュ ウ リ 部 会	4
ほうれん草部会	17	果 樹 部 会	24
い ち ご 部 会	15	畜 産 部 会	2
七 草 部 会	14	あ か が ね 市 部 会	464
青 ね ぎ 部 会	4		

当JAの組合員組織を記載しています。

6. 特定信用事業代理業者の状況

該当はありません。

7. 地区一覧

新居浜市(別子山を除く)、西条市明屋敷、荒川、安知生、安知生新開、飯岡、市之川、大浜、大保木、大町、神拝、喜多川、黒瀬、栄町、坂元、下島山、新田、洲之内、千町、大師町、玉津、朔日市、津越、禎瑞、天神、兔之山、中奥、中西、中西新開、中野、鍋倉新開、檜木、西相生、西泉、西泉西新開、西泉東新開、西田、西田新開、西田西新開、西之川、野々市、早川、ひうち、東相生、東之川、東町、樋之口、氷見、氷見石岡新開、氷見西新開、氷見東新開、氷見南新開、福武、藤之石、船屋、古川、保野、本町、丸野、港、明神木区域

8. 沿革・あゆみ

昭和 38年 1月 新居浜市内 10農協が合併し、新居浜市農業協同組合発足
昭和 40年11月 西条市内 8農協が合併し、西条市農業協同組合発足
令和 2年 5月 J A西条・J A新居浜市合併契約調印
令和 2年11月 J A西条・J A新居浜市合併、新「えひめ未来農業協同組合」発足
令和 4年 3月 健康増進施設「武丈の湯」閉館
令和 4年 4月 農産物直売所「ときめき水都市」リニューアルオープン
令和 4年 7月 神戸・橘・氷見・禎瑞支所を統合し西条川西支所をオープン
令和 5年10月 飯岡支所・大町支所を統合し西条川東支所をオープン
令和 6年 3月 玉津支所・中央支所を統合し西条中央支所をオープン
令和 7年 3月 本所・高津支所・金子支所を統合し本所をオープン

9. 店舗等のご案内

(6年7月現在)

施 設 名	住 所		電話番号	ATM設置台数
本 館	〒792-0804	新居浜市田所町3-63	0897-37-1004	
新 居 浜 総 合 相 談 セ ン タ ー	〒792-0804	新居浜市田所町3-63	0897-37-8739	
直売所あかがね市「四季菜広場」	〒792-0804	新居浜市田所町3-63	0897-31-0181	
本 所	〒792-0804	新居浜市田所町3-63	0897-34-0856	2台
川 東 支 所	〒792-0881	新居浜市松神子1-2-35	0897-46-1888	1台
上 部 東 支 所	〒792-0823	新居浜市外山町15-37	0897-41-0823	2台

施 設 名		住 所		電話番号	ATM設置台数
上 部 西 支 所		〒792-0050	新居浜市萩生1168-1	0897-41-0821	1 台
新居浜経済センター	J A グリー ン に い は ま (営 農 資 材/生 活 資 材)	〒792-0812	新居浜市坂井町3-10-40	0897-41-7016	
	(共 販/営 農 指 導/育 苗)			0897-41-5701	
	(住 宅)			0897-41-7607	
	(葬 祭 / 観 光)			0897-41-0983	
	(生 活 指 導)			0897-41-7016	
	(燃 料 (L P ガ ス))			0897-41-8215	
	(ヘルパーステーション新居浜)			0897-47-5900	
	新居浜農機具センター			0897-41-7600	
	食 配 直 通 電 話				0897-41-0800 フリーダイヤル0120-340801
西 条 総 合 相 談 セ ン タ ー		〒793-0041	西条市神拝甲478-1	0897-56-1818	
あ ぐ り セ ン タ ー		〒793-0052	西条市中西新開111-1	0897-56-9000	
西 条 中 央 支 所		〒793-0041	西条市神拝甲478-1	0897-56-1800	2台
西 条 川 西 支 所		〒793-0052	西条市中西新開111-1	0897-56-3770	1台
西 条 川 東 支 所		〒793-0030	西条市大町200-4	0897-56-5111	1台
燃 料 セ ン タ ー (L P ガ ス)		〒793-0053	西条市洲之内甲163	0897-66-8817 0897-56-9050	
神 戸 給 油 所		〒793-0053	西条市洲之内甲163-3	0897-56-5000	
古 川 給 油 所		〒793-0044	西条市古川甲297-2	0897-55-4186	
居 宅 介 護 支 援 セ ン タ ー		〒793-0030	西条市神拝甲478-1	0897-52-1519	
ヘルパーステーション西条				0897-52-1500	
デイサービスセンターいずみの里		〒793-0030	西条市大町200-6	0897-52-1600	
デイサービスセンターみずほの里		〒793-0061	西条市禎瑞1033	0897-56-3100	
小規模多機能型居宅介護施設武丈の里		〒793-0030	西条市大町200-6	0897-55-2101	
西 条 農 機 具 セ ン タ ー		〒793-0052	西条市中西新開60	0897-56-1805	
カ ン ト リ ー エ レ ベ ー タ ー		〒793-0052	西条市中西新開60	0897-55-5770	
グ リ ー ン セ ン タ ー		〒793-0063	西条市西泉東新開1-1	0897-56-8118	
ホ ワ イ ト セ ン タ ー		〒793-0063	西条市西泉甲101	0897-57-6112	
神 戸 野 菜 集 出 荷 場		〒793-0053	西条市洲之内甲343-1	0897-55-8133	
直 売 所 と き め き 水 都 市		〒793-0041	西条市神拝甲487-4	0897-53-6790	
食 配 (ひ め ラ イ ス ・ み そ)		〒793-0041	西条市神拝甲487-4	0897-55-1200 フリーダイヤル0120-801201	
こ め っ こ ぼ ん 。 あ ぐ り 工 房		〒793-0041	西条市神拝甲487-4	0897-53-6790	
直 売 所 み の り ち ゃ ん 市 場		〒793-0025	西条市栄町260	0897-53-7333	
ふ れ あ い 工 房		〒793-0041	西条市神拝甲487-1	0897-55-0160	

●関連施設●

総合葬祭式場 ルミエール西条	〒793-0030	西条市大町937-1	0897-56-2500	
------------------	-----------	------------	--------------	--

DISCLOSURE 2025
えひめ未来農業協同組合の現況

発 行 令和7年7月
編 集 えひめ未来農業協同組合 総合管理部
〒792-0804 新居浜市田所町3-63
TEL (0897) 37-1004
印刷所 東田印刷株式会社



JAえひめ未来キャラクター



JAえひめ未来
JA EHIME MIRAI

〒792-0804 愛媛県新居浜市田所町3-63
TEL (0897) 37-1004 / FAX (0897) 34-1185
<https://ja-ehimemirai.or.jp>